

令和元年9月6日 開 会

令和元年9月27日 閉 会

令和元年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月6日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 諸般の報告について	4
○日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告	5
○日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告	5
○日程第6 議第86号から日程第18 議第96号まで	5
林市長提案説明	5
○散 会（午前10時26分）	11

9月13日（金曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	14
○出席議員	15
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	16
○開 議（午前10時00分）	17
○日程第1 質 疑（議第86号から議第96号まで）	17
1番 寺町祥江議員質疑	17
奥田理事兼企画財政課長答弁	17
1番 寺町祥江議員質疑	18
奥田理事兼企画財政課長答弁	18

1 番 寺町祥江議員質疑	18
奥田理事兼企画財政課長答弁	19
1 番 寺町祥江議員質疑	19
奥田理事兼企画財政課長答弁	20
2 番 加藤裕章議員質疑	20
長野まちづくり・企業支援課長答弁	20
2 番 加藤裕章議員質疑	21
長野まちづくり・企業支援課長答弁	21
2 番 加藤裕章議員質疑	21
長野まちづくり・企業支援課長答弁	21
2 番 加藤裕章議員質疑	22
長野まちづくり・企業支援課長答弁	22
2 番 加藤裕章議員質疑	22
長野まちづくり・企業支援課長答弁	22
2 番 加藤裕章議員質疑	23
長野まちづくり・企業支援課長答弁	23
○休 憩（午前10時21分）	23
○再 開（午前10時22分）	23
2 番 加藤裕章議員質疑	23
長野まちづくり・企業支援課長答弁	23
7 番 村瀬誠三議員質疑	24
長野まちづくり・企業支援課長答弁	24
7 番 村瀬誠三議員質疑	25
長野まちづくり・企業支援課長答弁	26
7 番 村瀬誠三議員質疑	26
長野まちづくり・企業支援課長答弁	27
7 番 村瀬誠三議員質疑	27
此島理事兼総務課長答弁	27
7 番 村瀬誠三議員質疑	29
此島理事兼総務課長答弁	29
○休 憩（午前10時45分）	30
○再 開（午前11時00分）	30

7番 村瀬誠三議員質疑	30
宇野副市長答弁	31
7番 村瀬誠三議員質疑	32
宇野副市長答弁	32
7番 村瀬誠三議員質疑	32
奥田理事兼企画財政課長答弁	32
7番 村瀬誠三議員質疑	33
奥田理事兼企画財政課長答弁	34
7番 村瀬誠三議員質疑	34
奥田理事兼企画財政課長答弁	34
7番 村瀬誠三議員質疑	34
三嶋農林畜産課長答弁	35
7番 村瀬誠三議員質疑	35
三嶋農林畜産課長答弁	36
7番 村瀬誠三議員質疑	37
三嶋農林畜産課長答弁	37
6番 操 知子議員質疑	37
藤田健康介護課長答弁	38
4番 加藤義信議員質疑	38
浅野子育て支援課長答弁	39
4番 加藤義信議員質疑	39
浅野子育て支援課長答弁	39
4番 加藤義信議員質疑	39
浅野子育て支援課長答弁	39
4番 加藤義信議員質疑	40
浅野子育て支援課長答弁	40
4番 加藤義信議員質疑	41
浅野子育て支援課長答弁	41
4番 加藤義信議員質疑	41
浅野子育て支援課長答弁	41
4番 加藤義信議員質疑	42
浅野子育て支援課長答弁	42

4 番 加藤義信議員質疑	42
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	42
4 番 加藤義信議員質疑	43
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	43
8 番 福井一徳議員質疑	43
此島理事兼総務課長答弁	44
8 番 福井一徳議員質疑	46
此島理事兼総務課長答弁	46
8 番 福井一徳議員質疑	46
此島理事兼総務課長答弁	47
○休 憩 (午後 0 時00分)	47
○再 開 (午後 1 時00分)	47
8 番 福井一徳議員質疑	47
三嶋農林畜産課長答弁	48
奥田理事兼企画財政課長答弁	48
8 番 福井一徳議員質疑	49
三嶋農林畜産課長答弁	49
奥田理事兼企画財政課長答弁	49
8 番 福井一徳議員質疑	50
○休 憩 (午後 1 時10分)	50
○再 開 (午後 1 時11分)	50
8 番 福井一徳議員質疑	50
此島理事兼総務課長答弁	50
林市長答弁	51
8 番 福井一徳議員質疑	51
三嶋農林畜産課長答弁	52
8 番 福井一徳議員質疑	52
○休 憩 (午後 1 時17分)	52
○再 開 (午後 1 時18分)	52
8 番 福井一徳議員質疑	52
三嶋農林畜産課長答弁	53
8 番 福井一徳議員質疑	54

此島理事兼総務課長答弁	55
8番 福井一徳議員質疑	55
長野まちづくり・企業支援課長答弁	55
8番 福井一徳議員質疑	56
長野まちづくり・企業支援課長答弁	56
8番 福井一徳議員質疑	56
奥田理事兼企画財政課長答弁	57
8番 福井一徳議員質疑	57
奥田理事兼企画財政課長答弁	57
8番 福井一徳議員質疑	58
長野まちづくり・企業支援課長答弁	58
8番 福井一徳議員質疑	58
長野まちづくり・企業支援課長答弁	59
8番 福井一徳議員質疑	59
長野まちづくり・企業支援課長答弁	60
8番 福井一徳議員質疑	61
○休憩（午後1時46分）	61
○再開（午後1時49分）	61
8番 福井一徳議員質疑	61
長野まちづくり・企業支援課長答弁	61
8番 福井一徳議員質疑	62
長野まちづくり・企業支援課長	62
○休憩（午後1時53分）	62
○再開（午後1時54分）	62
14番 藤根圓六議員質疑	62
藤田健康介護課長答弁	63
14番 藤根圓六議員質疑	63
藤田健康介護課長答弁	63
14番 藤根圓六議員質疑	64
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	64
14番 藤根圓六議員質疑	64
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	65

9番 山崎 通議員質疑	65
谷村市民環境課長答弁	65
○休憩（午後2時04分）	65
○再開（午後2時05分）	65
大西建設課長答弁	66
9番 山崎 通議員質疑	66
谷村市民環境課長答弁	66
大西建設課長答弁	67
○日程第2 委員会付託（議第86号から議第96号まで）	67
○散会（午後2時10分）	67

9月20日（金曜日）第3号

○議事日程	69
○本日の会議に付した事件	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○説明のため出席した者の職氏名	69
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	70
○開議（午前10時00分）	71
○日程第1 一般質問	71
1. 9番 山崎 通議員質問	71
（1）頻発する豪雨災害への備えは万全か？	71
此島理事兼総務課長答弁	71
山崎 通議員質問	73
此島理事兼総務課長答弁	74
（2）市議会議員定数について	75
此島理事兼総務課長答弁	75
山崎 通議員質問	76
此島理事兼総務課長答弁	77
○休憩（午前10時25分）	77
○再開（午前10時27分）	77
○休憩（午前10時27分）	77

○再	開（午前10時32分）	77
	山崎 通議員発言	77
	(3) 耕作放棄地と農業振興について	78
	三嶋農林畜産課長答弁	78
	山崎 通議員質問	79
	三嶋農林畜産課長答弁	79
2.	13番 武藤孝成議員質問	80
	(1) 空き家対策について	80
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	82
	武藤孝成議員質問	84
	長野まちづくり・企業支援課長答弁	85
	武藤孝成議員質問	86
	林市長答弁	86
○休	憩（午前11時14分）	87
○再	開（午前11時30分）	87
3.	12番 石神 真議員質問	87
	(1) 国道418号について	87
	大西建設課長答弁	88
	石神 真議員質問	88
	大西建設課長答弁	89
4.	4番 加藤義信議員質問	90
	(1) 消防団員の支援について	90
	此島理事兼総務課長答弁	91
	加藤義信議員質問	93
	此島理事兼総務課長答弁	94
	加藤義信議員質問	96
	此島理事兼総務課長答弁	97
○休	憩（午後0時08分）	97
○再	開（午後1時00分）	97
	(2) 食品ロス削減に向けての取り組みについて	97
	此島理事兼総務課長答弁	98
	鬼頭理事兼学校教育課長答弁	99

谷村市民環境課長答弁	100
加藤義信議員質問	101
谷村市民環境課長答弁	101
5. 5番 郷 明夫議員質問	102
(1) 歳入の確保について	102
此島理事兼総務課長答弁	104
郷 明夫議員質問	106
林市長答弁	106
郷 明夫議員発言	107
(2) 財政調整基金について	107
奥田理事兼企画財政課長答弁	108
郷 明夫議員質問	109
奥田理事兼企画財政課長答弁	109
○休 憩 (午後1時50分)	109
○再 開 (午後2時05分)	109
6. 3番 古川雅一議員質問	109
(1) 選挙の投票率向上について	109
此島理事兼総務課長答弁	110
古川雅一議員質問	111
此島理事兼総務課長答弁	112
(2) 外来植物への対策について	112
谷村市民環境課長答弁	113
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	114
7. 11番 上野欣也議員質問	115
(1) いじめのない明るい学校づくり	115
林市長答弁	117
服部教育長答弁	117
上野欣也議員質問	119
服部教育長答弁	121
上野欣也議員発言	122
○散 会 (午後3時01分)	123

9月25日（水曜日）第4号

○議事日程	125
○本日の会議に付した事件	125
○出席議員	125
○欠席議員	125
○説明のため出席した者の職氏名	125
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	126
○開　　議（午前10時00分）	127
○日程第1　一般質問	127
9. 1番　寺町祥江議員質問	127
（1）福祉のまちづくりについて	127
江尾福祉課長答弁	128
寺町祥江議員質問	129
宇野副市長答弁	130
浅野子育て支援課長答弁	130
寺町祥江議員質問	131
此島理事兼総務課長答弁	132
（2）障がいのある子どもたちへの支援について	132
江尾福祉課長答弁	132
寺町祥江議員質問	133
江尾福祉課長答弁	134
寺町祥江議員質問	135
江尾福祉課長答弁	135
○休　　憩（午前10時32分）	136
○再　　開（午前10時33分）	136
10. 6番　操　知子議員質問	136
（1）農地について	136
三嶋農林畜産課長答弁	137
操　知子議員質問	138
三嶋農林畜産課長答弁	138
操　知子議員質問	139
三嶋農林畜産課長答弁	139

(2) 子どもの不登校と自殺対策	140
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	140
操 知子議員質問	142
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	142
(3) 骨粗しょう症検診の推進について	143
藤田健康介護課長答弁	143
操 知子議員質問	144
○休 憩 (午前11時06分)	144
○再 開 (午前11時06分)	144
林市長答弁	145
○休 憩 (午前11時07分)	145
○再 開 (午前11時20分)	145
11. 8番 福井一徳議員質問	145
(1) インター完成にむけた山縣市公共交通網の再編について	145
奥田理事兼企画財政課長答弁	147
長野まちづくり・企業支援課長答弁	148
福井一徳議員質問	149
奥田理事兼企画財政課長答弁	151
福井一徳議員質問	152
奥田理事兼企画財政課長答弁	152
(2) 非核平和都市宣言に基づく平和教育、平和関連事業の実施状況について	153
此島理事兼総務課長答弁	154
鬼頭理事兼学校教育課長答弁	156
土井生涯学習課長答弁	156
林市長答弁	156
福井一徳議員質問	156
林市長答弁	157
○休 憩 (午後0時06分)	158
○再 開 (午後0時07分)	158
○散 会 (午後0時07分)	158

9月27日(金曜日)第5号

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	161
○出席議員	163
○欠席議員	163
○説明のため出席した者の職氏名	163
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	164
○開　　議（午前10時13分）	165
○日程第1　常任委員会委員長報告	165
○日程第2　委員長報告に対する質疑	167
6番　操　知子議員質疑	168
○休　　憩（午前10時29分）	168
○再　　開（午前10時32分）	168
古川雅一総務産業建設常任委員会委員長答弁	168
○日程第3　討　　論（議第86号から議第96号まで）	168
8番　福井一徳議員反対討論	168
○日程第4　採　　決（議第86号から議第96号まで）	171
○日程第5　議員の派遣について	174
○閉　　会（午前10時48分）	174
○会議録署名者	174

令和元年9月6日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 9月6日（金曜日）

○議事日程 第1号 令和元年9月6日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第6 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 日程第7 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 日程第10 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議第94号 市道路線の認定について
- 日程第17 議第95号 市道路線の廃止について
- 日程第18 議第96号 市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第5	報第9号	山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
日程第6	議第86号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
日程第7	議第87号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第8	議第88号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議第89号	山県市森林環境整備基金条例について
日程第10	議第90号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第11	認第1号	平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認第2号	平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第13	議第91号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議第92号	令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議第93号	令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議第94号	市道路線の認定について
日程第17	議第95号	市道路線の廃止について
日程第18	議第96号	市道路線の変更について

○出席議員（14名）

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
7番	村瀬誠三君	8番	福井一徳君
9番	山崎通君	10番	吉田茂広君
11番	上野欣也君	12番	石神真君
13番	武藤孝成君	14番	藤根圓六君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長 林 宏 優 君 副市長 宇野 邦 朗 君

教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時00分開会

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田茂広君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番 寺町祥江君、2番 加藤裕章君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田茂広君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの22日間とし、9月7日から12日まで、14日から19日まで、21日から24日まで及び26日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月27日までの22日間とし、9月7日から12日、14日から19日、21日から24日まで及び26日を休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（吉田茂広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和元年6月から8月までに執行した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月11日に、全国市議会議長会議が東京国際フォーラムにて開催され、会議では会務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

翌日の6月12日に、市議会議員共済会の代議員会が東京砂防会館別館にて開催され、会議では事務報告があり、議案を審議し、原案のとおり可決されました。

7月5日、各務原市において岐阜県市議会議長会議が開催され、武藤副議長と出席いたしました。会議では、会務報告の後、本市から提出した2議案を含む6件を審議し、原案のとおり可決されました。

なお、次期開催地は可児市と決定されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（吉田茂広君） 日程第4、報第8号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。
-

日程第5 報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

- 議長（吉田茂広君） 日程第5、報第9号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件ですので、御承知おきください。
-

日程第6 議第86号から日程第18 議第96号まで

- 議長（吉田茂広君） 日程第6、議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、日程第7、議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第89号 山県市森林環境整備基金条例について、日程第10、議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第11、認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）、日程第14、議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議第94号 市道路線の認定について、日程第17、議第95号 市道路線の廃止について、日程第18、議第96号 市道路線の変更について、以上13議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

- 市長（林 宏優君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和元年山県市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、8月4日に高山市で開催されました消防感謝祭第68回岐阜県消防操法大会には、自動車ポンプ操法の部におきまして山県市消防団第2分団が出場されました。この出場された第2分団の選手は、連日の訓練により磨かれた操法技術とチームワークを遺憾なく発揮し、すばらしい操法を披露していただきました。連日の暑さにかかわらず厳しい訓練に励んでこられた選手を初め、関係者の御努力は、本市の消防・防災力の強化につながるものと確信をいたしているところでございます。

また、11月13日に横浜市で開催されます第24回全国女性消防操法大会に、岐阜県女性消防隊を代表しまして山県市女性消防隊が出場をいたします。本市の女性消防隊は5月より、関係者の御協力をいただきながら厳しい訓練に励んでおりまして、大会ではすばらしい操法を披露してくれることを期待いたしております。

また、令和元年8月27日から29日にかけて、前線に伴う大雨は、佐賀県、福岡県、長崎県で記録的な大雨を記録し、河川の氾濫による浸水害、土砂災害が発生し、甚大な被害をもたらしました。

お亡くなりになられた方々と御遺族に対し深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興、そして再建を願うところでございます。

また、本年度も、市民の皆様には避難・救助訓練を通じて常日ごろから防災意識を持っていただき、災害に備えていただくことを目的に、南海トラフ地震を想定した山県市総合防災訓練を10月27日に、日曜日でございますが、いわ桜小学校を会場として実施する予定でございます。

行政と市民の皆様が信頼ときずなで結ばれ、今まで以上に災害に強いまちづくりを推進していくため、自治会関係者及び関係団体の皆様には御協力をお願い申し上げますとともに、また、議員各位におかれましても、市民の皆様の御参加、御協力につきまして御配慮いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、地域防災力の向上に向けては、公助の取り組みはもちろんでございますが、公助の取り組みが欠かせません。

今年度も、自治会や地区公民館など地域が主体となり、防災訓練や防災講座を通じてみずからの防災意識の向上を図る取り組みが行われております。その指導や講師は、山県市総合ボランティアセンターの防災士が務めておられます。

今後も、本格的な台風シーズンを迎えますが、自治会などの地域におきましても、こ

の総合ボランティアなどのボランティアの皆様方と連携をして、防災訓練、防災講座がより活発に行われますことを期待しております。

それでは、本日御提案いたしております案件を御説明させていただきます。

本日提案いたしております案件は、報告案件2件、条例案件5件、認定案件2件、補正予算案件3件、その他案件3件の計15案件でございます。

それでは、上程されました13案件につきまして御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー1をお願いいたします。

資料ナンバー1の7ページ、8ページの議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきましては、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を削るよう関係法律が改正されることに伴いまして、本市の4つの条例について所要の規定整備を行うものでございます。

次に、9ページ、10ページの議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載を可能としました住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴いまして、本市においても印鑑登録証明書に旧氏を記載することができるよう条例の一部を改正するものでございます。

次に、11ページ12ページの議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う、本年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に当たり、対象となる認定保護者の利用者負担額を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、13ページ、14ページの議第89号 山県市森林環境整備基金条例につきましては、本年度より国から交付されている森林環境譲与税の本年度事業への充当残余の額について、基金として積み立て、今後の森林整備及びその促進に要する費用の財源として必要に応じて活用するため、条例を制定するものでございます。

次に、15ページの議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道法の一部改正によりまして、給水装置工事事業者の指定の更新制度が導入されることに伴い、その指定更新事務の手数料について新たに定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いいたします。

資料ナンバー4、認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5、認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれ監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー 4 の 2 及び資料ナンバー 5 の 2 の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を、別冊の資料ナンバー 4 の 3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただきます。

次に、補正予算について御説明を申し上げます。資料ナンバー 6 をお願いいたします。

資料ナンバー 6、議第91号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に5,785万円を追加し、その総額を142億5,460万1,000円とするほか、地方債の補正をしようとするものでございます。

まずは、9ページの歳出明細をごらん願います。

9ページ、総務費、総務管理費の上段、一般管理費1,028万3,000円は、本年10月から職員として社会人経験者5名を採用しようとするため、人件費を追加するものでございます。

下段の財産管理費につきましては、本庁舎空調改修工事の財源について、地域活性化事業債の借入れが可能となりましたので、一般財源から財源更正を行うものでございます。

次の戸籍住民基本台帳費299万5,000円は、個人番号カードを活用した環境整備事務に必要な経費の増額を行うもので、その財源は、個人番号カード利用環境整備費補助金を見込んでおります。

また、印鑑登録システムの改修業務委託料は、議第87号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例に関連して、印鑑登録証明書に旧氏を記載することができるよう、システム改修の経費を追加しようとするものでございます。

続きまして、10ページの民生費、老人福祉費112万3,000円は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金の追加でございまして、その財源の全額を国庫補助金として見込んでおります。

次に、下段の児童福祉総務費99万円は、本年10月より施行される幼児教育・保育無償化の実施に伴い必要となる子育てのための施設等利用給付費負担金等を追加するものでございます。

続きまして、11ページの林業振興費1,469万9,000円につきましては、森林環境譲与税の用途について、既存事業への充当はできない旨の指摘がございましたので、本年度事業への充当残余の額について、議第89号で御説明を申し上げます山口市森林環境整備

基金に積み立てしようとするものでございます。

下段の商工費881万円につきましては、「麒麟がくる」関連事業といたしまして、土産を扱う販売店の開拓や製造事業者間の運用システム構築及び展示会などを開催し、山県市の魅力発信や認知度の向上に向けた経費の追加でございまして、その財源の2分の1は、清流の国ぎふ推進補助金を見込んでおります。

続きまして、12ページ、教育費の事務局費745万円は、児童福祉総務費と同様、子育てのための施設等利用給付費負担金等の幼稚園に関する事業費を追加するものでございます。

次に、13ページの学校管理費1,150万円は、高富小学校プールろ過装置取りかえ工事を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

7ページ上段の表の地方特例交付金345万円と地方交付税9,592万7,000円につきましては、本市への交付額の決定に伴い補正しようとするものでございます。

下段の表の国庫支出金と県支出金は、歳出で御説明申し上げました認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金、個人番号カード利用環境整備費補助金、清流の国ぎふ推進補助金を追加しようとするものでございます。

8ページ上段の財政調整基金繰入金7,828万6,000円の減額は、今般の補正に伴いまして余剰となります財源について、取り崩しを予定している財政調整基金を減額しようとするものでございます。中段の前年度繰越金780万円は、前年度決算の実質収支額を踏まえて減額しようとするものでございます。

下段の表の市債の総務費、地域活性化事業6,300万円は、後年度の償還額に交付税算入のある地方債の枠が確保できる見込みのため追加するものでございます。

消防費につきましては、緊急防災・減災事業で借入れを予定しておりました、防犯行政無線同報系設備更新事業の一部の額について、より有利な辺地対策事業債が確保できる見込みのため変更するものでございます。

臨時財政対策債2,600万円の減額は、本市の発行限度額が3億4,400万円と決定されたことに伴い減額するものでございます。

続いて、4ページにお戻り願います。

4ページの第2表、地方債補正は、辺地対策事業債と地域活性化事業債を追加するとともに、緊急防災・減災事業債と臨時財政対策債を減額しようとするものでございます。

なお、14ページ、15ページは補正予算給与費明細書を、16ページには地方債補正後の現在高の調書を添付させていただいております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

17ページ、議第92号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,810万6,000円を追加し、その総額を34億9,510万6,000円とするものでございます。

まずは、23ページをお開き願います。

歳出でございますが、償還金2,810万6,000円は、前年度精算返還金でございます。

22ページの歳入では、前年度決算を踏まえて繰越金1,129万3,000円を追加し、なお不足する財源は国民健康保険基金繰入金1,681万3,000円を追加いたしております。

続きまして、25ページをお開き願います。

議第93号 令和元年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,847万8,000円を追加し、その総額を27億6,501万5,000円とするものでございます。

まずは、32ページをお開き願います。

32ページの歳出でございますが、償還金2,847万8,000円は、前年度の実績確定に伴う、国と県及び支払基金の精算返還金でございます。

30ページの歳入明細では、国と県及び支払基金の補助金及び交付金の前年度の精算交付金でございますが、31ページでは、なお不足する財源は、介護給付費準備基金2,764万3,000円を追加いたしております。

次に、資料ナンバー1の16ページから19ページの御説明を申し上げます。

議第94号 市道路線の認定、議第95号 市道路線の廃止及び議第96号 市道路線の変更についてでございますが、これらの議案は、いずれも武士ヶ洞工業用地の開発に伴いまして既存の市道を整理するため、それぞれ路線認定、路線廃止及び路線変更するもので、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

16ページの議第94号 市道路線の認定につきましては、整理番号1、高富226号線を路線認定するため、17ページの議第95号 市道路線の廃止につきましては、整理番号2、高富214号線及び整理番号3、高富216号線を路線廃止とするため、18ページ、19ページの議第96号 市道路線の変更につきましては、整理番号4、高富129号線及び整理番号5、高富212号線は路線の終点を、整理番号6、高富213号線は路線の起点を、整理番号7、高富215号線は路線の起点及び終点を変更するものでございます。

以上、13案件につきまして御説明申し上げましたが、十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 御苦労さまでした。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、13日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時26分散会

令和元年9月13日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第2号 9月13日(木曜日)

○議事日程 第2号 令和元年9月13日

日程第1 質 疑

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第2 委員会付託

- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算(第2号)

議第92号	令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第93号	令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第94号	市道路線の認定について
議第95号	市道路線の廃止について
議第96号	市道路線の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

議第86号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
議第87号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第88号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
議第89号	山県市森林環境整備基金条例について
議第90号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号	平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
議第91号	令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第92号	令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第93号	令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第94号	市道路線の認定について
議第95号	市道路線の廃止について
議第96号	市道路線の変更について

日程第2 委員会付託

議第87号	山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
議第88号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
議第89号	山県市森林環境整備基金条例について
議第90号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
認第1号	平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号	平成30年度山縣市水道事業会計決算の認定について
議第91号	令和元年度山縣市一般会計補正予算（第2号）
議第92号	令和元年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第93号	令和元年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第94号	市道路線の認定について
議第95号	市道路線の廃止について
議第96号	市道路線の変更について

○出席議員（14名）

1番	寺 町 祥 江 君	2番	加 藤 裕 章 君
3番	古 川 雅 一 君	4番	加 藤 義 信 君
5番	郷 明 夫 君	6番	操 知 子 君
7番	村 瀬 誠 三 君	8番	福 井 一 徳 君
9番	山 崎 通 君	10番	吉 田 茂 広 君
11番	上 野 欣 也 君	12番	石 神 真 君
13番	武 藤 孝 成 君	14番	藤 根 圓 六 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	宇 野 邦 朗 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総務課長	此 島 祐 司 君
理 事 兼 地方創生監	浅 井 聡 君	理 事 兼 企画財政課長	奥 田 英 彦 君
税 務 課 長	山 田 正 広 君	市 民 環 境 課 長	谷 村 政 彦 君
福 祉 課 長	江 尾 浩 行 君	健 康 介 護 課 長	藤 田 弘 子 君
子 育 て 支 援 課 長	浅 野 晃 秀 君	農 林 畜 産 課 長	三 嶋 克 之 君
水 道 課 長	高 瀬 正 人 君	建 設 課 長	大 西 一 也 君
ま ち づ くり・ 企 業 支 援 課 長	長 野 健 一 君	会 計 管 理 者	安 川 英 明 君
理 事 兼 学 校 教 育 課 長	鬼 頭 立 城 君	生 涯 学 習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼
事務局長 久保田 裕 司 君 書記 棚 橋 輝 英 君

書記 長谷部 尊 徳 君

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第1、質疑。

質疑は、初めに、9月6日に議題となりました市長提出議案、議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてから議第96号 市道路線の変更についてまでの13議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、質疑の通告に基づき発言をさせていただきます。

1件目は、認第1号、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4の13ページ、歳出の不用額についてお尋ねをいたします。

前年度の平成29年度決算と比較をすると、約8,500万円ほどの不用額の減少となっておりますが、この大きな何か要因はありますか。

また、不用額に対する基本的な考え方を理事兼企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

毎年度の当初予算編成においては、予算額と執行額に大きな乖離を生じないように積算内容を十分に精査し、予算の精度を向上させるよう心がけているところでございます。

不用額が生じる原因は幾つかございますが、例えば入札を行った結果、予定した金額を下回る金額で契約ができたことによるもの、2点目で、それぞれの課が事務改善や効率化を行う等の努力の結果、生じたもの、3点目、予算編成時に見込んでいた回数や事業の規模が実際の執行の際に減少したことによるもの、4点目で、不測の事態に備えるための予算で、実際に執行されなかったことによるもの、これは予備費のことですが、などがございます。

御質問の、前年度決算との比較で不用額が8,500万円ほど減少した要因でございますが、昨年度は、臨時福祉給付金で不用額が2,400万円、消防の広域化事業で不用額1,400万円等の事業自体の終了、または完了に伴って、前年度に計上されていた不用額が減少したという個別の要件も確かにありますが、その内訳の多くは、先ほど申し上げましたよう

に、入札差金や事務の効率化などによって積み重なった結果であると考えております。

2点目の不用額に対する基本的な考え方でございますが、本市においては、前時代的な予算確保や実績づくりのための予算の使い切りは行っておらず、入札差金や経費の削減などにより、執行残、いわゆる不用額が生じたときは、不用額は要らないお金ではなく、翌年度の事業の必要額であるという考えのもとで、緊急の財政需要が発生した場合を除き、そのまま残すこととしております。ただし、額が大きなものについては、執行見込み額を的確に判断し、最終補正、3月補正で減額を行うなど適切な予算対応に努めております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問を1件させていただきます。

ただいまお答えいただきましたように、不用額については入札の差金が大きなものだということをお答えいただきました。中には補助金の申請者、奨励金の申請者が見込みより少なかったため生じた不用額もあります。今お答えいただいた御答弁では、最終補正で減額などをされていかれるということもお答えいただいたんですけども、適切な予算対応ということで、今後、来年の予算の予算編成方針などを出される立場から、そういった事業の見込みや周知の方法についても、予算の積み立てをされる際にそういった視点を反映させていただきたいと思いますが、その点だけお聞きして、この件についての質問を終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

基本的にはその回数をやっていただくというのが大前提でありますので、補助金などが減額、不用額が発生するというのは本来ではないと思いますので、できる限りそれに沿った回数の実施や何かを、当初予算、編成方針などにも書かせていただいて、補助金が適正に執行されるようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 2件目の質問に移ります。

同じく認第1号、平成30年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4-3の36ページ、文書広報費の広報やまがた発行についてお尋ねいたします。

こちらの自治会配布部数の減少は、世帯の減少によるものでしょうか。

それから、自治会以外の配布場所での配布部数は、全てなくなったものでしょうか。

公共施設の窓口配布が増加した要因はありますか。

広告収入の増加、10社から15社へと増加しておりますが、その要因はどのようなものでしょうか。理事兼企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

広報の配布部数の御質問でございますが、1点目の自治会配布につきましては、各自治会に世帯数を確認し、増減があった場合には報告をいただき、変更して配布しておりますので、昨年度と比較して自治会に加入されている世帯が48世帯減少したものと考えております。

2点目の、配布部数は全てなくなったものかにつきましては、コンビニ配布につきましては毎月、配布時と同時に前月号の回収をしておりますが、月によってばらつきがあり、残数の確認は行っておりませんが、回収する部数は少ないものと思っております。また、公共施設の窓口配布につきましては、前月、前々月号の広報も見たいという御要望もございましたので、回収も行っておらず、残数についても把握はしておりません。

3点目の、公共施設窓口配布が増加した要因につきましては、昨年と発行部数が同じになっておりますので、自治会配布の減少分を新たな施設、香り会館、ラブレイク、てんこもり、ふれあいバザールなどに新たに設置をお願いしたものでございます。

4点目の、広告収入が10社から15社に増加した要因につきましては、常々ホームページで広告の募集をいたしている効果ではないかと考えております。広告は、1回につき55ミリ掛ける175ミリの枠で1万円、55ミリ掛ける87.5ミリで5,000円をいただいております。15社のうち6社は昨年度から引き続きほぼ毎月の掲載で、残り9社は年に1回から2回程度となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

自治会の配布部数の減少分を新たな施設に置いていただいているということでお聞きをしました。広報は市の情報を発信する大事なツールですので、そういった形で幅広い方に読んでいただけるように対応していただけるといいかと思えます。

平成30年度の決算なんですけれども、平成30年4月より、この広報がスマートフォンやタブレット端末に対応した無料アプリで読めるようになっております。同じように、4—3の成果説明書には、35ページにホームページ、45ページにウェブサイトのYAMA GATA BASEなどの閲覧数が掲載されており、その成果を見ることができると

すけれども、この広報の発行についてはマチイロのアプリへの閲覧数や登録者数というものは掲載をされていませんので、より幅広い層の方々にごらんいただけるようにされたことだと思いますので、その成果がわかるように成果説明書にも記載をしていただければ、今後決算時により評価がしやすいと思うのですが、その点についてお尋ねして、この件の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

マチイロの登録者ということで、マチイロというのは、広報で毎月マチイロのコミューナルを入れさせていただいておるんですが、その関係で、30年度までの登録者は96人、31年の現在までで127人となっておりますので、31人ほどの増加になっておりますが、このマチイロ自体はうちが事業主体ではございませんので、うちは広報の情報を提供しておるだけでございます、マチイロにいろいろなリンクが、防災情報とかいろいろ張ってあるんですが、それをちょっと載せるという話をお聞きしておったんですが、うちのじゃないものですから、一回検討させていただいて、載せられるものであれば載せていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） では、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして発言をいたします。

まず、1点目は、資料4—3、138ページ、山県さくら観光プロデュース事業について、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

このVチューバー山県さくらを活用してユーチューブ動画を配信したということですが、ユーチューブ動画の閲覧数は把握していますでしょうか。数字を教えてくださいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

平成30年度の山県さくら観光プロデュースの事業の動画は、山県市魅力発信ということで、主に鳥羽川サイクリングロードについて、3月7日と3月21日に配信しました。閲覧数は31年3月末時点で329回、現在は573回というふうになっております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） 細かいことかもしれないんですが、そういった評価をするに当たって、閲覧数等記載していただけるとどの程度だったのかという評価がしやすいと思いますので、そのあたりを今後検討していただけるでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御発言のとおり、検討してまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） わかりました。

次に移ります。

資料4—3、140ページ、香り会館指定管理事業について質問いたします。

昨年までの決算成果説明書には利用者数を掲載していますが、今年度は掲載しておりませんということを質問しようと思いましたが、先ほど訂正の資料で利用者数をいただきましたので、この点については、少し利用者数が減少しておりますが、減少理由について把握しておりますでしょうか。

それから、売り上げについて、平成29年度は売り上げが記載してありますが、30年、指定管理されて売り上げが載せていないんですが、そのあたりは理由等、把握しているのかどうか教えてください。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

まず、記載していなかった理由についてでございますが、先ほど訂正させていただきましたが、指定管理者にかわりまして、入り込み客数のカウントの仕方が、指定管理者さんは有料者、お金を払って来ていただいた方のみをカウントしておりました。直営の場合は無料の方でもこれをカウントしておりましたので、その数字に差がありましたので、比較としてどうかと思い、記載しておりませんでした。実質の人数も減っております。これは去年のやっぱり天候、特に夏の台風など、これが影響しておりますし、栗まつりの中止というのがかなり響いておるといふふうに聞いております。

それから、売り上げについては、指定管理者でありますのでこちらには載せさせていただきますでしたが、私どもは把握をしております。人数は減っているものの、売り上げについては微増というふうで聞いておりますので、御承知おきいただければと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） わかりました。

次に移らせていただきます。

141ページ、伊自良湖周辺管理事業について。こちらのほうは、入り込み客数はふえておりますが、収入は減少しております。この理由を教えてください。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

伊自良湖ラブレイクのリニューアルに伴うメディア露出が増加したという影響が見込まれますが、入り込み客数は大きく増加しております。

御指摘の収入は、伊自良湖中央管理センター及び伊自良湖ステージの使用料を計上したもので、ラブレイクの売り上げではございませんので、御承知いただきたいと思っております。

収入が減少した理由は、所管がえ、産業課から私どもへ引き継ぎました。その時点で農産物直売所の使用料、これについては農林畜産課のほうで計上しておりますので、この部分が減少したということになります。ちなみに、これを昨年度と比較して入れますと、50万円ほどの増額というふうになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） ちょっと確認したいんですが、50万円の増加というのは、ラブレイクを含めた全体の、どういう増加という、数字はどういうことでしょうか。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 大変申しわけございません。わかりにくい答弁で。

これは使用料ですね。中央管理センターとか伊自良湖ステージを借りる方に対して賦課するものでございまして、農産物直売所についても、ラブレイクのほうから使用料をいただいているわけですね。その部分が産業課から一部分だけ私どものほうに移りましたので、農産物直売所のほうは計上してございません。それを含まますと、農産物直売所の使用料、いわゆる貸出料といいますか、これを含まますと、29年度と比べますと、50万ほどが増加するということです。

増加の原因は、29年度、工事のほうで使用していない期間が一部あったということで、推移としては変わらないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） それでは、再質問いたします。

ラブレイク全体の売り上げについては、平成29年から30年度まで増加したのか減少したのか、そのあたりを把握してみえるのか教えてください。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長、再々質問にお答えを。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどの指定管理と同じようで、私どもは売り上げについても収支についても把握はしてございます。人数が大きくふえたということで、売り上げについてもかなり、前年度と比べると大きく増加しているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言を許します。どうぞ。

加藤裕章君。

○2番（加藤裕章君） どうもありがとうございます。では、再々質問いたします。

今回、香り会館と伊自良湖について、それぞれ売り上げについてもお聞きしたのは、観光の評価の指標について政策を展開するに当たり、その評価をどのように行っていくのかという、そうした評価指標も重要な要素だと考えております。事業者にメリットがあって効果を実感できるのは、観光というのは産業振興につながるということだと思います。観光による稼げる地域づくりという観点からいいますと、観光入り込み客数、つまり集客数が目的ではなくて、目的に至るまでの補助的な指標であって、観光の入り込み客数にとどまらない、その先にある観光によってもたらされた、そういった集客をどう産業振興につながるかということの評価していくことが必要だと、そういう観点からお聞きしたわけですが、今後そういった評価の指標について、売り上げ等産業振興にどうつながったかということについて、評価することについて、お考えを教えてください。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

入り込み客数というのは、増加するということは売り上げの増加にもつながるということは間違いのないと思っております。議員御発言のとおりでございます。お客さんが来ていただいただけでは、産業振興という面ではお金を落としていただくということも

大事なことでありますし、それに波及する産業への効果というものも私どもは期待しております。個別の施設の収支、売り上げについて評価するというものではないですが、全体的に経済的に産業としてどうなのかということについて、それは評価の仕方というのは大事なことだと思っておりますし、例えば指定管理者などが行っていたいております施設につきましても、収入を上げていただいて新たなサービスをまた展開していただくということで、相乗的に入り込み客数の増加と産業振興という面につながっていくと思われまますので、そちらのほうについてもよく注意して評価をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤裕章君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 議長より許可を受けましたので、発言をさせていただきます。

まちづくり・企業支援課長は続けてで申しわけないんですが、今回は、平成30年度決算の中の商工費補助金についてお尋ねをしたいと思います。

資料が4の109ページになります。

ここに補助金関係、いっぱい載っております。正直言ってここは目をつぶってもいいかなというところもあるわけですが、それでもどうしても大きい金額についてはちょっと確認をさせてください。

一番大きい補助金の額ではありませんけれども、地域経済牽引事業先進設備投資補助金というすごいタイトルの補助金がございます。これはどのような事業の内容かということ、多分、先進設備と書いてありますからすごいものだろうと思うわけですが、その中身を教えてください。

それから、2点目、この事業の予算額は幾らか。また、それは積み上げて計算されているのか、その他いろいろ資料を取り寄せた段階でそういう予算額をつくったのか。そこから辺、いろいろあるだろうと思うんですが、教えてください。

決算額1,500万、大変大きな金額ですが、こういうものは誰がどういう段階で検査をするのかも、あわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

まず、この事業内容ということと、それから予算額というのと、1番目と2番目をお答えさせていただきますが、まず対象者はどんな人かということ、もちろん水栓バルブの関連企業や個人で、市内に事業所を持っている方でございまして、この中で、地域未来

投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画というのを岐阜県に提出しまして、認めていただいた事業者が対象となります。

また、この中で、その計画に基づいて先進設備の導入を計画される方、主にといいますか、これは機械でございます。機械のことを念頭に置いた補助金でございます。この設備を導入するに当たりまして、大学などの研究機関と連携して行う方について補助金を交付するものでございます。これの1件当たりの補助率は2分の1で、上限が500万というふうになっております。当年度、30年度には、3事業所さんがこの事業計画を立てられる見込みでありましたので、1,500万という予算を計上させていただきました。この財源については、地方創生交付金というふうになっております。

決算額1,500万円の検査は誰がするのかということですが、これはもちろん実績報告書をもとに、私、まちづくり・企業支援課長が行うものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は、再質問をちょっとためらっていたんですが、先ほど理事兼企画財政課長がおっしゃったように、補助金は減額する前提ではないというような発言があったわけですがけれども、私がどうしても理解できないのは、例えばこの1,500万円という金額が、私も実はある時期、近代化資金という担当をさせていただいておるときに、それぞれ見積書をとって、業者の見積書、こういう機械をみたいという見積書を取りながらそれを積み上げていって予算がこうなるということと、いわゆるパンフレットの定価額を合わせてこれだけになったよと。先ほどおっしゃった2分の1の500万円以下という話はわかったんですが、そこが、今、聞きそびれたらごめんなさい、予算額の1,500万、執行額も1,500万ということであれば、そこをはっきりしていただかないと、パンフレットの定額をそのまま予算額にしてそのまま使ったというのは、どうしても僕には信じられないんですよ。そんな上手にできるわけがない。

簡単に言うと、例えば1,500万、これを消費税今8%ですよ、消費税の8%で割り戻したときに大変な数字なんですよ。1,500万にしようなんて、多分決算やった方はわかると思いますけど、丸い数字にしようと思ったら大変な努力をしないと丸い数字になっていかないんです、決算は。ずっと見ていますと、商工費に限っては常に丸い数字なんですよ。僕はそれがどうしても、もうこんな信じられないようなやり方はそろそろ改善してもいいのではないかなということで、まず1点は、再度確認したいのは、見積もりの積み合わせなのか、業者が言ってきた言葉をそのまま積み上げたのか、定価表をそのまま積み上げたのかという、そこら辺、さっき結論として聞こえなかったんです。それを

まず知りたい。

それから、もう一点は、1,500万を逆算すると1,388万8,000円という数字にきれいになるというのが信じられないんですよ。そろそろそれも1回、検査の段階で精算調書をチェックしてみてもどうかと思うんですが、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

まず、先ほど申し上げましたように、経費の2分の1以内ということで、500万円が上限ですよということで、1社当たり、この機械はつまり1,000万で500万というのが上限でございますね。1,000万以下の機械を導入している会社はありませんので、全て6,000万から7,000万程度の大きな機械を導入しております。そこで、上限の中で500万という数字が出てきますので、積み上げというよりは、つまり3,000万、4,000万という世界の投資の中の500万ということで考えますと、補助金がぴちっとした数字になるということでは上限なのでなるかと思っておりますので、そういう考え方でこの検査もしております。

設備に対しての価格についても、機械設備屋さん等の見積もりを精査させていただいておりますので、そういった意味で1,500万という予算と決算が同じというふうに考えていただけないかというふうに思いますが。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） そうすると、1,000万以内の施設が1つもないということですね、今の回答で言えば。

実は先ほど言いましたように、僕もそういう仕事をさせていただいた時期がありまして、気持ちはわかるんです。だけど、本当に精査すると、なかなかそういう理屈だけではないところがありまして、見積書を取り直すともっと安くなったというのはざらにあるんですね。例えば早期に発注すれば安くするとか、納期限がおくれてきたら、業者の方ですから見積もりからどんどん引いていかれる。何日までに試運転をしなければいけないというときに納まっていないじゃないかって、見積もりをどんどん切られる。多分まちづくり・企業支援課長のことですから、そういうことも精査の中に入っているとは思いますが、今後、こういう丸い数字のときというのは、やっぱり気をつけるべきではないかな。本当にそうなっているのかなというのはまず気をつけていただきたいというのと、もう一点は、先進設備という名前が非常に僕には気になってかなわんですが、水栓バルブの世界ですから、多分すばらしい機械が入ったんだろうと思うんですが、具体的にどんなやつが入ったか、1つ、2つ言っていただければありがたいなと。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再々質問にお答えします。

前段の部分については、よくお話はわかりましたので、そういったことを気をつけて今後もやっていきたいというふうに思っております。

それから、機械設備がどんなものかということでございますが、例えば、難しいんですけど、私たちも聞いてすぐにわかるというものではないんですが、例えば鋳造したものが不良品が多いということで、これを改善するために、流動解析ソフトと中子といたしますか、成型機を導入したということでございます。

それから、また別の会社では、これもなかなか私たちではすぐには理解できませんが、表面研磨機について、表面研磨というのはバフですね、いわゆる。ほぼ手作業でやっているんですが、これを機械化するというので、外注に出しているものも人手不足ということで内製化ということで、こういうものの機械を導入したというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 次の質問に参ります。

今度は理事兼総務課長にお尋ねします。

平成30年度決算の財産に関する調書、資料4の268ページの中に、行政財産と普通財産があるわけですが、まず1点目は、普通財産を持ち続ける理由。

それから、2番目が建物財産、この建物の財産はいっぱいありますけれども、それって評価額、2年前にはこれから評価していきますよと当時の総務課長がおっしゃっていた記憶があるんですが、現在は建物評価は全部出ているのかどうか。

それから、3番目が、普通財産の中でマイナス、白三角527.05平米だったかなというのがありますけれども、この処分をされた、マイナスになったその理由を教えてください。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の普通財産を持ち続ける理由についてでございますけれども、普通財産は行政財産以外の財産であり、土地と建物がございます。土地といたしましては、主に用途廃止した学校あるいは保育園といった各種公共施設の跡地でございます。また、土地とともにそのまま残っておる建物といったものもあるのは事実でございます。

これらの普通財産について、山口市におきましては毎年度可能な物件から公募等により売却を進めているほか、地元の自治会、あるいは民間企業といった方へ貸し付けをすることでその有効活用に努めておるといった状況でございます。

そういった中で、土地の所有状況の推移を見てみますと、平成25年度から平成30年度にかけては、企業、4企業でございますけれども、企業や個人、あるいは岐阜県、自治会、そういったところへの売却、または譲渡により2万1,829.75平米の減となっております。

また、建物の所有状況の推移についてでございますけれども、平成21年度から25年度にかけて、学校や保育園等の統廃合がございまして、14棟の建物が普通財産となっております。このうち小規模建物10棟につきましては、売却あるいは取り壊しをすることができ、大規模建物1棟については企業のほうへも賃借のほうをしました。しかしながら、プールなどの特殊な建物3棟につきましては、老朽化が進んでおるほか、解体に多額の費用もかかるといったような事情もございまして、取り壊しがなされず、土地とともに処分のほうが思うように進んでいない、そういった状況でございます。

議員、理由ということで御質問をいただいているんですけども、私ども市といたしましても、普通財産を持ち続けることにつきましては決していいこととは考えておりません。税込確保の意味合いでも、可能性のあるところを優先的に、今後も引き続き売却あるいは貸し付けのほうに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、質問の2点目です。建物財産の評価額についてということいただきましたけれども、2年前の理事者側の答弁、私、ちょっと承知しておりませんでした。申しわけありません。

現状を申し上げますと、公共施設は非課税のため評価額のほうは持ち合わせていないというのが今の現状でございます。建物の財産を処分する際は、近傍同種の物件価格、こういったものを参考にしたり、あるいは不動産鑑定を依頼して算出するということになっております。

最後の質問、普通財産の宅地527.05平米、こちらの内容についてでございます。これは2つの財産処分の合計値となっております。1つ目は岐阜県が施工する主要地方道関本巢線の拡幅工事のため、高富字米野地内の土地196.54平米のうち39.3平米を岐阜県へ売却したものでございます。

もう一点につきましては、平成30年の第3回定例会、こちらのほうで議決をいただきました案件でございまして、西深瀬狐襖地内におきまして、過去、尾ヶ洞自治会から取得した土地につきまして、自治会が認可地縁団体を取得したということで、不動産登記

ができるようになったことに伴い、487.75平米を自治会のほうへ譲渡したものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） そうですね。最後の話はちょっと聞いていましたね。

実は、僕は再質問も考えていたんですが、今の質問の中でどうしてもちょっと納得いかないものだけ先に再質問させていただきます。

建物財産は、行政機関は評価はしなくてもいいよというようなふう聞こえてしまっただんですが、行政機関も建物は評価をしなきゃいけない。なぜなら、行政財産であっても売却することがあるので、評価額はつくっておくべきではないかなというのが方向性だと思うんです。だから、行政機関だから建物の評価額は出さなくてもいいというふうに聞こえてしまったんですが、まず、それ1点目。それは違うのではないかなと僕は思います。

もう一点目、理事兼総務課長も認められましたけれども、遊休施設があると。確かにプールなんかは壊すのが大変ですよ。経費もかかります。そこら辺を、僕は今後遊休施設をどのように扱っていったらいいかというのは、総務課長の考えの中でどういうふうに、プールはすぐには壊せないと、ただ建物はもう少し安価に壊せるのではないか、そうすると普通財産として売却したり、建物が使えれば普通財産として売却したり、土地は売ることもできるのではないかなと思います。その2点、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

1点目、建物の評価、すべきではないかというところでございました。先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、ちょっと2年前の御質問、我々の答弁の経緯も一回研究させていただきまして、決して行政側としてやる必要がないというふうに言い切ったつもりはございませんので、一度そのあたり、経緯を丁寧に分析しまして、方針のほうをしっかりとまいるたいというふうに考えております。

2点目につきまして、プール等の施設につきまして、やっぱり市の財政状況を鑑みますとなかなか難しい面もございまして、かといながらも、実際のところは処分できる可能性のある小さいロットのものから処分のほうを、土地も建物もやっておるという実態ではございますが、長期的にはやっぱり決してプラスの財産であるとは考えておりませんので、各課とも有効な使用方法、処分方法につきまして意見交換、連携しながら一

生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほうよろしく
お願いいたします。

以上で答弁といたします。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君、再々質問ですか。

○7番（村瀬誠三君） いや、違います。次の質問で。

○議長（吉田茂広君） では、暫時休憩いたします。

議場の時計で11時ちょうどから再開をいたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 長い質問時間があったので休憩をいただきました。ありがとうございます。実は私もちょっと疲れておりましたので、ちょうどいいタイミングかなというふうに思います。

3番目、副市長に一応お尋ねします。

平成30年の決算の中で、基金、ページが資料4の272ページにございます。財政調整基金についてお尋ねします。

財政調整基金が3億円ほど減額になっております。それで、本来財政調整基金の運用というのはどうあるべきか。市の考え方ということになるかもしれません。

それから、また山県市の財政規模としてはどのくらいが財政調整基金にあるといいのかなという基準があるのか。それを含めてどれくらいが適当かなということをもまず1点目お尋ねします。

それから、財政調整基金について、市の内規、例えばこういうことについては執行してもいいけれども、これはまずいよねとか、何かそういう方法があるのか。それとも、その決定については別の方法をとっているのかどうかというようなことをまず2点目、お尋ねします。

それから、近年もあちこちで異常気象によって災害が発生しまくっているわけですね。僕は山県市も決して例外地域ではないと思っておるんです。そうした場合、大規模災害について緊急執行などを財政調整基金の中に、考慮に入れてあるのかどうか。このくらいは当然考えていかなきゃいけないだろうなというのがあるのかどうか。

それから最後、これは私、病気になる前だったと思うんですが、公共の構造物、例え

ば橋とかトンネル、道路、建物について、以前、建設課長と、それから副市長にお尋ねして、今後バブルのときにいっばいつくったのって壊れる可能性ありますよねって、何とかそういうふうな基金も捻出していく必要があるのではないかなというようなことをお尋ねしたと思うんですが、それもひっくるめて、こういう公共の構造物の、これから修理がどんどんふえていくだろうということを予測して財政調整基金というのは考えていないのか、また別の基金として持ち合わせるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） お答えいたします。

財政調整基金は、年度間の財源調整や将来の財源需要に備えて積み立てを行いまして、逆に必要な歳出の確保が困難な場合、そして、その場合に積立金を取り崩すことにより財源を確保するという地方財政法第4条の3、そして第7条の規定に基づく基金でございます。

どの程度の額が適当かにつきましては、統一的で明確な基準はございません。現時点において、私が思う中では適正な額を保っているのではないかなと、このように考えております。

次に、内規と決定方法でございますが、財政調整基金は、地方財政法でその目的等を定めております。山縣市基金条例、この法に基づきまして基金条例をつくっておりますが、このほかには内規等は設けておりません。取り崩し額の決定につきましては、事前に歳入歳出の決算見込みを試算し、不足額が生ずる見込みとなった場合は、翌年度に繰り越すべき財源と、翌年度予算に計上した繰越金等を勘案しまして決定をしているというところでございます。

次の、災害の緊急執行でございますが、まさしく地方財政法において定められる運用目的に、災害により生じた経費の財源、もしくは災害により生じた減収を埋めるための財源とうたっております。年度間の財源調整やこのような突発的な歳出増による財源不足に対する資金でございます。

最後の、橋、トンネル等のインフラの補修に対応できるかということですが、財政調整基金の運用目的は、先ほど述べましたように、年度間の財源調整、突発的な歳出増による財源不足に対応するもので、計画的に実施する個別の事業に充当するものではありません。また、先ほどのライフライン等の補修につきましては、現在基金は持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

地方財政法、基金条例等は一応見せていただいたわけですが、さらに内規というのは今のところ持ち合わせていないと。それから、決定方法については決算見込みを考えているという御意見、そのとおりかなというふうには思います。

ただ1点、一番最後の公共の構造物、橋、トンネル、道路、建物などの補修というのは、これは実はもう僕、待たなしに近いんじゃないかなというふうにはいつも不安を感じているんです。以前、本会議で副市長にもお願いをしたのは、財政調整基金でつくれるのはわかっています。だけど、基金を持ち合わせることはできないか、何かの方法でできないかということで、財政調整基金をいきなり使うということではできないにしても、方法はあるのではないかなというふうには思うんですが、それを再質問とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 現在のところは、今、16の基金を持ち合わせるところでございまして、インフラの補修、非常に重要な部分でございしますが、これはその都度点検の結果、予算として上げ、そこで補修を行っている。今後もこのような状態でいくのではないかと考えております。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ちょっと心配なところもありますが、次の質問に行きます。

理事兼企画財政課長にお尋ねします。

平成30年の決算、一般論としてお尋ねします。認第1号、それから認第2号に関連しております。各課、各係で努力して不用額、先ほど同僚議員の質問にもありましたので、あわせてお尋ねをします。

不用額が出てきていると思っておりますが、理事兼企画財政課長の立場でちょっとお話はありましたが、この不用額に対する考え方、もう一度確認のためにどのように思ってみえるかお尋ねしたいと思います。先ほどは入札差金であるとか事務改善であるとか、事務計画の変更等、るるおっしゃったわけですが、今回決算を見ながら、財政上の立場から企画財政課長の考え方をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

先ほど寺町議員からの御質問にお答えしたとおりでございますが、不用額が生じたとき、不用額はあくまでも要らないお金ではないということをお先ほど申しましたが、その

とおりでございまして、翌年度の事業の必要額であるという考えでおります。緊急の財政需要が発生した場合を除き、そのまま残すことにしておりますので、これが多い少ないというのは、先ほど言いましたように、予算をどうしておるか、最終補正でどうしておるかというのが不用額の多い、少ないになってくると思いますので、予算に対する執行率にしても、一般会計では94.4%としておりますので、特段は問題がないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 実は、これをお伺いしたのは、矛盾点を突っ込むとかそういう意味ではまるっきりありません。なぜそれをお尋ねしたかという、僕は幸いといたしますか、こういう行政機関の中で決算をやったり予算を積み上げていったりという仕事を結構やっております。そのときに思ったのは、先ほど理事兼企画財政課長が寺町さんのときに答弁でも言われました。入札差金とかは事務改善、この事務改善というのは並々ならぬ努力が要るんですよ、担当部署としては。例えば、鉛筆の10本を9本にして短く使うぐらいならいいですよ。本当に大きな金を出そうとすると、今までの不便さをさらに不便にしなきゃならないくらい努力しないとなかなか不用額は出ない。多分きょうおそろいの執行部の皆さんも、若いころそういう経験があると思います。本当にここから削ろう削ろう削ろうもっともっと削ろうといったときに大変な努力が要るんですね、事務改善というのは。

そうしたときに、僕はこれは提案です。だから、再質問として、企画財政課長、どのように考えてみえるかお伺いしたいのは、これだけ一生懸命みんなが努力して事務改善で不用額を出したのに、翌年度の予算のときは削った額で予算額をやる。僕のそういう担当している時代は、大体1.03ですから3%の物価上昇率があった。だけどゼロシーリングで1,000万使ったら、1,000万から800万、頑張って落としたのに、800万しかくれない。そうすると、物価上昇率の3%を補い切れないんですよ。そういう時代があったんです。今はどうかは知りませんが、もしそうであれば、こういうふうに各課、係の方が一生懸命努力して、血のにじむような努力をして仮に不用額を出したなら、その不用額の、率はまた検討しなきゃいけません、3%か5%は翌年度の予算に上乘せしてあげますと、あなたたちの事業にも活躍をさせてください、この予算をとというようなことも1つの提案としてあってもいいんじゃないかなと。というのは、これは実は私のおった行政機関、一回やりましてうまくいかなかったんですけども、可能性としてはあるのではないかなと思いますが、この点はいかに思われますか。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

確かに議員のおっしゃるとおりだと思います。私も企画財政課長までは、前は市民環境課長におりましたので、そういう点には十分配慮しておるつもりでございますし、全体の財政状況を考えたときに、ゼロシーリングがいいのか、3%上乘せというのは実際どうなのかという問題は出てきますけど、また来年は消費税が、来年というか10月から消費税が上がりますので、その分は上がると思います。ただ、それをそのまま2%上乘せでやるということは考えておりません。基本ゼロシーリング、もしくはマイナスシーリングでやりたいとは思っております。

ただ、議員が言われるように、事務改善がほとんどではなく、ほとんどが入札差金だと思っておりますので、そちらで減ることがないように努力したいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 僕なりのそういう老婆心でお願いをしたわけですが、次の質問に参ります。

同じく理事兼企画財政課長にお尋ねします。

補正予算額、地方債について、議第91号の資料6の4ページ、最近の地方債借入金の率及び償還期間はどのくらいなのかという、最近やったやつの中でお教えいただければ結構です。お願いします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

最近の地方債の状況ということですが、この地方債、資料6の4ページにつきまして、これの借入れはまだ全然先になりますので実績がございませんが、30年度に借りた実績を申し上げますと、利率や期間につきましては、借り入れる事業であったり、金額、種別、借入先によって全然違いますので、一概には言えませんが、平成30年度に借りた地方債の利率は0.01パーセント程度が多いものと思っております。

あと、期間につきましては、据え置き期間が2年あったりなかったりもございますが、最短で昨年度借りたのは7年から、23年が最長期間となっております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 続きまして、農林畜産課長にお尋ねをいたします。

令和元年度の補正予算、林業費について。関連は議第89号、資料1の13ページ、それ

から、議第91号が資料6の12ページです。

この事業につきましてはどのような事業なのか、また、どういう法律の中で動いてきたのか、再度確認をしたいと思いますのでお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目、議第89号の条例を定めた理由と、その他の選択肢、条例をどうしてもつくらなきゃいけなかったということだろうと思うんですが、そのほかに選択肢はなかったのかどうか、それについてお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

適用法は、平成31年法律第3号森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で、地球温暖化防止のため、森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、平成31年4月1日に施行されました。

この法律では、譲与税の使途としまして、森林の整備、森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、森林の公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとなっております。

これに基づき、今年度は1,694万円の森林環境譲与税のうち224万1,000円の予算で、間伐、風雪害木処理、作業路修繕、歩軽路整備、有害鳥獣の忌避材による対策、人材育成等の補助金に充てる予定をしております。

2点目の御質問ですが、この譲与税につきましては、新たに国民に税負担を求めるものであるから、既存の森林政策では対応できなかった森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされております。今回補正で上げました1,469万9,000円が既存の育林整備事業補助金に当初予算として充てられておりましたため、林野庁と県から、既存事業の財源に充てるのは適切ではないとの指摘を受けましたので、基金として積み立てをしまして、今後の既存の森林政策では対応できなかった森林整備及びその促進に関する費用として活用するため、基金条例を定めるものでございます。

以上の経緯から申しまして、その他の選択肢はなかったものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） 条例以外に、条例を定めて基金を設ける以外にはなかったというふうな話でありますけれども、もともと森林環境税の使い道というのは、国事業になってから各都道府県が一生懸命欲しがっていた予算だと思います。まして岐阜県なんかは、こういう森林が多いところは、この事業に使いたいというのは当然あったと思うんですね。そうすると、僕、ちょっと心配しているのは、もともとそういうふうで、どこの県

でも欲しい欲しいと言っていた予算だろうと思うんですが、それを例えば既存事業には使えないよ、育林推進事業に使われた部分だというふうに今おっしゃったような気がしますけれども、それというのは、事前に森林環境税を読めばわかったのではないかなと僕は思うんです。そうしたときに、例えばこういう基金に入れるのは結構ですけども、ひょっとしたら補助金適正化法であるとか、その他通達なんかの中で、林野庁の通達があるかどうかは知りませんが、抵触しないか、それを心配しているんですが、まず1点目、そういう抵触という問題はないのかどうか。

それから、ほかの事業、既存の事業の継続のように思えてならないんですが、ほかの事業は新規事業という考え方でいいのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の、当初のほうから、予算立てのころからわからなかったかというようなことをございますけれども、この用途につきましては、文章で明文化されてこういうものに使えるというような通達等、そういうものが文章として何ら示されてこなかった経緯がございまして、現在もそうであるんですけども、そのためにグレーな部分で進んできておった、その中で予算立てをするというような状況でございましたので、既存の事業に充てるというような予算立てをしたわけでございますけれども、その後の県のとか、ここで先ほど申したように、国とかの指導で既存の予算の巻きかえには使えないという指導を受けましたので、今回こういった条例基金を積み立てて、条例を上げるという段取りになったわけでございます。

あとは、既存の事業と同時化というか、かぶらないかというようなことをございます。今回の用途につきましては、既存のいろんな補助事業等の基準に当てはまらないそういった事業につきましては充てる、いわゆる今までハードルが高くてその事業に該当しなかったようなものにつきまして、ちょっとハードルを下げて、市のほうの独自の要綱をつくって基金を使って整備をしていくということで今回つくりましたもので、この資料につきましては、既存のものとはかぶらずに全くの新規のもので対応するということが今後やっていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長、最初に何か今回基金に積むことで法律に抵触するというようなことはないかというような質疑がございましたが、それに対していかがでしょう。

三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今回の基金に積み立てることにつきましては、林野庁と

か県の指導のもと、十分に関係部署と打ち合わせをしながらやっておりますので、法律に抵触することはないと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君。

○7番（村瀬誠三君） ありがとうございます。

しかし、今、農林畜産課長がおっしゃった現在も通達も何もないと、この森林環境税の使い方については。そうしたらもう少し反論してもよかったやないかなという気はしなくてもないんですが、再々質問になるので最後ですけれども、そんな通達も森林環境税の詳細もわからないようなものを使うときに、県が言ってきたでははいはいというんじゃないで、これ、どこにも書いてないでしょう、どこにも通知が来ていないんでしょうと反論してもいいような気がするんですが、現在もないなら、それはグレーだから引き下がらましようということなのかどうか、そこは僕はもっと強気に出てもいいと思うんですが、課長はどう思われますか。最後の質問になります。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 今、議員がおっしゃられたように、林野庁とか県との話し合いの中では、今おっしゃられたように、明文化されていないので既存の事業にも充ててはいいのではないかというような反論はした経緯はございますが、全国的にもそういった事例はほとんどないということと、山口市だけちょっと突出しておるようなでありますとか、実際に来られましてそういう協議をしたといったようなことでございますので、国や県のほうの強いそういった指導がございましたので、全く反論しなかったわけではないですけれども、そういった経緯の中から、今回こういうふうで条例のほうも上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 村瀬誠三君の質疑を終わります。

続きます。通告順位4番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 認第1号、30年度決算、資料4—3、104ページ、健康診査・各種がん検診について、健康介護課長へお尋ねします。

1点目、大腸がん検診における集団検診と個別検診の受診比率、また、無料期間における推奨年齢受診率の減少要因について。

2点目、子宮頸がん検診における推奨年齢受診率の減少要因について。

3点目、検診内容全般の現状と課題における受診率、検診区分、未検診区分について見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 質問にお答えします。

1点目の大腸がんの集団と個別の受診比率につきましては、山県医師会との契約で個別検診を始めたのは平成28年度からでございます。平成30年度は、集団が1,309人、個別が1,151人で、受診率で申し上げますと、集団が7.22%、個別が6.34%となっております。

大腸がん検診の無料期間における推奨年齢受診率の減少要因につきましては、大腸がんの無料検診は、岐阜県が3年の期限で平成29年度より行っているもので、無料検診となる以前の平成27年度は9.35%、個別検診を始めました28年度は11.71%、無料化となりました平成29年度は13.9%、平成30年度は13.6%と、受診率は相対的には高くなっております。

ただ、平成30年度の受診内訳を見ますと、個別検診は増加傾向にあり、集団検診が若干減少しておりますので、大腸がん検診の前年度に比べての減少は集団検診の減少によるものが原因と考えております。

2点目の子宮頸がん検診推奨年齢受診率の減少要因につきましては、平成30年度は前年度に比べ0.7ポイントの減少となっておりますが、人数では20人の減少です。受診者のほぼ半数の方が毎年検診を受けておられますので、国が推奨します2年に1回の受診ということを考えますと、多少の増減はあるものと考えております。

3点目の検診内容全般の現状と課題につきましては、受診率が低いことが課題であると考えております。例えば平成30年度の各種がん検診で精密検査が必要となった497人のうち、がんが発見できた方は10人でした。がんでお亡くなりになられた方の人数は多く、職場の検診で発見された方や自己検診でわかった方もあると思いますが、やはり検診を受けずに手おくれとなり、お亡くなりになられた方も多いと考えます。まずは、未受診者の方に検診を受けていただくよう受診勧奨を進めていくことが必要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位5番 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、議長の指名をいただきましたので、4点にわたってお尋ねをします。

まず、認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4—3、69ページ、結婚支援事業についてお尋ねをします。

事業費221万7,000円の内訳と、結婚新生活支援事業の助成1世帯とありますが、その助成額をお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをいたします。

事業費221万7,000円の内訳でございますが、山口市マリッジサポートセンター、こちらのほうの管理委託料とそこのホームページの管理委託料、こちらのほうを足しまして181万5,000円。それから、マリッジサポートセンターの固定電話とインターネットの通信費が6万5,000円。結婚支援で御協力をいただいている団体の補助金が9万7,000円と、それに先ほどお尋ねをいただいた結婚新生活支援事業助成1世帯分の助成額24万円、このような内訳となっております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 結婚新生活支援事業、今言われたように、結婚新生活事業では24万円ということでしたが、市のホームページの申請項目を見ると、予算の都合により早期終了することがありますということが記載をされていますが、不平等ではないかというふうに思いますが、どうことかお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

確かにホームページのほうに、予算の都合により早期終了することがございますという事は書いてございますが、実際のところ、現在予算は3人分見ております。じゃ、その3人で足りておるのか足りていないかということをおし上げますと、昨年ですと1件ということがございますし、前々年度でも、最高で3件あったようでございますが、十分に予算は足りておると思います。

今後、もしも実績を見ながらどうしても3件分では足らんというようなことになってまいりましたら、ぜひとも予算確保していきたいということは考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） では、ホームページ上からその文言を削除してもいいかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） その点につきましては、表現がいささかきついような表現になっておりますけれども、実はこれ、県の補助事業でございますので、申請を早くしていただいて、それで早く事務を処理、片づけるというような意図もございまして、

今までこのような表現もしてはいましたが、この表現が適切なかどうか、一回検討しまして、また見直すようであればそれも考えていきたいということを考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） じゃ、次の質問に移ります。

同じく資料4—3、85ページ、病児・病後保育事業について、子育て支援課長にお尋ねをします。

事業費555万4,000円に増額になった理由、また、利用者数で岐阜市が53人減って山県市おひさまが倍以上に増加し86人となっていますが、この原因として考えられることをお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 御質問にお答えをさせていただきます。

事業費555万4,000円ということですが、こちらは市の社会福祉協議会への病児保育事業補助金と、それから他市への広域利用の負担金でございますが、この事業費が増額になった理由としましては、市の社会福祉協議会おひさまへの補助金が、平成29年度は利用者数50人以下でございましたので、基本額とそれから加算金、加算額とありますが、こちらは合わせて内訳表の366万7,000円のうち、ここにございます成果説明の366万7,000円のうち、292万1,000円が加算額、基本額の合計でございました。それが30年度には利用者数が86人ということで増加しまして、こちらのほうが50人を超えますと、基準額、基本額ともに交付要綱によりまして増額となります。その内訳が、こちらにありますこの555万4,000円のうち、494万8,000円と大幅に増加をいたしました。これによりまして、このように金額が大変多くなったということでございます。

また、広域利用につきましては、29年度より30年度が随分減額となっておりますが、先ほど申し上げた市内施設おひさまの補助のほうが大変大きく膨れ上がりましたので、結果としては全体的に増額となったということでございます。

それから、利用者数については、30年度は岐阜市への利用者が減少してはいたしましたが、インフルエンザ等の流行のいかんによって、これは変動するものでございます。

おひさまの利用者数の増加要因につきましては、ホームページ等で今までも周知をさせていただいておりますが、岐阜市の北部のあたり、粟野とか岩野田のあたりの方がそれを見てこちらで利用されたりとか、それから、市内でお勤めの方、こちらの方がお子さんの利用がふえたというようなことが原因としては利用増につながったのではないかなというようなことを考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、再質問ですが、おひさま利用者が39人から86人と約倍以上、47人増加をしたわけですけど、保育士と看護師の職員体制に問題がなかったかどうかお尋ねをします。支障がなかったのかどうか。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 保育士、それから看護師ということでございますが、職員体制という御質問でございましたが、これ、私の記憶では、こういった施設、保育士3人に1人、それから、看護師は入所者10人に1人というようなふうに伺っております。体制はよかったかということでございますが、実際86人が1日当たり、じゃ、何人になるのかというお話なんでございますが、本当1人、2人というようなことございまして、十分に職員体制はとれておったというように伺っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） とれていれば大丈夫かというふうに思います。また、ふえる傾向性もありますので、そういうときの対応をぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続きまして、同じく資料4—3、90ページ、児童館（子どもげんきはうす）事業についてお尋ねをします。

利用実績について、年間利用者数が3,582人と減少していますが、これもどんな理由が考えられるのか。ついでに隣の91ページ、高富児童館指定管理事業でも年間利用者が1,312人と減っています。これ、何か共通点があるのかわかりませんが、子どもげんきはうすのほうで説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） それでは、質問にお答えをさせていただきます。

まず、特に利用者数の減りました子どもげんきはうすのほうについて、それから、高富児童館も同じ傾向でございますので、まとめた話になるかとは思いますが、資料4—3の90ページの決算成果説明書の子どもげんきはうす利用実績の表をごらんいただいたとおり、幼児サークル、とりわけ乳幼児行事の年間利用者の組数が減少しております。組というものは、大概こういうところにお見えになられると、親御さん1人に対して子供1人、2人ないし連れてお見えになられます。そうすると、1組に大体2人以上ということでございまして、こちらからその利用者が大幅に減ったということになってまい

ります。それがこの人数減につながったということになると判断しております。

これは、何でこの乳幼児が減ったかということですが、これは働く親御さんの増加によりまして、乳幼児親子のニーズが変化してまいりました。保育園などの他の乳幼児支援の利用へ移行していらっしゃるということを最近つくづくそれは感じております。これは山口市のみならず近隣の市町においても、だんだんだんだん同じような傾向が出ておるということを担当のほうから聞いております。要するに、未満児保育などのほうへ多くの方が流れていらっしゃるというふうに推察をしております。

また、昨年度は、先ほどのどなたかの質問にもございましたが、昨年度、大変異常気象がございまして、夏場の超高温であったりとか、それからたび重なる豪雨、あるいは自然災害が起こるような強風が吹いた、台風が来たというようなことがございまして、このような異常気象によりまして、開館日のある程度取りやめをしております。こちらのほうがある程度原因もしておるというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 今、ニーズが移行しているということで、未満児保育がふえているという傾向性ということなんですが、これ、今後の大きな課題かなというふうに思います。保育士の確保、その対応なんですが、ふえたことによってこれも大丈夫なのかという点でお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） 再質問にお答えをさせていただきます。

保育士の確保、これ、大変大きな問題となっております。現在のところはどうかこうにかやりくりをして足りておるという状況でございまして、ただ、将来的にはますます厳しい状況になるかというふうには判断をしております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） 続きまして、同じく資料4—3の163ページ、生活相談員報酬で、事業費が297万円ですが、事業実績で相談件数が電話、訪問、来所とも大きく減少していますが、この結果をどのように捉えてみえるのか、学校教育課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

まず、その年度ごとに困り感のある児童・生徒、またはその家庭の状況が異なりますので、数値の変動は年度ごとでございます。

平成29年度から平成30年度の件数が全体的に減少している理由といたしましては、まず、不登校児童・生徒の減少に伴う適応指導教室利用者の減少が挙げられます。また、その中でも中学生が減少しております。平成29年度は複数の中学生の家族から、進路や中1ギャップ、学校不適應等の相談が多くございました。さらに平成29年度は、年度後半に高富分室を開設いたしました。それに伴い、電話相談や教室体験などがトピック的にふえたことも挙げられます。

いずれにいたしましても、個々のニーズに応じた対応ができるよう体制をとってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、再質問ですが、相談件数、電話が233から102件、訪問が59件から6件、来所146件から86件ということはかなり減っておると印象なんですけど、何かほかにも原因があるのかなというふうにも考えられますけど、メール相談は25件から51件という形で倍にふえています。全国的に広がっているのが、SNSを使ったLINE相談が開設2週間で電話相談1年分を超えたという報道もあります。

教育センターでのメール相談の方法と対応についてお聞きします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

まず、メール相談につきましては、適応指導教室コスモスのメールアドレスがございますので、そのメールアドレスに生活相談員が対応しているということでございます。

増加している理由でございますが、市内在住の高校生による相談、それから、元気でやっていますよとかそういうような報告がほとんどでございます。SNSの普及により、特に未成年者などの若年層には、気軽に思っていることや悩んでいることを相談できるというメリットがメールにはあると捉えております。

現在、議員もおっしゃるとおり、国や県のほうでSNSを使った相談の効果について実証検証をしている段階というふうに認識しておりますので、今後の動向を注視して進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位6番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、通告書に基づいて質問をしたいと思います。

まず1点目、常備消防広域化事業についてお尋ねをします。

認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料4—53、そして資料4—3の10ページと157ページ、理事兼総務課長にお尋ねをします。

決算の成果説明書では、増加した消防費については、消防広域化に伴う岐阜市に対する事務負担金が主な増額要因になっているとして、資料4—3、10ページの消防費の平成29年度比較で2億226万8,000円の増額になっています。一方で、資料4の53ページでは、諸収入の中に消防職員人件費負担金3億6,928万円余が計上されています。そして、成果説明書資料4—3の157ページに、常備消防広域化事業費として4億9,965万3,000円が表示されています。人件費計上などの会計処理等で増減がありますが、実質の常備消防にかかわる増額分は幾らでしょうか。

また、消防広域化以前の、例えば平成26年度決算認定では常備消防費が4億7,854万4,000円でした。広域化する以前と比較した増額分は幾らでしょうか。

広域化した事業成果欄には、現場の体制が強化され、迅速で効果的な災害対応が可能になったと記述がありますが、市民の皆さんにも理解されるように、この間の実態に即した事実と事例での説明を求めます。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えさせていただきます。

まず、平成30年度の常備消防費の決算額につきましては、8億8,732万2,000円となっております。また、その内訳でございますが、消防広域化の初年度でありました平成30年度は、山県市職員の身分を持ったまま岐阜市へ派遣する方式でありましたので、人件費として3億8,722万5,000円のほか、山県市消防委託事業費4億9,423万6,000円、そのほか使用料及び賃借料44万4,000円でございますが、さらに工事請負費541万7,000円というふうになっております。しかしながら、山県市消防委託事業費の中には、消防職員の人件費も含まれておりまして、3億6,928万2,000円が戻入、諸経費で計上されておりますので、実質の平成30年度常備消防費の決算額といたしましては、5億1,804万円ということになるかと考えます。

なお、今年度からは消防職員の派遣方式を改めまして、身分を岐阜市の職員といたしましたので、今回のような消防職員人件費負担金の戻入は平成30年度限りということでございます。

そこで、まず実質の常備消防に係る増額分ということで御質問いただきました。平成30年度と平成29年度の決算額を比較いたしますと、先ほど御説明申し上げました平成30年度5億1,804万円に対しまして、平成29年度は6億8,970万1,000円でございますので、

1億7,166万1,000円の減額となっております。

次に、広域化する以前と比較した増額分ということでございます。平成29年度は、消防広域化に向けましての移行の準備期間でありましたので、広域化に伴う初期投資の負担金といたしまして、約1億6,300万円等の支出がございまして、広域化以前との比較検証にはそぐわないかなということもありまして、便宜的に移行に向けての特段の支出がなかった平成28年度の常備消防費の決算額と単純比較させていただきました。

平成28年度の常備消防費決算額につきましては、4億1,987万8,000円でございます。平成30年度常備消防費の実質決算額、5億1,804万円、先ほど御説明させていただいた数字でございますが、そちらと比較いたしますと、平成30年度は9,816万2,000円の増となります。しかしながら、平成30年度につきましても、消防事務委託事業の中に、美山分署の水槽付消防ポンプ車購入費3,400万でございます、こういったものが含まれているほか、移行に向け、市の予算で行った山県分署食堂改修工事、これ、通信司令室を食堂に改修したといった工事でございます、これにつきまして541万7,000円が含まれておりますので、広域化への移行に係る分を除きますと、実質的な増加といたしましては、5,874万5,000円の増額と言えるかと考えております。

続きまして、消防の広域化により、出動態勢及び初期体制の強化により、効果的な対応ができた事例ということで御質問いただきました。

具体例を申し上げますと、まず、平成30年4月20日午前7時30分ごろに神崎地内で発生しました建物火災、こちらでは10棟が延焼する大規模火災となったわけでございますが、この際には、山県から6台、岐阜市から6台、計12台の消防車両と45名の隊員が出動しました。その結果、大火にもかかわらず2時間半で鎮火いたしました。こういった事例がございます。また、この火災では現場指揮隊の判断によりまして、岐阜市のほうから非番職員20名が招集され、残火の処理に当たったというふうに伺っております。

そのほか、ことしになりますけれども、4月20日12時5分ごろ、伊自良南小学校のほうで、運動会の練習をしていた児童7名が熱中症の症状を訴えたと、こんなような事案がございました。この際には、指揮車両のほか山県署美山分署の救急車のほか、岐阜市岩野田、黒野、北署の救急車が出動いたしまして、迅速なトリアージ、搬送による救命活動がなされたというふうに伺っております。

さらに、市境におきます救急事案の現場到着時間につきましては、岐阜市と隣接する高富地域におきましては、平成29年度につきましては7.8分というデータがございますが、広域化後の平成30年度につきましては6.5分ということであり、1.3分の短縮になってお

るということでございます。

このように、消防の広域化により、現場到着時間の短縮、出動態勢の強化がなされ、迅速で効果的な対応が可能となりました。

答弁のほう、以上とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、御説明いただいて、実質的に常備消防、岐阜市への委託等々を含めて差し引きすると、5,874万円の実質的な増額というようなお話でした。

それで、当初移管に当たって、私は賛成の立場でいろいろかかわってきたんですが、1つお尋ねしたいのは、実質的に5,874万、移行期がいろいろあるので、そういうのはあると思うんですが、これで多分来年度から普通の会計処理になっていくと思うんですが、ここの5,874万というのは、いろいろ分担等で変わると思うんですけど、ここについて、これが急激にこれからふえていくのではなくて、大体このくらいのペースで進んでいくかどうかということを1点お聞きしたいということと、それから、実際に効果の話で具体的に事例を出していただいたんですけど、やっぱり市民の命とか財産を守るという意味では、以前に増してきちっとした対応をとられているという点では少し安心をしましたし、市境のあたりでは、1.3分短縮されているというようなことも報告でありましたので、これは市民にとってはいいことだというふうに思います。

先ほどの、これからの増額の部分等々についての質問をしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた数字につきましては、決算額を単純に比較した数字でございまして、将来的にこのとおりのふうには言い切ることは必ずしもできないのかなというふうには考えますが、基本的には不確定要素を差し引いた上での比較でございますので、こんなようなものなのかなというふうには考えます。

ただ、消防の、例えば車両とかああいったもの、大きい買い物をすることもありますので、そういったところにつきましては増減の可能性もあるのかなと、かように考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 将来的には緊急というか特別な事例とか何とかというのは、またこれは我々山縣市だけではなくて全体にかかわる問題かなというふうに思いますが、ぜひこういうペースで進めていけるように、きちっとここは関与していただくということ

をぜひお願いしたいと思います。

そういう点で、今後どのようにかかわっていかれるか、最後にその点だけまたお願いします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再々質問のお答えをさせていただきます。

方針ということになるかと思います。今回、岐阜市の消防のほうに委託しておるわけですが、言葉は悪いですけど丸投げではなくて、しっかり構成市町の一員としてまして申し上げるところは申し上げていくというスタンスで臨んでいきたいと思いますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で、13時ちょうどより再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き再開いたします。

発言をいただく前に申し上げますが、質問者はあくまでも質疑は簡潔に、発言は全て簡潔になされるということがうたってございますので、論旨を明確に、要点を簡潔に質問してください。また、答弁をする執行者側も、それに対して簡潔に、要点を絞ってお答えをいただきますように、重ねてお願いをいたします。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

通告書の2点目です。歳出の予備費の支出明細についてお伺いをします。

議第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についてです。資料は、4の140ページです。

ここには、予備費の歳出総額が5,440万9,000円計上されていますが、この明細については、議案のどこを見ても明細は出てきません。それで、この予備費の支出の中に、これから私が触れる支出がされていると思うのでお尋ねをします。

昨年7月27日、家族の住宅にするため農地の指定を解除する手続を認めなかったのは違法として、山県市の住民が市に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁の第二法廷が裁量権の濫用と判断した二審の判断を不服とする市の上告を不受理とし、山県市の敗訴が確定した事案がありました。二審名古屋高裁が、擁壁があっても耕作はでき、農地法違反で

はないとし、不受理は、市は裁量権の範囲を逸脱、濫用しているとして、44万円の支払いを命じました。記憶に新しいところだと思います。上告の件では、同僚議員も、市民を相手に上告までするのではなくて、きちっと話をしたらどうかというような話もありました。

新聞によれば、市の担当者が、最高裁の決定なので厳粛に受けとめ、直ちに予備費から賠償を支払うとコメントをしていますが、予備費の明細がありませんので、敗訴後に賠償の支払いをどのようにきちっと処理されたのかということと、また、訴訟を起こされた市民の方へどのような対応をされたのか説明いただきたい。

この件でずっと見たんですけれども、予備費はいろいろ必要があって使われていると思うんですが、5,440万9,000円というのは、支出明細の中でどの部分に相当するかということがわからないので、大きな費目でいいと思いますが、歳出の明細もあわせて説明を求めたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

賠償金の支払い処理でございますが、平成30年の7月27日の判決決定を受けまして、8月10日に予備費から総務費の補償補填及び賠償金に流用し、8月17日に控訴人の代理人弁護士の口座に振り込んでおります。なお、控訴人への対応にいたしましては、顧問弁護士を通じて行いました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

予備費は、地方自治法第217条に基づき、予見しがたい予算の不足に充てるために計上するものでございまして、予期せぬ事態の対応としては予備費のほかに補正予算がありますが、補正予算では予算編成、議会の審議など一定の時間が必要となるため、災害復旧費用など緊急を要する場合に予備費を定めるものでございます。それから、当初から用途を定めない一定の予備費を計上しておき、機動的に対応できるように予備費を設けておるものでございます。

平成30年度の予備費の主な明細ということですので、費目はわかりませんが大きいものだけということでしたので、固定資産税の還付金などで約2,200万円、6月27日から7月8日の豪雨災害の復旧工事費の測量設計に約1,700万円、大雨警報等の待機で職員の時間外でございまして、約230万円、台風21号の被害でテニスコートや屋根の修理費約220万円、ほか空調の故障、あとは議員御発言の損害賠償金などでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 予備費の明細については、今、お聞きをしました個別の支出の中でどれが予備費という計上がないので、できれば今後、どういうものを行ったのかというのをきちっとわかるような形で表示を今後していただきたいと思いますが、その点についてお聞きしたいのと、それから、もう一つ、先ほど8月に損害賠償を支払ったと、新聞を持っているんですけど、これには44万円というふうに書いてあるんですが、それを支払ったということと、対応は顧問弁護士を通じて対応したという話なんですけど、これ、企業同士の訴訟とかそういうものではなくて、実際に市民と行政との関係なんですよ。そのときに、最高裁でこういう裁定が出たら、少なくともここに認定をされた部分については、やっぱりそれを認めるわけですよ。だから、それに対しては、訴訟を起こされている当事者に何らかの説明とおわびというか、いろんな、具体的に深い中身に私は入る必要はないと思うんですけども、そういう対応がやっぱり必要じゃないかなど、感覚として。その点では道義的にそういう対応をされているかどうかということをお聞きしたかったんですが、実は、当事者の方はそういう対応がなかったということで、なかなか納得できないというような思いもされていました。

私は、普通のそういう道義的な立場で考えれば、市としてはそれなりに誠意ある対応をすべきではないかというふうに思いますが、その点について、具体的な対応の中身はどうだったか、その2点について再度質問します。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 控訴人の方への市の対応につきましては、議員御発言のとおり、弁護士を通じて行ったわけございまして、当方から直接、控訴人の方におわびを言った、そういう経緯はございませんので、今後、こういった裁判事例が起こってはならないと思いますので、そういうことが起こらないように行政対応、事務をしていきたいと思うとともに、万が一、もしそういう事態が今後生じた場合につきましては、内容にもよりますが、市の担当のほうとしましても真摯な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

表示方法ということで、議員、どこにも載っていないとおっしゃられますが、予備費支出及び流用増減欄というところに、予備費の流用も含めてでございますが、先ほど言

いました災害復旧費の約1,700万と申しましたが、その2段ほど上に1,693万7,000円の充用をしているということで、全くないわけではございませんので、表示の仕方については若干検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 再々質問をしたいと思っております。

今、言われた表示方法については、私も全部細かく見ればあるんだと思います、当然のことですが。表示方法については、何か一括でわかるような形で、金額が大きいということもありますので、ぜひしていただきたいということと、それから、今、農林畜産課長がお話になりました、行政で対応するとともに万が一ということで、そういうときには真摯な対応をしたいというような答弁だったかというふうに思いますが、この件についても、私は真摯な対応をされたほうがいいのではないかとこのように思っておりますので、その点、1点お聞きしたいと思っております。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、質問を変えてください。

○8番（福井一徳君） 3点目、ブラジル岐阜県人会創立80周年親善訪問負担金についてということで、負担金として159万6,692円が計上されています。当初、リトアニア訪問が計画されていましたが、諸事情からブラジル訪問になった経緯があります。これはきちっと全員協議会で報告がされています。この費用の明細の大枠で結構ですから、説明を求めたいということと、今回の親善訪問の成果について、中身についてまとめたようなものがあれば、そういうのも御披歴いただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

御質問1点目のブラジル訪問にかかった費用の内訳でございますが、支出額159万6,692円は、まず、市長及び随行職員の2名分の費用ということでございます。その中で、1人当たり航空運賃が往復で41万4,000円、宿泊費、現地交通費等24万3,000円、旅行業務取扱費とその他諸費ということで約14万円という内訳になってございます。

御質問いただきました2点目の訪問の成果報告の関係につきましては、市長のほうか

ら答弁をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 今回の訪問の成果報告については、特に配付させていただくもの
はございませんが、この訪問を通じまして、同じ郷里の方が地球の反対側で活躍されて
いることを痛切に感じたわけでございます。特に今回、岐阜県人会の会長さんは、板取
の出身の方でございまして、親族の方も市内におみえになるんですけれども、この訪問
を通じまして私が感じたことは、従来、ブラジルで移民といいますと、戦前、戦後
の移民の時代に多くの方が行かれたということ、そして、長屋さんという方なんです
が、会長さんは、地元で高校を卒業されて、まだ50代の方でございまして、まだ向こうへ行
かれて1世の方なんです、そういった方もブラジルにはたくさんの方がおみえになる
ということを知りましたし、そして、また1世の方で美山の方は中学校を卒業されて行
かれたり、高富の方は小学校を卒業されて向こうへ行かれて、またそういった方々が本
当に活躍されているということを知りました。

そして、もう一つ、日本と違いまして、非常に家族とか日本人であるとか、そういっ
たきずなの深さを、おつき合いしてみえる中での深さを感じたわけでもございます。そ
してまた、ブラジルは政治情勢が非常に不安定であったり、治安が悪いということもご
ざいまして、平和の大切さ、治安の大切さを痛感したところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 中身はよくわかりました。これから、さらに山県市に関係した人
たちの話なんかも含めて、市民のところに広く広めていけたらというふうに思います。
次に行きます。

4点目、中山間地域等直接支払交付金事業の事業成果の評価についてということで、
資料は4—3の120ページです。

それで、ここは山間地域の耕作放棄の防止や、多面的機能の確保を図って洪水や土砂
崩壊を防止して、地域の経済活動や生活環境の改善を図ることが目的というふうになっ
ていますが、この交付金は1ヘクタール当たり6万3,670円、1反当たり6,367円という
ことで、実際どのくらいかなと思って計算したらそんな感じになるんですよね。そうす
ると、この金額というのが事業目的を達成できているというふうに評価されているん
ですけれども、私は、耕作放棄地の予防や農地の保全管理を図っていくという意味では一
助になっているという程度の評価でいいのではないかと、むしろ、こういう事業をもっと
拡大すべきだというようなことを含めて、県とか国に対して要望するというような態度

で、ここについてのコメントは書くべきではないかというふうに思いますが、御所見を伺います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、現にある耕作放棄地の解消ではなく、耕作放棄地にならないような、健全な農地を守っていくことが主目的である事業のため、同事業に参加しておる集落におきましては、新たな耕作放棄地の発生は予防できているため、今回の記載の表現でも間違いではないというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今の御答弁ですが、私はもっと積極的に進めるという意味では、これだけでは足りないというような点で、いろんな意味で要望してほしいというふうに思いますが、これ以上やっけてもらちが明きませんので次に行きたいと思えます。

5点目、野生鳥獣被害防止捕獲業務委託事業についてということ、農林畜産課長にお尋ねをします。資料4-3の127ページです。

豚コレラ問題では、養豚業者の皆さんへの事業の直接的な打撃だけではなくて、将来に対する不安も含めて、まだまだ解決されない課題が多いと思えます。豚コレラ対応では……。

[発言する者あり]

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君、5件目の質問、最初からお願いいたします。

○8番（福井一徳君） 最初からですね、わかりました。

豚コレラ問題では、養豚業者の皆さんへの事業の直接的な打撃だけではなくて、将来への不安など、まだまだ解決されていない課題が非常に多いんだろと思えます。豚コレラ対応では、農林畜産課を初め、市の皆さんや猟友会の皆さんを初め、関係者の方々にはいろいろ御努力をいただいて、感謝申し上げたいというふうに思えます。

この間、豚コレラ対策では、経口ワクチン対策に伴ってイノシシの捕獲が進められていると。全国的に猟友会の会員の皆さんの高齢化の中で、山口市は昨年度も狩猟免許取

得助成金で、人材の確保とか育成を目指して実際に進めています。

ところで、私のところに猟友会の会員さんから、伊自良地域でも最近若い者が後を継いだりしてやり始めたが、捕獲させてもらえない。市に申し出たがらちが明かない。県にも言ったが相手にされんということで、どうなっているか、わしの話聞いてもらいたいということでお話があって、いろいろお聞きをしました。

それで、その中身も含めて、農林畜産課長にその件をお伝えして、猟友会に話をしてもらうことになりました。このところは、私が課長からお聞きをした内容を見ると、実は猟友会の会長の回答だったということですがけれども、けんもほろろと言わんばかりの回答のようでした。これは私の感想です。

経口ワクチン対策のイノシシ調査捕獲は、県から県猟友会に委託されて、各市町村の猟友会に指示が来ていることがわかりましたが、私はそういうふうになっているということも含めて、きちっと猟友会の会員の中に理解をされるということが必要じゃないかという程度の中身だというふうに思っていたんですけれども、これは県から直接受けている事業だから、市から口出ししないでくれというようなニュアンスの回答だったというふうにお聞きをしました。そこは、委託事業として猟友会にいろいろ市としてはお願いをしているんですよね。そういう関係からいけば、具体的に県からの事業なので県の事業に基づいてやっているというのは、それはいいと思うんですけれども、どのようにやっているのかという中身を報告してもらえればいいと思います。市に対して、口出ししないでくれというようなニュアンスは、ちょっと態度としては間違っているのではないかとこのように思いますので、その点はどうかということをお聞きしたい。

それから、もう一つは、127ページにある捕獲委託実績の一覧の中の緊急捕獲、平成30年度は115万円、平成29年度は139万5,000円がありますが、内訳明細についてもお聞きをしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えいたします。

経口ワクチン対策のイノシシ調査捕獲の件につきましては、猟友会が受託した県事業でありますので、猟友会の内部でよく話し合っていて進めていってほしいというふうに考えている次第でございます。

緊急捕獲の内訳明細でございますが、ニホンザル、カラス、アライグマ、ハクビシン、ツキノワグマ、イノシシ等のわな設置、管理、撤去等の作業に関する費用を支払ったもので、平成29年度と30年度の差につきましては件数の違いでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（吉田茂広君） 福井一徳君。
- 8番（福井一徳君） 県の事業なので内部で話し合っていたきたいというようなお話でしたが、私が問題にしているのは、県の事業だから口を出すなという話ではないと思うんですね。対応の問題です。私たち市として事業を委託しているわけですよ。その委託をしている市からの問い合わせに対して、これは県の事業だから口出しをするなというのはおかしいのではないかと、それは。この間、この問題では、監査とか指導監査をやりますという、過去にそういう課長の議会での答弁もありますので、そういう立場に立って、ここについては少し、中身はきちんと話し合っていたきたいというのはそのとおりだというふうに思いますが、対応についてはきちっとした対応を市としてすべきではないかというふうに思いますが、その点、課長に見解をお伺いします。
- 議長（吉田茂広君） 福井議員。ただいまの御質問ですけれども、直接の議案と何ら関係のない議案となっております。今回の決算、御質問の内容が、平成30年度115万、29年度139万5,000円の緊急捕獲の内訳を提示してほしいということでした。それ以外の部分でございますので質問を変えていただきたいと思います、いかがでしょうか。
- 8番（福井一徳君） 具体的に、やっぱり委託事業をこの決算の中でやっているわけですよ。それも含めてあるので、私はそういう質問をしているんです。
- 議長（吉田茂広君） 猟友会に対して、福井議員としては、農林水産課のほうからきちんと物を言ってほしいというようなお話ですね。それは要望ですね。
- 8番（福井一徳君） これは具体的にいろんな話、ここに出ていませんけど、やりとりを聞きました。その中身についてここでそれ以上触れるつもりはありませんけれども…。
- 議長（吉田茂広君） 今回の決算と何ら関係のない話ですね。
- 8番（福井一徳君） 関係のない話ではないです。委託事業に関してありますので。
- 議長（吉田茂広君） 関係がないと私は判断いたしますけれども、猟友会の事務に対して指導をきちんとしてほしいというような話、それは今回の決算とは関係ないと私は考えますので、これ以上ですと質問を変えていただきますが、よろしいでしょうか。

質問を変えていただきます。

福井一徳君、次の質問に移ってください。

- 8番（福井一徳君） わかりました。じゃ、見解の相違ということで、次の質問に移ります。

6件目、庁舎施設の維持管理業務事業についてお尋ねをします。

平成30年度の第1回市議会の予算審議で、夜間宿直委託料の予算が前年比48.8%増の

946万6,000円が計上されており、内容についてはとても増額なので質問いたしました。その当時は、そのときには人手不足とか、夜間の深夜勤務になり人の確保が非常に困難であるという理由でした。一方で、具体的な中身については今後折衝するというような答弁が理事兼総務課長から行われました。

今回、結果として816万5,000円ということで、予算比86%、昨年比128.3%という金額になっていますが、実額で180万円の増加ということになっています。30年度の契約交渉を通じて、この金額が、ある意味ここで集約をして、今後のところでは金額がこれ以上大幅にふえていくということはないのではないかと思います、その点についての見通しをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、夜間宿直委託料につきましては、平成29年度と30年度、実績の差は180万ございます。お尋ねの件の当面の見通しでございますが、現在、履行期間を平成30年の4月1日から令和3年3月31日までの3年間の長期継続契約、こちらを締結しておりますことから、令和2年度までの2年間につきましては、平成30年度の実績額と同額となります。ただし、消費増税がございますので、10月以降の分についてはその分はふえるということになるかと思います。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 了解をしました。3年間の契約のあるということでしたので、わかりました。

次は、7点目、中小企業の展示会等出展支援補助金についてお尋ねをします。

平成29年度から、新たに東京で開催される中小企業の総合展への出展に対する補助制度がスタートしました。私もこの制度をつくるように議会でも取り上げてきましたが、初年度は当初11社ということでしたが、30年度は1社にとどまっていますが、余りにも差があるので、その理由は何だったのかということと、今後、例えば上限を引き上げるなど、制度の見直し検討というようなことは考えておみえになるかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

30年度の東京等の展示会へ出展をされた方は10社ございます。ただし、水栓バルブ事業者の方が9社ございまして、こちらのほうは地方創世推進交付金の事業のほうで計上

しましたので、関連のない1社のみのこちらの事業というふうになっております。それで、事業費の引き上げについては、今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 中身については了解をしました。ぜひ、積極的に東京なんかを含めて、こういう事業に対して支援をしていただきたいというふうに思います。

じゃ、8点目、ふるさと暮らし奨励金についてお尋ねをしたいと思います。資料は、4—3の51ページです。

平成29年度、30年度と移住世帯がふえてきているということでした。市独自の、3歳以上の保育の無償化などというような施策も含めて、いい結果が出ているのではないかとこのように思います。

そこで、30年度の移住者の方々の、どういう世帯年齢層、どういう層が来てみえるかということと、例えば移住をされたときに、仕事をどういうふうにされているのかということについてお尋ねをしたい。

それから、事業そのものを今後強化していくというような点で、どのようなことを考えてみえるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

申請者の年代というふうでお答えさせていただきます。20代が1世帯、30代が5世帯、40代が2世帯、50代が1世帯の計9世帯でございました。転入者の数は、ちなみに31名でございましたが、職業については、私どもは把握しておりませんし、そういった御相談も受けてはおりません。

今後は、移住支援の中で、仕事に関する相談についても何らか検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 職業については尋ねていないということでしたが、30代が5世帯、40代が1世帯ということなので、どういう形かわかりませんが、山県市に移住してもらっても仕事に不自由しないとか、仕事はずっと継続できるとか、いろんなケースなんだろうというふうに思いますので、そういう意味では積極的に子育て日本一を目指している山県市に、ぜひいろんな人たちが来ていただいて、それでふやしていくというように引き続き努力してほしいというふうに思います。

それでは、9点目に移りたいと思います。

自主運行バスの運行事業について、資料は4—3の54ページにあります。

中身なんですけど、岐北線の実車距離が、1%程度ですが、実数で2,969キロ減少になっています。それに伴うか否かわかりませんが、輸送人員も2%程度、2,201人減少していますので、そのような中で自主運行バスの補助金が4.4%増額、金額にして354万8,000円ふえていますけれども、なぜこういうふうになっているか、この中身についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

岐北線の実車距離の減少につきましては、昨年は9月4日にあった台風によりましてバスの全面運休があったためでございます。また、その後も台風による倒木により、塩後一谷合間、あと神崎一谷合間を通行どめとした期間があるのと、そのほかにも積雪などの現象などの要因でございます。実車距離についてはその工程。そのような中で、なぜ自主運行バスの補助金の増加があったかということですが、これは岐阜バスとの補助単価を契約しておりまして、1キロ当たりの運行単価が平成29年度は299円であったものが、平成30年度の運行単価が309円となったものでございます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 運行距離については、災害もこういうところに影響してきているんだなというふうに思います。ほとんどそういう部分での減だという話でした。

補助単価について、29年が299円、キロですね、30年が309円ということですが、これは契約単価というのは毎年見直しをしているのか、どういうスパンでやっているのか、そこらあたりの中身をお聞きしたいのと、この単価というのが、他市なんかと比べてどういう数字なのかという、その2点について再度質問したいと思います。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

この単価につきましては、毎年、岐阜バスとの契約を行っております。ちなみに、令和元年度、今年度では329円となっております。この単価が安いか高いかということですが、岐阜バス管内、各務原、羽島、岐阜市などと比べても、今、この329円でも安いほうではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） わかりました。今後の公共交通を進めていく上では、単価問題って非常に大きいと思うので、引き続き、これはまた別の場でお尋ねしたいというふうに思います。

10点目は、小口融資預託金と小口融資保証料の補填金についてということで、資料は4—3の133です。まちづくり・企業支援課長にお尋ねしたいと思います。

平成30年度は、融資のあっせん件数が4件増加の9件になって、融資あっせん額も1,810万から5,600万に大幅に伸びて、市内中小事業者の資金繰り、経営安定に貢献できたんだなというふうにこの数字を見て思います。あっせんの企業規模とか、例えば資本金はどのくらいの、それから従業員がどのくらいの企業が実際には御利用になっているかという点についてお尋ねをしたい。

それから、こうした制度は山県市の中小企業及び小規模企業の振興基本条例の具体的な中身でもあるのではないかというふうに思っています、小口融資の預託金の増額を図って、市内中小事業者の資金繰りや経営安定のための支援策をさらに拡充していくという必要があるのではないかというふうに思いますが、そうした拡充の計画について、あるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えいたします。

9件のうち、法人は3件でございまして、あとは個人事業主6件でございまして、形態といいますか、従業員でいきますと、法人のほうが合計で9名、それから個人事業者は従業員が12名でございます。もちろん、従業員の数には役員は含まれません。

それから、預託金のことでございますが、現在6,000万円の預託金をしておりますが、これの5倍に当たる3億円まで融資枠として設けてございます。このため、現在の申請状況等を見た場合に、直ちにこれを増額する必要がないというふうに今は考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 実際では、法人も個人も小規模な事業者、山県市の場合は85%でしたかね、ぐらいがそういう事業者ということでしたが、そういうところにきちっとしたサポートができていくということは非常にいいことだというふうに思います。枠が3億円までであるというのは私も知りませんでした、そういうことであれば、これを見直しするということはないと思うんですが、ぜひ、山県市の中小事業者、小規模事業者のところにこういう制度があるということを、広報とかいろいろなところでやられている

と思うんですが、ぜひ伝えていただけるといいのではないかと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

11点目で、企業経営力強化セミナー補助金についてということで、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

このセミナー補助金というのは45万円ですけれども、セミナー全体の実際の金額規模、それはどのくらいでやられているか。それから、14回で341人の受講ということですが、たしかこのセミナーは連続受講の中身だったと思うので、二十四、五名が受講されていることではないかなと。セミナー参加者の構成について、わかれば実際に事業に携わっている法人、個人、どういう人が実際にこのセミナーを受けられているかというようなことの中身を聞きたいのと、このセミナーを受講して、その後の成果、例えば起業の準備を始めたとか、そういう具体的な成果に結びついたような事例があれば教えていただきたいなど。個人的には、このセミナーの講座、私もちょっと問い合わせをして、いろいろ資料を見せてもらったんですが、結構、なかなかいい中身だなというふうに思いますので、こういう中で実際に成果が上がってくることを期待して質問したいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） このセミナーは、創業支援のセミナーではございませんで、経営力向上ということで新たに設けたものでございまして、中小零細の企業の方に対して、経営力の向上を図って行うものでございまして、全体の金額規模は60万9,000円ほどでございまして、そのうち45万円を市が補填、補助しております。

成果の例ですと、連続して行うものではなくて、いろいろなセミナーを必要なときに商工会さんが開催すると。例えば、外国人技能実習生に関する入管法の手続きでありますとか、それに伴う労働関係法のセミナーなどが、今はこういう時代ですので、多くの方が受講しておられます。

今後のことにつきましても、そういった、例えば今ですと電子決済だとか、そういうものについてもやっていっていただけるといいますので、これを成果というふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 先日、私、こういう実際に小規模企業の条例をつくったところで、各地のいろいろな実際の交流、研究集会がありまして、そこに参加をいたしました。横浜市なんかの具体的な事例についても聞いてきましたので、課長にもお渡しをしたんですが、ぜひ小規模の、基本条例の中身をさらに豊かにするという意味では、こういう部

分も含めて対応できるのかなというので、引き続き強化をしていただきたいと思います。

次の質問ですが、香り会館の指定管理事業についてお尋ねをします。

資料は4—3の140ページです。

きょう、差しかえの資料が配付されていまして、利用状況はそれがあつるかなというふうにするんですが、成果説明書には指定管理者制度を導入することにより、運営経費を削減することができました、また、民間活用のよさを発揮して、香り会館の体験者数が増加となりましたと書かれています。

そこで、経費支出は1,585万3,000円減少になっているんですが、そのかわりに指定管理料が1,399万円増加というふうになっています。それから、この表から見ると、今までの売り上げ分864万8,000円は、減収になっています。これは、売り上げの粗利益を計上しているのか、売上高を計上しているのか、そこらあたりちょっとわかりませんが、これらを総合して、単純に損益的な面だけで見ると、どのような実態になっているかということについてお尋ねをしたい。

それから、この指定管理事業は契約5年間ということなので、これからいろんな事業の推移を見たいというふうにするんですが、体験者数がふえた実績で、市民のサービスにとってどのように改善されていったのかというような中身についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えいたします。

1点目の864万8,000円、先ほど訂正させていただきました。これについては売上高でございまして、利益というふうではございませんのでよろしくお願ひいたします。

それから、経営的にどうかということで、平成30年度の実態については事業者さんからお聞きしておりますが、指定管理1年目ということで、みずから改修工事などもやられまして、現在は、30年度については200万円ほどの赤字というふうには聞いております。

それから、体験者数についてでございますが、29年度が1,033人だったのに対して、30年度は2,426人ということで大幅に伸びております。これは、体験メニューなどをふやしたことによる事業者さんの努力というふうには考えております。

5年間というスパンで考えていただいて、これから体験メニューやハーブブレンドの提供メニュー、それから物販の品数とかをふやしていただいて、利用増進とともにサービスの向上のほうもお願ひしたいというふうには期待しております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 内容はわかりました。先ほど売上高だというふうにおっしゃったんですが、収支の関係で見ると、これは売り上げではなくて粗利額は実際には、例えば食堂事業であれば半分とか6割ぐらいということなので、丸々688万が減少ではないということですね。実質的には、例えば300万とか、収支の関係ではそういう金額が減少になっているという意味でしょうか。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後1時46分休憩

午後1時49分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、福井議員、質問を……。

○8番（福井一徳君） 変えます。

○議長（吉田茂広君） よろしくをお願いします。

○8番（福井一徳君） 最後です。13点目、グリーンプラザみやまの管理事業についてお尋ねをします。資料4-3の142ページのところです。

ここの中に、昨年度繰越額というふうを書いてあるところで、オートキャンプサイトの工事において、関係機関との調整に想定外の時間を要したというふうにあります。どんな内容だったのかということをお尋ねしたい。

それから、平成30年度の予算審議で私が取り上げた折に、当時の企画財政課長が、例えば今回、グリーンプラザなんですけれども、今回は収益性が高いものでございますので、一般論としては収益、売り上げがお互いに張り合って、両方ともウインウインになるような分配方式を目指してまいりたいという答弁がありました。

令和2年度末で指定管理の期限が切れるということですので、次の指定管理を募集するときに、当時、企画財政課長は、今回のこのオートキャンプ場というのは、次の募集の際に、市が交渉する有利な応募条件として考えていくことが現実的なのではないかというふうに答弁もありました。

こうした内容を踏まえて、平成30年度の決算を踏まえた、今後の、次の指定管理に向けた方向性について、これはオートキャンプ場の整備も終わったということですので、方向性についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） オートキャンプ場の設計に当たりまして、財源である辺地債の認可等の内示を待っておりましたのでその期間と、それから指定管

理者さんと完成後の管理を含めた点を考慮しながらレイアウトを決めていったという、こうしたことの時間を要したというふうに考えております。

それから、令和2年度までが今の指定管理者制度で行うことが決まっておりますが、次の管理形態は、まだ今、完全に決めているわけではございません。ことし7月にオープンしましたオートキャンプ場で、来年夏ごろまでに結果が見えてきますので、この結果を踏まえて、その後、指定管理にするのか、直営に戻すのかということも含めて、データを分析しながら最もよい運営方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 最後に、指定管理を続けていくか、それとももとに戻すか、いろんな選択肢というふうなお話があったんですけども、いずれにしても指定管理ということであれば、きちっと公募をしてやるということが前提になるかどうか、その点についてだけ、最後にお尋ねをして質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） これについては、指定管理者の選定委員会というんですか、そういうものもありますので、外部組織、そういったところの意見を聞きながら、今後決めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君の質疑を終わります。

暫時休憩します。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 議長の許可をいただきましたので、皆さんお疲れのところですけど、2点だけ質問したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

発言通告日を1日間違えておりましたので、高齢により、担当者の皆さんにはおわび申し上げます。

それでは、議第91号、資料6番の一般会計補正予算第2号、グループホーム等防災改

修等補助金について、健康介護課長に伺いたいと思います。

まず、対象の施設名、そしてどういったものにそれは使うのか、あるいは備品の容量とか数、そして現在までの設置数をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の対象施設名につきましては、特別養護老人ホーム椿野苑のユニット型20床、地域密着型施設の分でございます。

2点目の備品につきましては、ポータブル発電機でございます。

3点目の品名、容量等につきましては、申請をされました備品の予定ではございますが、デンヨー製のポータブル発電機、出力5.5キロボルトアンペアのものを2台予定されております。燃料は、ガソリンを使用するという発電機でございます。

4点目の現在までの設置数につきましては、昨年度3月補正をさせていただきまして、今年度に繰り越しをしました補助金の事業で、2つの施設にポータブル発電機を合わせて8台、それから2つの施設にそれぞれ1台ずつ設置型の発電機を設置しております。なお、この補助金は全額を国庫補助金として申請し、今回のものも内示をいただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 再質問ですけれども、現在、台風15号で、千葉県においては現在も停電が続いておるといことで、今後こういった非常用の発電機というのは、特に弱者、高齢者のこういった施設に対しては対応するということが非常に大切かと思しますので、今後について、健康介護課長の考え方と市の対応の仕方を、考え方を聞きまして、この件についての質問は終わりたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、現在も千葉県においては、高齢者福祉施設も被害を受けておられまして、入所者の命にもかかわることだと大変案じられます。非常用発電機の整備のされていない施設にはぜひとも設置をしていただきたいというふうに考えております。この補助金は、昨年度より3カ年の補助金になっておりまして、今後もまだ申請ができる状態であります。今後、また要望がありましたら、ぜひとも補助をしていきたいとまいりますので、補正等をお願いをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） それでは、2点目に入ります。

同じく資料番号6、13ページの教育費、小学校費、小学校管理、工事請負費の1,150万についてお尋ねしたいと思います。概要説明で、高小のプールのろ過装置ということを知っていますが、その装置の能力、内容と、そして今後の保証とかメンテナンス。それと、その中に、金額が大きいようですが、滅菌器などの工事が入っているのかということと、財源が一般財源だけになっているんですけれども、これは補助金対象にならないかどうかということをお尋ねしたいと思います。学校教育課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目のろ過装置の能力、内容等につきましてでございますけれども、現在、高富小学校のプールろ過装置は昭和63年製の機器でございます、耐用年数を超過しております。形式が古いため、老朽化による部品の取りかえの必要が生じても交換部品がない状況でございます。また、現在の装置は、旧式の珪藻土ろ過装置でございます、近年主流の砂式ろ過装置に取りかえることで、ろ過精度や耐久性の向上、また、ろ材交換サイクル、ランニングコストを抑えることができます。来年6月のプール開設に間に合わせる事が適当と考え、今回、補正に計上させていただくものでございます。

2点目の保証及びメンテナンスにつきましては、まず、装置の保証期間は1年間でございます。ろ過装置の法定耐用年数は15年とあります。しかし、先ほど申し上げたように、耐久性が高く、毎年プール開設前と後の定期的な点検及びメンテナンスを実施すれば、それ以上の使用は可能と実証されております。

3点目の滅菌器等は工事内容に含まれているかどうかにつきましては、循環ろ過で必要となる基本の装置は標準装備でございます。よって、ろ過装置本体、ろ過ポンプ、自動制御盤、除じん機、凝集剤注入装置、滅菌にかかわる塩素剤注入装置など、パッケージ化されてコンパクトに設計されております。

4点目の補助金対象にならないのかにつきましては、プールの機械装置のための有利な補助金制度は認識しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 藤根圓六君。

○14番（藤根圓六君） 再質問をしたいと思います。

山口市は、比較的他市に比べて早くプールが各学校に設置されまして、ほとんどの施

設が30年以上たっております。今後、それぞれの学校のろ過装置の改修時期に入ると思いますが、担当課としまして、私もちょっとインターネットで調べましたら、プールのみ改修でも、全額じゃないけれども補助金が出ているような例も見ましたので、ひとつその辺を県の学校施設課あたりと相談されて、一遍、今後に対してはそうした対応で臨んでいただきたいと思います、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

今後のプールの工事及び開設につきまして、国や県、それから近隣市町のいろんな状況を調査研究を進め、進めてまいりたいと考えております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はございませんか。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 大変お疲れのところ、申しわけありません。

1点だけ、資料の4—3、決算の成果説明書の中の106ページ、下段の環境保全監視員委嘱事業の、括弧で事業成果の中に、会議により情報を共有し、対応策の検討を行うことにより、環境保全施策の円滑な推進に役立ちましたとあります。環境保全ということで御質問いたしますが、この事業費47万6,000円を14の方に活動費として委嘱しておるわけですが、具体的にどのようなお仕事をされたということをお伺いします。

それで、あわせて150ページの土木費の上段の、河川除草委託料の堤防除草の環境保全の管理ですけれども、除草本数の14本を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

環境保全監視員は、日ごろから地域の環境を見守るということで、ごみとか、その他の環境に悪影響を及ぼすような情報を収集していただきまして、会議のときにその報告書をもって報告していただき、その報告書をもとに対策を検討するというをやっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午後2時04分休憩

午後2時05分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

鳥羽川ほか14本ということですが、鳥羽川はもちろん、石田川、新川、下新川、椎倉川、東川、伊自良川、しびり川、武儀川、船越川、エゴ川、西洞川、あと三田又川、八反田川、長尾川、これ、本数の中にはちょっと入れてごさいませんが、百間堤も除草はしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 大変僭越ですけど、これを質問させていただいたというのは、さきにお話ししました47万6,000円の方たちが活動していただくわけですが、それをどうこうというわけではありませんが、鳥羽川の除草ですけど、今、あそこで草を刈って、それを搬出しておるわけですね。その金額が大変高額なんだ。それで、環境保全をするという観点から見れば、鳥羽川の除草した後に、その場で焼却をするというのが一番ふさわしいんです。それはなぜかという、もとより20年ぐらい前までは、そこで刈ってその場で燃やしておった。そうすると、その当時、ダイオキシンという問題で、ここでやったらダイオキシンがいっぱい出るでだめやという話が出たので、これは搬出しておる。搬出は大変危険なんです。この斜面、御存じのように、急な斜面ですので大変ですし、それから害虫駆除という面からしても、あそこで燃やしたほうが効果的なんだ。等々を合わせて、費用も安くつく。安全も確保できるし、そういう環境保全もできるということです。ちょっと意地悪な質問やったかもしれませんが、こういうふうには、同じ行政の中で共通する話題というのは結構あるもので、私のようなこういう質問もありますよということで、今後、また市長と相談していただいて、今の鳥羽川の内面と外面と、あれが違いますけど、害虫駆除という観点と、それから、さっきもお話ししましたが、堤防の強化のためには、あそこはモグラがいっぱいいたりするもので、そういうことのためにもあそこで燃やしたほうがいい。これを皆さんでお話しすると共通の話題になって、今度からあそこ、燃やすんやなということになるもので、あえて尋ねましたが、この47万6,000円も有効に使っていただいて、そういう点も机上にのせていただいて、環境保全に役立てていただきたいと、こんなことをお願いして、それはそれで御答弁をお願いします。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 議員御指摘のとおり、そういった御意見があったということに関しましては、また環境保全会議で議題に上げて、検討をしてみたいと思います。

ます。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

鳥羽川でございますが、実際、道路管理者ということで、山口市は道路から1メートル一部分が山口市の担当となっております。河川全体では、岐阜土木事務所の河川砂防課で、維持管理のほうで刈っていただいております。それで、今、焼却についてでございますが、今後、岐阜土木事務所の考えもございますので、一回協議を行って決定していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○9番（山崎 通君） 終わります。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてから議第96号 市道路線の変更についてまでの13議案に対する質疑を終結いたします。

日程第2 委員会付託

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員会付託。

議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてから議第96号 市道路線の変更についてまでの13議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（吉田茂広君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

18日は総務産業建設委員会、19日は厚生文教委員会が、それぞれ午前10時より第2委員会室で開催されます。

なお、20日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時10分散会

令和元年9月20日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和元年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月20日(金曜日)

○議事日程 第3号 令和元年9月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君

まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	安 川 英 明 君
理 事 兼 学校教育課長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局長	久保田 裕 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	長谷部 尊 徳 君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） それでは、議長に許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、頻発する豪雨にどう備えるかを総務課長にお尋ねいたします。

地球温暖化によって、豪雨災害の発生頻度は高まっています。ゲリラ豪雨と呼ばれるような猛烈な雨の発生回数は、この30年で1.6倍になっています。豪雨はどこでも起き得ると考えられます。うちだけは大丈夫などと安易な気持ちを持つことのないように、備えは十分にしなければなりません。

土砂災害警戒情報の危険性を5段階のレベルに色分けして、誰にもわかるようにと政府が発表をしました。こうした危険度について市民の方たちに周知徹底することになりましたが、全ての住民に的確な判断を委ねることは極めて難しい。山口市はその点、早くからハザードマップの作成に取りかかり、事前の備えについて、他市に比べ進んでいると思っています。市長は、一番に安全・安心のまちづくりとマニフェストとして市民に呼びかけています。

しかし、一度災害が起きれば、まち挙げて対応することは今さら言うまでもありません。そうした中で、命を守ることが一番大切なことです。避難を促しても、戸惑うばかりで何を優先すべきかが、焦っていると理解ができません。幼児、高齢者、障がい者の方々に周知し、安全が確保できるかが最大の責務です。災害時に暗闇の中を避難するのはかえって危険です。自宅の2階以上に避難したほうが安全な場合もあります。時、場所、場合など、TPOなどの状況に応じて使い分けることが最も大切な要件であります。被災に対しての施策や備えについて、総務課長に伺います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） それでは、御質問にお答えいたします。

豪雨災害へ備えることは、議員御指摘のとおり命を守ることにほかならないと考えて

おりますが、山口市としてはそのために3つの視点を重視し、取り組みを進めていきたいと考えておるところでございます。

1点目として、市民の皆様には災害リスクを正しく認識いただくことが重要と考えております。山口市は、高富地域の市街地から、美山・伊自良地域の中山間地域と地理的状況もさまざまであり、豪雨に対しても、洪水だけではなく土砂災害のリスクを想定しなければならない地域もございます。

議員のほうからは、ハザードマップを早く作成していると評価いただきましたが、今後につきましては、想定し得る最大の降水量、こういったものも念頭に置いたハザードマップなど順次更新してまいりたいと考えておるところでございます。また、更新後につきましては、ホームページでの公開に加え、自治会が行う防災訓練等さまざまな機会を活用し、全ての市民の皆様には地域の災害リスクを正しく理解いただく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目といたしまして、避難判断に役立つ、適時適切な情報提供でございます。全国で発生する豪雨災害では、犠牲者の多くが自宅で亡くなっており、いわゆる逃げおくれの防止が課題となっております。

国におきましては、昨年の西日本豪雨において、自治体の呼びかけが実際の避難行動に結びつかず被害が拡大したことを踏まえ、住民が情報の意味を直感的に理解できるよう、市町村が発令する避難情報、あるいは国や県が発表する防災気象情報を5段階の警戒レベルで整理するとともに、とるべき行動を明確化するという見直しを行ったところでございます。

山口市におきましても、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際はレベル3、また、避難勧告や避難指示（緊急）を発令する際はレベル4など、情報レベルを付した発令を行っていくこととしております。このことにつきましては、ことし6月の市広報配布時の自治会宛て回覧で周知させていただいておりますが、こういった情報を確実に皆さんが受け取ることができるよう市民向けの地震・気象・防災情報ネットワークシステム、こちらへの登録を呼びかけるとともに、防災行政無線や市のホームページ等により、適切な情報伝達に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、議員御指摘のとおり、暗闇の中を避難するのはかえって危険であり、避難勧告等を適切なタイミングで発令することも重要と考えております。昨年度の西日本豪雨で被災しました多くの自治体では、夜間や未明の避難を避けるため、避難情報の発表を早めるといった見直しを行っておりますが、山口市におきましても、今後はこういった点も考慮し、早目の避難呼びかけに努めてまいりたいと考えております。

なお、最近多発する局地的豪雨、ゲリラ豪雨等でございますが、そういった場合は雨量や水位、急激に上昇するため、早目の避難情報の発令が困難な場合も想定されます。こういった場合につきましては、避難所への避難が危険であれば自宅や隣近所の2階、あるいは山側とは反対側の部屋へ避難する等、命を守る最善の行動をとっていただきたいと考えております。こういった点につきましても、さまざまな機会を通じて市民の皆様へ啓発してまいります。

3点目として、避難対策の充実についてでございます。本年第1回定例会での一般質問を受け、山口市では今年度から自主避難所を3カ所から6カ所に増設したほか、連絡責任者の確保といった要件を満たせば、自治会公民館等を避難所として活用いただけるよう見直しを行ったところでございます。

円滑な避難の実現に向けてはさまざまな課題がありますが、特に重要な課題の1つに、議員からも御指摘がありましたが、高齢者や障がい者といった弱者の方々の円滑な避難が挙げられます。

この避難行動要支援者対策につきましては、支援を要する方の的確な把握、あるいは要支援者の支援計画の作成といったことが大きな課題となっております。現在、関係課とともに鋭意検討を進めておりますが、要支援者の支援につきましては、自主防災組織のほか民生委員、さらには防災士を初めとするボランティアの皆様とも連携した共助の仕組み、こういったものを構築してまいりたいと考えておるところです。

なお、今後の防災対策の推進に当たりましては、共助の取り組みが不可欠と考えております。そのため、共助に対する市民の皆様の理解を深めていただく機会といたしまして、岐阜大学にあります清流の国ぎふ防災・減災センターの協力のもと講演会を年内にも開催したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 総務課長、いろいろ述べていただきました。今これ、テレビで放映されると、総務課長のいろいろな手腕を期待して、恐らく枕を高くして寝られるのではないかと、こんなふうに思っていますが、さっきの1番から3番までのお話がありましたが、増設をしたり強固にするということは当然のことなんですが、あるときに、避難所へ行って毛布があるかと尋ねたら、毛布は2枚しかない。避難したらどうするのですかという質問のあとには、毛布は自分で全部持ってくるんやと、こういう返答があったということを知っておりますが、これは事実かどうかわかりませんし、事実でないことを願っておるわけですが、そういう、いわゆる避難した方たちが本当に安心して避

難所へ行けるというようなことが大切ではないかと思えます。

そして、さっきも触れられましたが富岡の公民館で自治会連合会の方たちのお計らいで、半年ぐらい前に社会福祉協議会の会長が、防災に対するいろいろな訓練のあり方とか防災全てについて講演をしていただきましたが、これも大変いいことだと思うんですが、ここだけですかと聞いたらここだけですとおっしゃったので、これは山県市内中に広めていただけると大変ありがたいということをおもっています。

これはお願いであります、私は人口がどんどん減って、これから先、個人事業者もどんどん少なくなって消防団員が年々減っていく中で、私は一定の知識を持つ人が住んでいる場所ごと、地域ごとに活躍すれば大切な力になるはずだと、こんなふうに思っています。他県では郵便局員が全員防災士になり、14年の大雨のときに、みんなでボランティア活動として指揮をとったというのが載せられておりましたが、私ども山県市もやっぱり消防団員も減っていきますし、将来のことを思うとそうしたボランティアでやっていただける、既にやっていただいています、もっと幅広くやっていただけるような方策をとっていただけると大変ありがたいと。

さらには、もしこれが可能なら、市長も聞いていらっしゃるのですが、40年前までは、当時は役場ですが、役場の中にいわゆる消防士を置いておまして職員が兼務していたわけですが、当時は仕事の合間というか、終わってから防災訓練なんかをやっていたのですが、私はそういうのも、勤務中でいいので見直すようにして、役所の人たちにも協力をいただけるような、そんな方法をとったらいいのではないかということも思っています、当然これは任意ですからどうなるかわかりませんが、とにかく消防というか防災ということに関して、幅広く皆さんにわかっていただけるような、そういう体制づくりをしていただきたいと、こんなふうに思っていますが、もう一度総務課長の御意見を伺います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、先ほど私も答弁で申し上げましたが、今後共助ということで、皆様の力をかりて防災対策をやっていく必要があると考えております。

昨今は想定外の災害が当たり前のようになっている状況を踏まえ、こういった考えで、市役所だけでなく、御指摘がありましたように、例えば郵便局の方もそういうプレーヤーになる可能性はあると思えますし、あと市において過去2カ年ぐらいにわたって防災士の育成、一生懸命努めてまいりました。こういった方々の地域での防災活動への支援を賜れば防災体制も向上するものと考えておりますので、そういった観点

で地域の防災力を高めていきたいと考えております。

あと、議員のほうから1点ありました市役所の職員というお話でございますが、山口市におきましては機能別消防団員ということで、市役所の職員も消防団員に入っていたいております。何かあれば、山口市内におりますので、消防団員の方、市外でお勤めの方も多いものですから、そういった点の不安につきましては市役所の消防団員というのも活動できるのではないかと、かように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 質問を変えさせていただきます。

議員定数についてです。我々、議会議員は日々住民の声を行政に反映し、身近な暮らしを守っていかなければなりません。各地における地方議員の人材不足について国は躍起になっています。

以前に何度か議員定数の削減について自治会連合会から要望がありました。文面については今般触れませんが、内容として削減という文字と要望は自治会連合会の総意だということらしいです。何を根拠に定数削減と言われるのかはわかりませんが、議員定数削減が実現すれば市民の暮らしがよくなるものなののでしょうか。それとも、急激な人口減少を見越して早目の対応なのか意図がわかりません。

この4月の統一地方選挙でも、一部の地域では議員のなり手不足ということが深刻な問題だと政府は捉えています。年に4回の定例会では、1時期に2週間以上拘束されますし、委員会や臨時議会やらが開催され、さらには地域のさまざまな行事の参加など議会以外の公務も多く、他の職業との兼務も困難になります。政府は、若者や女性など多様な人材が名乗りを上げてくれるような制度に見直すことが大切ということで、厚生年金の導入を認めたり、歳費、給料ですけれども、歳費を上げたり、副業を認めたりという、あらゆる方策を練っています。若者はサラリーマン化し、自営業者は日に日に減っている状況です。

市民の負託に応えるために粉骨砕身の努力を惜しみませんが、将来の議会の形はどうあるべきかと考えるところです。そこで、議員定数について、理事兼総務課長の御意見を伺います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

山口市の議員定数につきましては、合併当初は市町村の合併に関する法律、第7条第1項第1号に規定する在任特例により42人、平成16年、22人、平成18年、16人と推移し

てまいりました。そして、現行の議員定数14名は、平成23年第3回定例会において行財政改革推進特別委員会委員長から議会改革、行財政改革を推進するため議員定数の削減が必要であるという観点から、県内類似市町との比較、山間部という山県市の地域性を考慮の上、議員定数を2名削減するといった理由で、山県市議会議員定数条例の提案が議会に提出、議決されまして議決後の一般選挙であります平成24年4月執行の市議会議員選挙から適用されております。

議員定数についてでございますが、一般的には議員削減を行えば経費節減の効果は得られるものの、政策提案、あるいは監視機能を十分に果たすことができなくなるおそれが生じるほか、そのほかにも民意を反映させにくくなること、あるいは地域や年代など、各界各層の議員構成になりにくいこと、さらには選挙においては知名度のある現職議員が強みを増し、若年層や女性の進出が難しくなると、こういったデメリットがあると言われております。

山県市議会基本条例第17条におきましては、議員定数は行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望などを考慮し多様な民意を十分に反映できるものとする規定されておりますので、改正の折にはさまざまな観点から検討がなされるべきと考えております。

山県市において、平成18年第3回定例会、平成23年第3回定例会における議員定数削減を趣旨とした山県市議会議員定数条例はいずれも議員発議であり、市議会において御議論をいただいてきたこういった経緯を踏まえますと、執行部側から意見は差し控えるべきと考えており、議員定数について疑義がおありであれば、議員の皆様方で議論のほうをいただければと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） ありがとうございます。

私は、個人的な思いですけど、自治会連合会の総意ということで提出をされたんですが、私はこの方は、連合会長は立派な方でもう何期もやっていたら、そんな方がよもや個人的に出されたというふうには思えませんし、連合会の会の中のある人に聞いたら、そういうことは余り御存じなかったというような事実なんですが、この立派な方がこういう文章を出されるということは、何らかの後押しがないことには提出されなはずだと私は思っているんですが、行政側にそうした後押しの意図がなかったかということ、まず第1点伺います。

それから、やっぱり議会は地方公共団体の意思決定機関であるはずですので、私たち

はもう少し議会の、我々もそうですけれども、議会を見る目ももう少し執行部も考え直さないと、議会と執行部とが車の両輪になっていないというようなことを思うんですが、そういう点について、総務課長の私見で結構ですので、その2点を伺いたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問のほうにお答えいたします。

2点御質問いただいたと思います。まず1点目でございますが、私もことし4月からまいっておりますが、自治会連合会からの要望ということにつきまして、市役所からの後押しといったものがあったということは承知しておりません。

続きまして、市としても議会を見る目を考え直すべきではないかといった御指摘でございましたが、議員定数については私どもから答弁のほう、コメントを差し控えるべきと答弁申し上げましたが、例えば、昨今課題となっております議員のなり手不足といったような話もございます。そういったところにつきましては、私どもも、例えば人材確保といった観点の取り組みとして、中学校への選挙備品の貸し出し事業、あるいは山県高校での選挙の出前講座といったことも取り組んでおりまして、議会の活発な御議論を今後もしていただくために、将来にわたりそういう若い方の政治に関する関心というのにも必要かと考えておりますので、こういった取り組みを通じて、活力ある議会の継続に向けて取り組んでおるところではございます。

以上でございます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時27分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議場の時計で10時35分まで休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時32分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

山崎 通君。

○9番（山崎 通君） とにかく総務課長、御苦労さまでした。この打ち合わせがしていないもので、大変明確な答弁をしていただいてありがとうございます。

議長、質問を変えます。

耕作放棄地と農業振興についてを質問いたします。

休耕地は荒れ果てて、手放し状態になっています。田んぼや畑は雑草や雑木が茂り、無残な姿になっています。食の安全を確保するには、行政の英知が必要ではないでしょうか。

農地法の改正は10年前に施行され、農地を借りるのが自由となりました。家族経営に支えられてきた従来の農業が行き詰まった中で、新たな担い手として民間企業などの参入が進められてきました。人間の経験と先端技術を融合した効率的な生産を目指しています。食品スーパーや半導体、電子部品などの大手商社が次々と参入を進めてきて、運営規模の拡大や生産量の増加が期待をされましたが、思うような成果は得られませんでした。

日本の農業のように限られた面積の小規模農業の経営では、他国のような大規模農業事業者には立ち向かえない、いろいろな面での弱点があります。圃場整備そのものが零細農業者用の事業形態になっています。国内の農業従事者の平均年齢は65歳を超えています。耕作放棄地は今後もふえ、農業の未来は暗雲の状態です。農業振興について、農林畜産課長に妙案がないか尋ねます。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 御質問にお答えします。

耕作放棄地対策としましては、農地法に基づく農地利用状況調査、通称農地パトロールを農業委員会事務局、農業委員、農地利用最適化推進委員が協力して毎年夏に行い、農地として適正に管理されていない方につきましては、適正に管理していただくよう通知をしております。また、農地を御自分で適切に管理できない所有者の方には利用意向調査を行い、農地中間管理機構を通じて担い手を探すよう、積極的に働きかけを行っております。

こうした努力の結果、遊休農地の面積の過去3年の推移を見ますと、平成28年度は約13.9ヘクタール、平成29年度は約10ヘクタール、平成30年度は約8ヘクタールと年々減少しております。今後も農地としての適切な管理指導と、農地としての再生が困難になる前に担い手が見つかるよう、遊休農地所有者と担い手のマッチングを行ってまいります。

担い手対策としましては、既存の担い手につきましては農業経営体の経営基盤強化を行い、耕作可能面積をふやすとともに、担い手のいない地域にも出向いて作付を行っていただくよう支援しております。

また、新規の担い手対策としましては、異業種からの参入人材の支援や、農業への企業参入、農福連携の担い手づくりを行ってまいります。国や県の各種補助制度を最大限有効に活用し、今後も山縣市と農業委員、農地利用最適化推進委員とが一体になって農業振興政策に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 山崎 通君。

○9番（山崎 通君） 改めてお話しするまでもないんですが、食料の自給率、カロリーベースですが1965年には73%あったのが、2018年では食料自給率が37%、農業の弱体化による耕作面積も483万ヘクタール、年度は一緒ですけれども、あったのが442万ヘクタールに減少したと、246万人いた農業の担い手の方たちも169万人と、これは農業に対する熱意がないとか利益がないとか、そういうような状況が続くというようなことで、それで耕作放棄地がどんどんふえるというようなことなのですが、私はそうしたところに、農業委員会の力がどうしても必要だなということを思っています。

どうしてかといいますと、これ今、耕作放棄地を見て回るだけで、今のお話の中でいろいろパトロールもするとかいうようなのがあったんですが、耕作放棄地がふえるって、田畑を5年とか10年耕作しないともう機能がなくなるというようなことをある某誌には書いてあったのですが、そういう点では、耕作放棄地なんかが増えて農地を手放して、特に今心配しているのは、太陽光発電なんかに安価で賃貸で貸すというようなことが言われていますが、これ、パネルは10年たち、あるいは20年たつと、大体20年が最高限度らしいんですが、放置されると将来これ、使い道がない、賃貸ですからそのまま置いていかれたらその農地の人たちは本当に大変な思いをするということですので、そういうことにも農業委員会の方たちに力を入れていただいて、さっき課長のおっしゃられたような政策に向かって邁進してほしいと思っておりますが、もっとみんながびっくりするような、そういう施策がないかということ伺ったんですが、今どうも聞いたのにはそんなびっくりするような方策はないというふうに伺いましたが、何とか、周りを見てもらえばわかりますが、全体的に休耕地ばかりになっていますので、ひとつ、ここの農林畜産課長が頑張って、皆さんにもっと農家の人たちを支えていただけるような、そういう政策をとってほしいと思っておりますが、どうですか。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問にお答えします。

確かに議員のおっしゃったとおり、自給率、農地面積、担い手等、どんどんどんどん減少している事実がございまして、これは全国的に抱える課題でございまして、全国的な

方向としましては、力のある法人といったような、そういう担い手に農地を集積しまして、効率的に農地を整備していくと、生産していくということで、法人の担い手に集積するというようなことと、あとは省力的な生産をするためにスマート農業といったようなことで、最先端の情報技術といったものを利用して、長年の人の経験とかそういうものに頼らない方向、最新の機械を使って誰にもできるといったようなこと、方向性。あとは高付加価値のある作物をつくっていくと、特産品ですとか国の農業政策における戦略作物といったものをつくっていくというようなことで、そういった条件で、今後は個々の個人個人の農家よりも法人的な担い手に集積していくといった方向で進めていったほうが、農業政策として発展していくのではないかというふうに考えておりますので、そういった事業体等に支援といったようなことを考えていく方向でまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（山崎 通君） 質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で、山崎 通君の一般質問を終わります。

通告順位2番 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 議長より許可をいただきましたので、通告により空き家対策について質問をさせていただきます。

近年、人口減少や高齢化の進展、家族構成の変化、既存の住宅、建築物の老朽化などにより、居住がされていない住宅が増加しております。このような空き家の中には、適切な管理が行われていないため、老朽化、倒壊、安全性低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害、犯罪性の低下等多岐にわたる問題が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしております。

本市におきましても、空き家等増加がもたらす多様な問題が発生しているところから、市民の生命、身体、財産保護や生活環境の保全を図るため、平成27年度に空家等トリアージ事業により市内全域の空き家等を対象にして、外観調査、所有者等調査、現地調査を実施され、その結果1,081戸の空き家が確認されています。そのうち解体撤去、大規模修繕等で利活用不能な空き家が80戸と報告されております。

平成28年度からNPO法人山縣市総合ボランティア・サポートセンターと空家等利活用促進支援事業業務委託を結び、市内に存在する空き家の売却、また賃貸相談に努められておりますが、平成28年度から3年間の売却戸数は34戸、賃貸戸数23戸、市内への移住者は77人で、家族世帯24世帯、単身者は12世帯と聞いております。関係の御努力には空き家解消が図られていることを感謝するところでもあります。

また、空き家バンク登録制度を導入し、空き家の所有者の方に空き家バンク登録申し込みを、空き家を利用したい方には空き家バンク利用希望者登録をさせていただいているところですが、現在までに空き家バンク登録は67戸、空き家バンク利用希望者登録は165人の方から申し込みされています。

さらに、空き家等活用促進、移住、定住を結びつけるため、市内の空き家に有効活用を柱とした移住・定住施策を推進されており、本年7月には山県市空家等対策計画を策定されています。

そこで、次の3点につきまして質問をいたします。

まず、過去3年間で空き家所有者から空き家バンク登録申し込みは67戸でした。利活用不可能な空き家が1,000戸ある中、空き家利用者の方に照合できる空き家が大変少なく感じますが、今後、空き家バンク登録申し込みをどのようにふやしていくのかお尋ねをいたします。

2点目に、本市でも人口減少の著しい地域に、空き家の有効活用により定住促進による地域活性化を図るため、空き家取得、賃貸、改修される方に予算の範囲内で田舎暮らし空家活用支援事業補助金を交付していただいておりますが、過去3年間の補助金利用状況は24戸で、4,272万6,000円とのことですが、空き家購入、改修費用補助金上限度が両方で150万で、補助戸数が24戸では補助金額が3,600万と思われませんが、その差額はどのようになっていますか。

それと、空家活用支援事業補助金利用者が大変少ないと思います。その原因として、田舎暮らし空家活用支援事業補助要綱では、補助対象地区が美山では西武芸以外、伊自良地区では長滝、平井が対象で、高富地区は全て地区が対象外となっておりますが、本市自体の人口も減少している状況を考えると、市内全体を補助対象地域にしては、本市移住者をふやす考えは、そして補助対象要件は定住するために空き家を購入する方、賃貸し空き家住所に住民登録を行うことが確実な単身者ではないとありますが、空き家利用者及び空き家バンク利用希望者の登録されている中には単身者の方も多いう状況です。このようなことを考えると、単身者の方にも補助金を交付できるように改正するお考えはないか。

次に、3点目ですが、過去3年間の危険建物等除去補助金の交付戸数が6戸で、補助金額は240万を交付されています。

さて、本年7月に山県市空家等対策計画が策定されました。その中で、特定空き家に対する措置として、特定空き家等と認定した空き家は、法律に基づき助言、指導、勧告、命令、行政執行を行うこととありますが、市内には道路沿いに面した倒壊する寸前の空

き家も見受けられます。通行の障害にもなるおそれがあります。これらを解消するために、特定空き家等と認定して対策を講ずる必要を感じられますが、今後の特定空き家等の認定作業は行われるのかを、以上3点をまちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

山口市は平成27年度において、空き家の利活用を促進し増加する空き家を抑制するとともに、空き家の利活用を移住・定住対策につなげることを目的に空き家の実態調査を行いました。

平成28年3月時点で山口市が把握した個人所有の居住用に使用されていた空き家の数は1,081戸でございました。その後、利活用や解体撤去等により調査時点から146戸が減少したものの、新たに69戸が空き家となり、現在は1,004戸の空き家を把握してございます。また、平成27年度の調査時点で、老朽化が著しく利活用に適さないと判断した空き家は80戸としておりましたが、その後、解体撤去等により現在は52戸まで減少しております。

1点目の空き家バンク登録の促進についてでございますが、平成30年の民間研究機関の調査によりますと、空き家バンク制度を設けている市町村は全国で773に上り、これらの自治体の総空き家数に占める空き家バンク登録数割合は1割未満であると答えた市町村が全体の67%を占めておまして、空き家バンク制度を運営する自治体では登録数の伸び悩みが共通の課題となっております。

登録数が伸びない要因として、所有者等への周知不足と答える自治体が多く、山口市でもホームページや広報誌などで周知を行っておりますが、特に山口市外の所有者等への周知、啓発についてが課題となっております。この方策として毎年送付される固定資産税納税通知書に空き家対策の啓發文書などを同封して所有者等に届ける試みを行っている自治体があり、一定の効果があつたと聞いております。山口市においても関係部署と協議、連携して周知の強化を行ってまいります。

2点目の空き家の利活用に関する支援補助金でございますが、平成27年度に空き家の有効活用により定住の促進及び地域の活性化のため、ぎふ山口市田舎暮らし空家活用支援事業補助金を創設いたしました。対象地区は美山地域の過疎化が著しい北山、葛原、谷合、北武芸及び乾地区で、対象者は定住を目的に同居人のある山口市外からの移住者として運用を開始しました。当時の空き家に関する主な補助金の限度額は、その取得費用に対して200万円、改修費に対しては300万円でございました。

平成29年度に制度の見直しを行い、対象地区は平成27年度の国勢調査結果に基づき、人口減少が平成22年度の国勢調査と比べて進んだ美山地域の富波地区と伊自良地域の長滝及び平井地区を新たに加えました。また、補助対象者についても、それまで山縣市外からの移住者に限定しておりましたが、定住促進の観点から山縣市内間の転居者も対象といたしました。補助限度額につきましては、空き家の取得費用に対して50万円、改修費に対しては100万円に、これと同時期に見直しております。

平成28年度から3年間の空き家利活用に関する支援補助金交付実績総額が24世帯に対して、4,272万5,868円の交付となっており、現在の補助限度額の合計150万円から見ると総額は3,600万円以下と見込まれることから、その差額に対する御質問かと思えます。これについては、補助限度額の平成29年度改正前後の違いによるものが大きな要因でございいます。

次に補助金の対象地区及び対象者の拡充についての御質問ですが、先ほども述べたように平成29年度に対象地区を見直しております。このとき、山縣市ふるさと暮らし奨励金制度を設け、多世代での同居または近居する世帯が空き家を活用する場合にも、対象地区は山縣市全域とし、最大150万円を山県まちづくり振興券で支給するものですが、現在までに3世帯の利用がございました。

続いて、補助対象者を単身世帯についても拡充することについてでございますが、まず、空き家バンク利用希望者で単身の利用を希望している方は全体の27%でございます。本来、空き家の活用による移住、定住の促進から考えますと、対象地区及び対象者は広く設けることが望ましいと考えられます。しかしながら、山縣市の財政的な面から考えますと、対象地区を広げる場合には補助限度額を下げるなどの対応を検討する必要があります。移住希望者は全国の支援情報を見て、より有利な条件の移住先を探している方も少なくないと考えられ、山縣市に移住を希望する方が減少する懸念もございいます。

ただし、本年度から国は東京23区内から地方へ移住し、就業する方に奨励金の交付制度を設けました。これは、県が窓口となり行うもので、移住支援金として交付する額は単身者が60万円、複数世帯については100万円となっております。この奨励金の支出負担割合は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1となっており、山縣市も受け入れの意向を岐阜県に示しております。

山縣市の産業は、労働者不足が課題の1つとなっており、就業等を目的に山縣市内へ移住する方の住居対策として、空き家の利活用についても単身者を含め検討する機会と捉えております。今後の空き家活用を目的とした補助制度につきましては、地区ごとの人口及び空き家数の推移を注視しつつ、国や県の施策、財源等の有無などの条件を踏ま

えながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の特定空き家の措置についてでございますが、昨年山県市内でそのまま放置すると周辺住民等に悪影響を及ぼす可能性が高い空き家26戸を洗い出し、所有者等への通知などで改善を促してまいりました。その結果、解体撤去等が行われ、現在は11戸減少しましたが、引き続き15戸については所有者等への改善の働きかけを行っているところでございます。

こうした不良な空き家について、今後特定空き家の手続を行うには空き家の相続がされていないため、多数の相続権者の所在地を特定し、措置の通知を行う必要があります。現在この作業を行いつつ、立入調査に向け特定空き家の措置に必要な準備を行っております。最終的には山県市空家等対策協議会の意見を聞き、山県市が必要であると判断した場合には特定空き家の措置を行います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の空き家バンク登録申し込み数増加対策として、固定資産税納税通知書に空き家啓發文書を同封していった周知を図ることですが、定期的に周知を図る必要があると思いますので、例えば、日刊紙に山県市が行っている空き家対策を紹介したり、周知していくという可能性が思いますが、そういうことの実行は考えていますか。

また、市内の空き家調査を平成27年度に実施されて3年間経過し、その間に新たな空き家が発生していると思いますが、新規の空き家調査を実施される予定はありますか、お尋ねします。

また次に、2点目として、平成29年度に補助要綱の見直しをされて、補助金対象地域の追加、新たに山県ふるさと暮らし奨励金制度を設けられたとのことですが、空き家購入と空き家改修費用は多くの現金が必要ですので、そのためにはまちづくり振興券を現金で支給できるような見直しはあるかないかをお聞かせください。

また、本市は平成15年の町村合併により約4,400人の減少がしております。これは、全国的な問題ですが、将来のことを考えて、山県市人口を1人でも多くふやすには移住者を多く迎え入れることだと思います。そのためには補助金支給だけではなく、他の市町村にない施策を打ち出して移住者の呼び込みが必要と考えておりますが、新規施策のお考えはありますか。

また、地区ごとの人口及び空き家数の推移を注視しつつ、国や県の施策、財源等の有無などの条件を踏まえながら検討するとの答弁でしたが、補助金の財源を確保すること

が大変なこととは承知しておりますが、移住者を1人でもふやすために市内全域を補助地域にして、単身者でも補助金を支給できるような見直しをするべきではないかと考えますが、以上2点、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 再質問にお答えします。

1点目の空き家対策の定期的な啓発の方法についての御質問ですが、現在は山県市の広報紙などで啓発を行っておりますが、今後山県市外の方々にも空き家対策の周知を行う方法として、年度当初に発送する固定資産税納税通知書の活用を検討しております。これに加えて、ケーブルテレビの広報番組や文字放送などを活用することや、議員御発言の日刊紙への広告掲載を含め、有効な啓発策について検討し実施してまいります。

また、新たな空き家の調査についてのお尋ねですが、山県市では新規の空き家については、住民異動情報などからその把握に努めているところでございます。現在のところ、全市的な規模の再調査は考えておりませんが、空き家対策を進める上で必要な情報を取得するための重点地区を設定するなどして、一部の地域に限定した調査についてはその必要性を感じております。

2点目の、山県市ふるさと暮らし奨励金の支給を山県まちづくり振興券ではなく現金での支給についての御意見ですが、山県まちづくり振興券は、山県市の活性化と商工業の振興に寄与することを目的に多くの助成事業で活用しております。ただし、ぎふ山県市田舎暮らし空家活用支援事業補助金は、当初創設から利用者のニーズに合わせて現金での支給となっております。今後は、他の助成事業への影響にも配慮する必要がありますが、空き家に関する補助金の支給のあり方を考えてまいります。

また、補助金だけではなく新規施策による移住者の呼び込みについての御質問ですが、本年度から山県市では空き家に付随する農地について、その取得下限面積を1平方メートルとし、農地を含めた空き家の流通促進を図る制度を整備しました。この施策は、空き家の所有者と空き家の取得希望者の双方の意見を聞き実施したもので、今後も山県市が行っております移住者交流会等で、当事者の声も参考にして有効な施策を研究し、実施してまいります。

山県市の人口は、自然減や転出超過により減少傾向にあることが、多くのほかの自治体と同様に大きな課題と言えます。人口減少は、地域コミュニティ機能低下や経済活動の縮小などへつながることが懸念されるため、山県市は、まち・ひと・しごと総合戦略においてこの課題の克服に向け施策を展開しております。今後は、例えば子育て支援や商工業の振興などの施策に効果のあるような移住、定住に関する支援制度を検討してい

く中で、補助金の対象地区や対象者についても改めて検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 武藤孝成君。

○13番（武藤孝成君） 再々質問を行います。

市長にもまたお願いします。

今、いろいろ課長の答弁の中では検討という言葉が多くありまして、財源的な問題もあるでしょうが、山口市、本当に広範囲の地域に分かれておるのでいろいろな問題がありますけど、今後におきましては、やっぱり先行投資という意味からいっても、そういう制度を持ったかどうかということをごきちんと市長にもお願いしたいと思っております。そこで、市長に再々質問で質問させていただきます。

以前、不動産業者さん、建売住宅を販売されている方が、今、岐阜市栗野まではそういういろいろな話はあるのだけれども、山口市まで来るとそういう話が希望をされないと、岐阜市範囲内ということをお客さんが多いと、だから、山口市の需要が見込めないということをおられた業者さんもみえたので、それを移住予定者の方で補助金が活用できることから山口市へ移住を検討されるという、そういう方もみえるんです。そういう方に対して、山口市南部、高富の今の地区、特に便利のいい中央へ出ていける交通機関がしっかりしているところでも、そういう空き家が増加しておる状況にあるんですが、そこら辺を人口の増強のために、山口市地域全体で補助対象にしてほしいということと、そして単身者にも補助金が支給できるような仕組みをとっていただいて、これは人口減少対策費として、山口市が新たな思いでまた発足させていただきますと、今後よくなるんじゃないかという思いを持っていますので、また市長の空き家問題に対してどのような考え方を持っておられるかお尋ねをして、私の質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えをいたします。

最初に、検討検討ということでその内容についての御質問がございましたし、相対的には人口減少対策としてこの制度の幅を広くするといいますか、対象地域を広げることが一番の御質問かと思っておりますが、そういったことも踏まえながら検討していきたいと思っておりますし、今ちょうど栗野地域と旧の高富地域を比較しますと、東と南では非常に大きく違っていて、それは農地を持ってみえる皆さんが、こちらは都市計画税がかかっておりますので、固定資産税やら都市計画税を含めると大体1反当たり山口市では数千円、岐阜市になりますと数万円、大体10万円ぐらいになるというのが状況でございますし、東へ行きますと農振もかぶっておりますので大きな違いはないわけですが、

反対に山県市の土地が高いというようなお話もございますが、そういった状況の中から少しでも新たに住んでいただけるような方策として、これから新年度の予算をつくっていくわけでございますけれども、そういったことも含めながら検討をさせていただきたいと思っております。

なまじ人口の減少は特に少子化ということもございますので、各基礎自治体と人の取り合いをすることが、必ずしも全体の国の大きな政策の中では利益になることではないのかもしれませんが、当面、差し当たって山県市も大きな人口減少に見舞われておりますので、そういったことも含めながら検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（吉田茂広君） 以上で、武藤孝成君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時30分から再開いたします。

午前11時14分休憩

午前11時30分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位3番 石神 真君。

○12番（石神 真君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問を1点行わせていただきます。

本日は国道418号線についてということでございますが、前からも何度かインフラ整備については質問させていただいております。やはり418号線、八百津のほうからずっと来て根尾の境まであります。やはり命と道と、いつも私は言っておりますが、できることなら早目な開通をと願った上での質問をさせていただきます。

国道418号の整備促進期成同盟会が、ことしも定期総会が8月7日に美濃加茂で行われておるのは知っておりますが、平成13年には国道418号道づくり住民会議というものが、当時の美山開発センターで当時の町議会議員、自治会役員、各種団体のメンバーで構成され、組織を立ち上げ、会議がスタートしたと認識をしております。

内容について少し触れますが、生活道路及び産業道路として美山の生命線となっており、国道の改良率は当時59%と大きく悪く、特に北部地域住民には往来する車の危険度もさらに高められ、危ないと提言をされております。また、平成14年には、美山の笹賀から根尾までコンサルによるバイパス要望のルート案も作成され、提案されております。平成15年3月には、岐阜建設事務所長にもそれが提言書として出されてもおります。

さて、平成26年1月に役員改正や今後についての会議がありました。その後、なか

なか進展もなく、県の道路担当課も事業についてなかなか進めているようには思えません。そこで、美山北部は、国道418号道づくり住民会議がありますが、住民会議は国道418号整備促進期成同盟会の下部組織として、新たな組織づくりに取り組んで実施してはどうか、建設課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 御質問にお答えします。

国道418号整備促進期成同盟会においては、5市3町で、岐阜県県議会議長及び岐阜県県土整備部長に整備促進の要望を行っているところでございます。

現在の国道418号は、美山地域の佐野北部の一部未改良区間を含め、笹賀から葛原、本巣市境までが未改良で大変狭小な道路となっており、葛原地内においては、通行の支障箇所を少しでも解消できるよう、岐阜県において待避所を設置する事業が進められている状況でございます。

さて、国道418号道づくり住民会議についてですが、平成26年度まで要望活動を実施しておりましたが現在は行われていない状況でございます。国道418号は、北部活性化を推進する上でも重要な路線と認識しておりますが、議員御指摘のように、国道418号道づくり住民会議での活動が行われていない状況となっております。

また、御提案の期成同盟会の下部組織として新たな組織をつくり、実施してはどうかについてですが、現在の国道418号道づくり住民会議の会長とも協議を行い、今後の活動方針を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 石神 真君。

○12番（石神 真君） 資料をもって内容の説明をさせていただきましたが、課長の答弁としては、幅は少しでも県に頼んで広げていくという話でございましたし、今後の活動方針は現在の会長とも協議をして進めていきたいというように締めくくっておりますが、当然、山県市の事務局としてはしっかりとやっていただきたいと思っております。

そこで、再質問をさせていただきます。

先ほど課長に質問したバイパスの件については全然入っていないところがございますが、なぜバイパスの要望ルート案が出ているかということも加味をして、やはり418号線は緊急輸送道路という認識がたしか皆さんお持ちだと思っております。

そこで、過去に火事などで消防車等が入った場合、迂回路もなく、谷合から葛原に来た車が根尾に行くに、また岐阜のほうまで出て本巣のほうに回っていくと、そういうような状況にもなる。それと、もし災害があって道路が決壊した場合、迂回路がないとや

はり避難もできない。緊急輸送道路としての認定がある中において物資も送れないと、そういうこともよく加味していただきたいと考えておりますが、その418号線、先ほど言われましたように幅員改良だけではなく、やはり新たな要望をきちっとしていただきたい。また、過去につくった要望ルートของ案がありますが、地権者のかげんでいろいろ進まない点は私もわかっておりますが、そういうことも加味しがてら、ルート変更も兼ねて岐阜土木事務所や、また国道事務所のほうに陳情に行けるようにしたいと思っておりますが、それはなぜ、今また念を押すかといいますと、以前、地元選出の国会議員の先生方とお話をさせていただいたとき、やはり地元がしっかりしていないと県、国は動かないよと、そういうお声をいただいたのがきっかけで、もう一度念を押すためにこの418号について質問をしているわけでございますので、最後に私も国へ、県へと陳情に行くにはどんな立場であっても一生懸命努力して地元のために頑張っていきたいと考えておりますが、最後に課長の答弁を、誠意ある答弁をお聞きして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 大西建設課長。

○建設課長（大西一也君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、国道418号は2次緊急輸送道路に指定されており、1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路とされております。整備基準に関しましては、原則、車線数は2車線以上であること、ただし、2車線が確保できない区間においては待避所があることとし、待避所相互間の距離は300メートル以内を基本とするが、当面500メートル以内とすることとされております。また、構造の整備基準もあり、緊急輸送道路としても今後の整備が大変重要であると私は考えております。

そこで、国道418号道づくり住民会議で作成されている2車線バイパスの道路の件につきましては、当時の役員皆様の要望ルート案として引き継ぎをしておりますが、今後におきましても、当時の2車線バイパス案も考慮しながら、実情に合わせた2車線バイパスルート案の変更も必要かと考えております。

このため、事務局といたしましても、佐野北部の未改良区間から葛原、本巣市境までのルート案の変更につきましては、国道418号期成同盟会及び岐阜土木事務所等への要望活動を行いたいと考えております。また、今後は先ほど申し上げましたとおり、現会長とも協議をいたしまして、来年度からは会議の開催や要望活動を行う予定でございますので、議員におかれましては会議や要望の際には御協力をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で、石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位 4 番 加藤義信君。

○ 4 番（加藤義信君） それでは、議長より御指名をいただきましたので、2 点にわたって質問させていただきます。

まず、消防団員の支援について。

冒頭市長のほうからもお話がありました 8 月 4 日、第 68 回岐阜県消防操法大会が高山市で開催され、猛暑の中、長期にわたり仕事との両立の中、厳しい練習に励み選抜された第 2 分団の皆さんは、山県市代表としての誇りを胸に、本市民のために全力で懸命に熱のこもった操法を披露していただきました。本当に感謝を伝えたいと思います。大変に御苦労さまでした。

また、現在、山県市機能別消防団のうち、女性のみで結成された女性隊 13 名のうち 7 名は、11 月 13 日に横浜市で開催される第 24 回全国女性操法大会に県代表選手として出場するため、週 2 回の操法練習に励んでみえると伺っております。頑張ってくださいと思います。

そんな中、大きな課題として、少子高齢化による若年層の減少などにより消防団員は減少傾向にあり、消防団は地域の消防防災体制の中核であることから、今後さらに消防団確保に向けた取り組みを推進する必要があります。

消防団員の皆さんは常日ごろからそれぞれの立場で消防、防災の最前線で活動いただいております。地域住民の安心・安全を守るため、日夜、献身的に尽力をいただいております。住宅火災を初めとして、台風、集中豪雨などの風水災害は依然として後を絶ちません。本市も昨年は台風 21 号により甚大な被害を受けたところです。この 8 月には九州北部で線状降水帯が次々に発生し、集中豪雨による大きな被害もありました。そして、今でも千葉県を中心に、台風 15 号の強風の影響で今なお、電気、水道といったインフラが復旧せず、苦しんでみえる方々が多くある放送は毎日御存じのとおりであります。心からお見舞いを申し上げます。また、近い将来には東南海・南海トラフなどによる大地震の発生も懸念されており、消防の使命はますます重要となってきております。このような状況にあって、消防団員の確保は大きな課題です。

そこで、消防団員の支援について、理事兼総務課長に伺います。

1 点目、準中型免許の取得に対する財政支援について伺います。

道路交通法改正により、平成 29 年 3 月 12 日から新たな自動車の種類として、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の範囲を準中型自動車とし、これに対する免許として、準中型自動車免許が新設されたとともに、この日以降に取得した普通自動車免許で運転できる車両総重量は 3.5 トン未満とされました。これに伴い、車両総重量 3.5 トン以上の消防

自動車を所有している消防団において、近い後にオートマチック限定免許を含めた対象の消防車両を運転する消防団員の確保が課題となります。

1点目、本市に消防団で所有する消防車両と対象車両の状況について。

2点目、今回の道路交通法改正に伴い、現在、山縣市消防団の消防活動に支障はあるのかどうか。

大きな2点目、消防団への処遇改善について伺います。

本市として消防団に対し、その労苦に報いるための年額報酬及び出動した場合の出動手当、また退職金を支給しております。支給額、支給方法は地域事情により同一ではないものの、支給額においてはこれらの支給を定める制度の趣旨に鑑み、引き上げなど適正化を図る必要があるのではと考えますが、本市の年額報酬及び出動手当の支給額の現状について伺います。

3点目、市としての体制を含め消防団員の活動の指揮系統にも間接的にかかわってくる受援体制についてお聞きします。

大規模災害時、災害対応業務を市単独で実施することは困難であり、国や地方公共団体、民間企業やボランティア団体等の連携のもと、応援の受け入れを前提とした人的・物的支援の受け入れ体制、受援体制の構築についての認識を伺います。

4点目、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」、インセンティブ制度についてお聞きをします。

この制度は、岐阜県全域において、消防・防災活動を初めとする地域の安全・安心のため活動する消防団員を、地域のお店が一定のサービスを通じて応援する機運を高め、消防団を地域を挙げて盛り上げていくことを目的として、この目的に御賛同いただいた地元の店舗や施設の協力のもと、団員を対象に割引サービスや特典を提供していただく制度です。4月1日現在で、県下登録総数は3,174事業所になります。それ以降も増加をしておりますが、本市から県への登録事業所数とサービス内容をお聞きいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の準中型免許に関する質問2点についてお答えいたします。

山縣市が消防団に配備している車両は、ポンプ車4台、積載車9台、軽積載車12台の計25台ありますが、このうち普通自動車免許では運転できない、車両重量3.5トン以上の車両は、第1、第2、第6、第9分団にそれぞれ配備されているポンプ車4台と、市職員で構成する予備隊に配備されている積載車の計5台でございます。また、オートマチック限定免許では運転できないマニュアルの車両は、25台のうち13台であり、その内訳

は第1、第2、第9分団に配備されているポンプ車、第2、第3、第5、第9、第10分団に配備されている積載車のほか、軽積載車が第6分団に2台、第7、第8、第9分団にそれぞれ1台ずつ配備されております。

次に、今回の道路交通法改正により、準中型免許が導入されたことに伴う消防団活動への支障についてお答えいたします。

今回の改正では経過措置として、改正以前に普通自動車免許を取得している方については、これまでと同様、車両総重量5トン未満の自動車を運転することが認められております。そのことも踏まえまして、各分団に確認いたしましたところ、3.5トン以上の車両を運転できない、つまり法改正以降に普通自動車免許を取得した消防団員につきましては、第1分団に5人、第2分団に1人、第7分団に2人、第8分団に2人、第9分団に2人、第10分団に4人、計16人おみえになることがわかりました。ただ、このうち第7、第8、第10分団につきましては、3.5トン以上の車両は配備されておきませんので、実質的には法改正に伴う影響が生じているのは、ポンプ車が配備されている第1、第2、第9分団のみとなります。なお、オートマチック限定の運転免許を保有している消防団員につきましては、第1分団に2人、第2及び第3分団にそれぞれ1人の計4名おみえになることを確認しております。

しかしながら、これら各分団につきましても、当然のことながら全ての車両を運転できる団員も大半おみえになりますので、実質的な支障は生じていないと考えております。また、実際にこれまでのところ、各分団から支障があるといった声が上がっていないのも現状でございます。

次に、2点目の消防団員の年額報酬及び出動手当の現状についてお答えいたします。

まず、年額報酬ですが、団長は12万6,000円、副団長は8万5,000円、分団長は4万7,000円、副分団長は4万2,000円、部長及び班長が3万3,500円、団員が3万2,500円となっております。また、出動手当につきましては、災害時は火災、風水害とも2,000円、平時につきましては、訓練、警戒は1,000円、会議は500円となっております。

次に、3点目、人的・物的支援の受け入れ体制についてお答え申し上げます。

過去に他地域で発生した災害事例のほか、山州市の職員規模を鑑みますと、議員御指摘のとおり、大規模災害発生時に全ての対応を市で行うのは困難であり、国や他自治体のほか、民間ボランティア等からの人的、あるいは物的支援が不可欠であります。また、こういった貴重な支援が有効活用されるには、例えば全国の消防本部から集結し救助活動を行っていただく緊急消防援助隊、こういったものや、災害派遣医療チームDMATのほか、一般のボランティアなどさまざまな分野における人的支援、さらには国や他自

治体のほか、一般の方からの物的支援について円滑な受け入れ体制を構築することが必要であると認識しております。

最後に、4点目の「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、本年4月1日現在、県内では3,174事業所が登録されておりますが、このうち山県市の事業所は34事業所でございます。また、サービスの内容につきまして、さまざまございますが、市有施設であるグリーンプラザみやまでは宿泊料金の割り引き、あるいは市総合体育館のトレーニングルームでは、回数券を1枚サービス、さらに、てんこもり農産物直売所では、ランチを食事された方へのドリンクサービスといった特典が提供されているところでございます。また、34事業所のうち、金融機関が9事業所ございますが、中には自動車ローンの金利引き下げといった特典を提供いただいている金融機関もございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、再質問させていただきます。

現在のところ、山県市消防団において、新しい道路交通法に基づいた消防活動に支障はないということを確認させていただきました。しかし、今後入団する団員について、運転できない団員も想定をされます。改正後の普通自動車免許を所有する消防団員の方々に対しての今後の対応策ということが必要ではないかと考えます。

総務省消防庁は、道路交通法の改正で新設された準中型免許について、消防団員が取得するのを財政支援する、これは今後の消防活動に支障が出るおそれがあるためだとして、団員に教習所の費用を助成している自治体に対し、金額の一部に交付税措置を講ずるというふうにしております。公費の助成は団員への士気も変わるでしょうし、募集についても、入団するメリットとして違いがあるというふうに思います。

また、オートマ限定車免許では運転できないマニュアル車は、25台のうち13台とのことでした。一般車両の新車登録台数は、オートマ車が98%に上り、岐阜県では、平成30年度普通自動車免許所得者1万6,588人のうち、オートマ限定免許者1万131人と約61%と半数を上回り、オートマ限定免許証所得者は今後も増加することは明らかです。それにより消防団車両も運転できない団員も想定されますが、消防車両をオートマ車両へ移行するのか、いずれにしても直面する避けては通れない課題だと思います。

免許所得費に対する補助費の交付を含め、今後の取り組みについてお尋ねをします。

2点目について。消防団員は、大規模災害時において昼夜を分かたず活動し、また平

常時においても地域に密着した活動を行っており、団員の処遇については十分配慮し、改善をしていく必要があると考えます。現在多くの近隣市町村においても年額報酬と出勤費の引き上げがなされているようです。岐阜市消防に広域化された本市以外の岐阜市、瑞穂市、本巣市、北方町では、年額報酬が最低で3万6,500円に引き上げられています。年額報酬を前提に本市の団員条例定数について伺います。

各自治体の平成28年度4月の消防団員条例定数は、瑞穂市242名、本巣市275名、北方町70名、羽島市420名、海津市407名、美濃市470名、美濃加茂市293名、可児市343名など、その他の近隣市町と比較しても本市の消防団員条例定数は540名と多い数となっています。この540名という本市の基本ライン、機能別団員を含めた条例定数が適正なのかどうかお尋ねをします。

3点目の受援体制について。円滑な受け入れ体制を構築することが必要とのことでした。地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果において、応援の受け入れに関する規定を本市は定めていないようですが、受援体制の構築を図るため、受援計画の策定に取り組んではとありますが、お聞きをします。

4点目のインセンティブ制度について。本市は消防団ポスターの掲示のみが4件含まれておりますので、実質は30件だというふうに思います。県下登録事業者数は約3,200事業所にもなりますが、これは団員を支える家族にもサービス提供できるよう、岐阜県消防団員・水防団員家族カードも始まっております。家族カード利用応援事業者も含め、本市としてのインセンティブとして感じられるよう努力が必要ではないかと考えますが、その取り組みについてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答えいたします。

まず、運転免許の問題についてお答え申し上げます。

先ほど答弁申し上げましたとおり、今般の道路交通法改正に伴う準中型免許の導入やオートマチック限定免許に伴う消防団活動への影響は全くないわけではございませんが、実際には各分団において役割を分担しているため、現時点では消防団活動に支障は生じていないと考えておるところでございます。しかしながら、議員御指摘のとおり、今後改正法の施行以降に普通自動車免許を取得した、あるいはオートマチック限定免許を保有する新入団員が増加していくことは十分に想定され、対応が必要と考えます。

山県市が所有する3.5トン以上の車両、またマニュアル車両の導入時期を見てみますと、一部を除き多くの車両が導入から10年以上経過しており、今後、順次更新の時期を迎えることとなります。近年では、今回の法改正を踏まえ、車両重量が3.5トン未満のポンプ

車、こういったものが販売されているほか、積載車として使用されるトラックにもオートマチック車両が広く普及し始めております。したがって、山口市としては、今後の更新に当たってこういった車両への切りかえを順次進めていくことで、消防団活動に支障が生じないように努めてまいりたいと考えており、議員御提案いただきました補助制度の創設につきましては直ちに必要とは考えておりません。

次に、消防団員の条例定数についてお答えいたします。

山口市消防団の条例定数は、合併当初は600人でしたが、平成24年に540人に削減されて以降、見直しは行われておりません。一方、充足率につきましては、平成28年までは100%を満たしていませんでしたが、平成28年度に副団長や各分団の代表者で構成する消防団員数見直しプロジェクトのもと検討が行われた結果、定数は540人のまま平成29年に消防団OBによる支援隊が発足し、その後充足率は100%を維持している状況でございます。540人という定数は人口比率では2%となりまして、42市町村中12番目に多い状況でございますが、山口市の広大な面積、さらには山間部では集落が点在するといった状況に加えまして、平成28年度の検討からまだ間もないことを踏まえますと、人口減少が進むことが見込まれる将来はともかく、現時点では適正な人数であると考えております。

次に、受援計画の策定についてお答え申し上げます。

過去に発生した大規模災害では、全国各地から駆けつける災害ボランティアと被災者のマッチングが円滑に進まないといった事態が発生しているほか、国や自治体からの支援物資が県や市の集積拠点で滞り、各避難所へ円滑に行き渡らないといった問題が相次いでおります。

山口市におきましては、災害ボランティアについてはボランティアと被災者のマッチングを行うため、市社会福祉協議会と市総合ボランティア・サポートセンターが災害ボランティアセンターを設置することとなっておりますが、細かな運営方法は確立されていない状況にあります。また、物的支援につきましては、国や自治体等からの支援物資は、県の広域物流拠点から、市内の一時集積配分拠点であります市内3つの中学校、こちらへ届けられることとなっております。また、配分拠点での仕分け、あるいは避難所への配送につきましては、民間運送事業者と協定を締結しておりますが、こちらにつきましても細部は詰め切れていない状況でございます。

南海トラフ地震の発生も懸念される中、受援システムの構築は喫緊の課題と考えておりますので、さきに申し上げた課題への対応も含めまして、今後受援計画として整理してまいりたいと考えております。

最後に、「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」についてお答え申し上げます。

山口市においては、制度発足以来、市のホームページにおいて応援いただける事業所につきまして新規登録を呼びかけておりますが、熱心に活動いただいている消防団員とその家族を応援するため、今後につきましては、商工会を通じた協力の呼びかけも行ってまいりたいと考えております。また、カードを消防団員に配付する際、利用可能な事業所を一覧表で紹介するほか、ホームページにつきましても利用可能な事業所をすぐに確認できるよう見直しを行うなど、一層の利用促進にも努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） ぜひともさまざまな角度から支援をお願いしたいというふうに思います。今の総務課長の答弁で、運転免許費補助については、今後順次更新時に消防車両のオートマということで対応していくということでした。円滑な活動にはそれも対策だと思いますし、早目の方針の明確化が重要だと思います。消防活動に支障がないよう対策を進めていただきたいというふうに思います。

次に、受援体制の構築につきましては、災害時は人的・物的受け入れは初動対応が鍵となります。今回の大型台風15号による千葉県等の災害でも問題となっておりましたので、受援計画のガイドラインを作成し、受援調整の仕組みを確立していただきたいというふうに思います。

次に、540名という機能別団員を含めた基本団員数について、現時点では適正だということでした。

基本団員の処遇については多くの市町において、先ほど申し上げましたが、年額報酬と出勤費の引き上げがなされています。機能別団員は除き、答弁があったように、本市の基本団員の年額報酬の最低額は3万2,500円です。岐阜市消防に広域化された本市以外の岐阜市、瑞穂市、本巣市、北方町の3市1町では、年額報酬を既に3万6,500円に引き上げています。消防庁からも、現在各市町においては、地方交付税単価3万6,500円よりも実際単価が低い状況の市町もあり、地方交付税単価を踏まえ、速やかに年額報酬の引き上げを行っていただきたい旨の通達があったことと思います。1回の出勤時には時間を要する場合もあり、火事、災害時の出勤費の引き上げも視野に、本市の3万6,500円以下の団員の年額報酬について、広域化した4市1町として、せめて同様の報酬として配慮し敬意をあらわすとともに、士気を高めることにつながるかというふうに考えますが、最後に、総務課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再々質問にお答え申し上げます。

山県市の団員報酬3万2,500円は、県内の市町村と比較いたしますと、42市町村中18番目と決して低い状況にはございません。また、広域化した4市1町の中で団員報酬が低いことにつきましては、地理的条件や団員数等も異なっており、一律に比較できるものではないというふうに考えております。

山県市消防団におきましては、平成28年の消防団員数見直しプロジェクトのほか、平成30年の消防団プロジェクト第2弾においても消防団員の処遇について議論されておりますが、団員報酬を上げるべきとの結論には至っておりません。こういった経緯も踏まえ、現時点においては団員報酬の引き上げを行うことは考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時から再開いたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

加藤義信君。

○4番（加藤義信君） それでは、2点目の食品ロス削減に向けての取り組みについて伺います。

まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を目指す、食品ロス削減推進法が公明党リードのもと、本年5月24日に全会一致で可決、成立をしました。前文には、食品ロスの削減は食料を多くの輸入に依存する日本が真摯に取り組むべき課題であると明記、国、自治体、事業者、消費者などが連携し、国民運動として推進するため法律を制定すると宣言をしています。

また、国連の持続可能な開発目標SDGsは、2030年までに小売、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させることを掲げており、日本も家庭から出る食品ロスを30年度までに半分に減らす目標を明らかにしています。

日本では年間643万トンの食品ロスが発生していると言われており、この量は毎日10トントラック約1,760台分、日本人1人当たりには換算すると、毎日茶わん1杯分の御飯の破棄に相当します。例えば、大手コンビニ各社では、ポイント還元による食品の実質的な値引き販売やお節料理、恵方巻きなど季節商品を完全予約制にするなど具体的な対策に乗り出す動きが出始めております。食品ロスに向けた機運が高まってきており、本市においても、積極的にこうしたときに食品ロス削減に向けた啓発を進めるべきだと考え

ます。

推進法では、食品ロスの削減を、まだ食べることができる食品が破棄されないようにするための社会的な取り組みと定義し、国民運動と位置づけています。平成30年度に消費者庁が実施した食品ロス削減の取り組み内容について、市町村の実施割合は57.5%でした。内容別に見ると、住民・消費者への啓発、839自治体が最も多く、子供への啓発・教育、372自治体、飲食店での啓発促進、297自治体、災害用備蓄食料の有効活用、264自治体、さらには、消費者や事業者の食品を無駄にしないための自律的な取り組みを促し、貧困世帯に食料を提供するフードバンク活動の支援や連携、213自治体、また、食品ロスの実態把握を進めている、130自治体など、さまざまな取り組みがなされてきています。

そこで、まず本市の食品ロス削減の現状についてお伺いをします。

1点目、防災備蓄食品は賞味期限を5年としているものが多く、定期的に入れかえる必要があります。この入れかえに際して破棄されることがあり、処理料金もかかります。本市の防災備蓄食品の状況と賞味期限切れ間近、または賞味期限切れの在庫状況と活用方法について。

2点目、環境省の調査では、学校給食で発生する残渣は、児童1人1年間で17.2キロに及ぶと言われていています。本市の子供への啓発・教育と学校給食のロス状況、調理残渣、残食率などと、現在の取り組みについて伺います。

3点目、事業者と家庭からの食品ロスの排出量がほぼ同じだという調査結果があります。事業者や消費者の意識改革が課題だと思われませんが、市民環境課としての現在の取り組みと認識について。

3点伺います。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 1点目の御質問、防災備蓄食品についてお答え申し上げます。

近い将来発生することが懸念されている南海トラフ巨大地震や豪雨による大規模な災害が発生した場合には、避難所に避難した市民の皆様へ直ちに食料を配布することが困難となる可能性が高いことから、山県市におきましては、各自に3日分以上の食料備蓄をお願いするとともに、避難生活が長期化する場合を想定し、長期保存が可能なアルファ米1万850食、クラッカー1万420袋、保存水2,880リットル等を市内18カ所の防災備蓄倉庫等に備蓄し、万が一に備えております。しかしながら、こうした備蓄食料等には、保存水は10年、アルファ米とクラッカーは5年といった保存期限があるため、山県市にお

きましては、保存年限が残り1年となった備蓄品について、毎年、市の総合防災訓練における炊き出し訓練のほか、各自治会や地区公民館等が防災訓練を実施する際、求めに応じて配布し、炊き出し訓練のほか、参加者へ啓発を兼ねて提供いただくなど、その有効活用に努めているところでございます。

また、食品ロスの状況でございますが、過去3年分について申し上げますと、平成28年度、平成29年度につきましては、保存年限が1年を切った備蓄食料を廃棄することなく全て有効活用できておりましたが、平成30年度につきましては、アルファ米300食、また、ことしに入ってからクラッカー105袋が8月に消費期限を迎えております。なお、これらの一部は廃棄処理を行うところではありますが、それ以外につきましては出前講座の説明用サンプルとして有効活用しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 2点目の学校給食における状況についてお答えします。

1つ目の児童・生徒への啓発と教育につきまして、山口市は、学校食堂給食を通して食の楽しさを味わい、主体的に望ましい食生活を送ることができる児童・生徒の育成を目標に掲げ、一人一人の児童・生徒が食への願いを持ち、できる限り完食できるよう取り組んでおります。

実際の教育活動としましては、例えば授業では、教科と食育を関連づけて指導を行っております。中学校家庭科で申しますと、単元、よりよい食生活を目指しての中で、食生活とごみ、また、単元、持続可能な社会を目指そうの資源の消費と廃棄物では、実際に食材を残さず使用することや食品ロスについて学習をしております。また、小学校6年生は、毎年全員食育マイスターに委嘱し、実際に家庭でも食事をつくり、家族や食材に感謝をするなど、食育の大切さを実感を持って学ぶ体験を実施しております。また、県の学校給食選手権には市内全中学校が応募し、そのメニューが実際の給食の献立にもなっております。

こういった実践は、この8月、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会において、山口市の栄養教諭が代表で公表し、高い評価をいただきました。

2つ目の学校給食のロス状況につきましては、国の調査が半年に1回ずつあり、残食調査を実施しております。昨年とことしの3回分の残食率平均でございますが、主食0.8%、牛乳0.5%、主菜0.3%、副菜0.3%、汁物0.2%、そのほかゼロ%の計2.1%となっております。環境省調査では、全国の平均値は全体で約6.9%とありますので、山口市は大変少

ない状況と言えます。

残食率が少ない理由としましては、欠席が少ないこと、同じ食材であっても調理法を変えて児童・生徒が食べやすいようにリデュースする工夫をしていること、さらにアレルギー対応の児童・生徒の代替食を用意したりすることが容易にできることなどが挙げられます。正確に調理残渣は調査はしておりませんが、残食の状況と同じであると捉えております。

3つ目の現在の取り組みにつきましては、どの学校も残食ゼロを目指して取り組んでおります。例えば美山中学校で申しますと、昨年度残食が多かったことから、教職員の働きかけはもちろん、生徒会の保健給食委員長が残食ゼロを公約に生徒に訴え、取り組んだことにより、現在はほとんど残食がない状態となっております。

また、全ての学校で食べきりキャンペーン等の取り組みを定期的に行い、啓発をしております。理解の側面としまして、食品ロス削減推進法のキーワードでもありますリデュース、リユース、リサイクルの3Rの理解につきましては、中学校は必修内容として学んでおりますが、小学校におきましても、家庭科の調理実習や総合的な学習の時間の食に関する体験学習等がございますので、実践を通して3Rを位置づけた学習も進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後は児童・生徒が主体となって食料問題を考える場を位置づけていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） それでは、3点目の御質問にお答えします。

食品ロスの削減の推進に関する法律は、まだ食べることができるのに捨てられてしまう食品ロスに関し、国、地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とし、本年5月31日に公布され、6カ月を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされています。

消費者庁の平成28年度推計によりますと、食品ロスの発生量は年間643万トン、そのうち一般家庭からが291万トン、事業者からが352万トンでほぼ半々となっております。事業者の排出量の約4割が、133万トンが外食産業からのものです。

岐阜県では食品ロスを削減するため、昨年度からぎふ食べきり運動を推進し、宴会時に乾杯後30分間とお開き前10分間には席を立たずに食事を楽しんで食べ残しを減らす3010運動の実践や、食べきり運動に協力する飲食店、宿泊施設、企業などを募集し、登録、公表しています。また、家庭での取り組みについてもホームページなどで広報していま

す。

山口市が平成22年に実施した食に関するアンケートでは、食べ残しや食品の廃棄について、もったいないと感じる意識が成人男性の71%、成人女性の80%に比べ、高校生では44%と低い結果でしたが、平成27年に実施した食と健康に関する調査では、高校生が87%、成人男性94%、成人女性は96%の人がもったいないを意識するようになっていました。

食品ロスの削減には、外食のみにかかわらず、全ての人が買い物、調理、注文、食事など、食にかかわる全ての場面においてもったいないを意識し、食品廃棄物の削減に努める必要があると思います。

今後につきましては、食育などを通じて、家族が食卓を囲み、食の楽しさ、食事のマナーや挨拶習慣など、食や生活に関する基礎を習得する取り組みを推進するとともに、食品の大切さを周知してまいりたいと思います。

さらに、事業者の方には、県の食べきり運動への参加や3010運動の実践を促すなど、法律の趣旨を鑑み、一層食品ロスの削減について啓発が必要であると認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 加藤義信君。

○4番（加藤義信君） この食品ロス削減推進法は、循環型社会の実現も目指されており、単に食品がもったいないという趣旨でつくられただけではなく、国と自治体に対し、貧困世帯に食料を提供するフードバンク活動の支援も促しています。食料が捨てられる一方、別のところでは不足する不均衡を是正しなければならないとし、国内でも子供の7人に1人が貧困と言われる現状がこの法案の背景にはあります。フードバンクは御存じのとおり、食べられるにもかかわらず廃棄してしまう商品を引き取って福祉活動等でフードバンク活動が盛んになれば、資源の有効活用と食品廃棄物の抑制にもつながります。

そこで、再度お聞きしますが、家庭の残飯、料理くず等、生ごみは可燃ごみに分けられます。本市は可燃ごみ袋販売枚数が、平成29年度は2万2,300枚増加、平成30年度はさらに4万300枚増加し、総数で81万6,400枚となっています。枚数の増加に比例した生ごみの破棄量の増加も当然考えられます。

そこで、本市の住民、消費者、事業者等に向けた普及啓発、また消費者、事業者等の食品ロス削減に向けたさらなる取り組みについての支援について、本市としてどう考えてみえるのか、市民環境課長に再度伺います。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まず、フードバンク活動への協力と取り組みということですが、議員御発言のとおり、食品ロス削減の推進に関する法律の前文には、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要である」と書かれております。

そこで、食品ロスの削減にフードバンクを活用してはという御提案でしたが、私も食品の有効活用、食べ物に困っている方等への福祉の増進の両面において、フードバンクの活用は有益な方法だと思います。

平成28年度に農林水産省の国内フードバンク実態調査で、調査に協力したフードバンクは全国で74団体でした。そのうち岐阜県には、NPOたすけ愛おおがきフードバンクぎふの1団体がございました。山県市では、経済的な理由で食べ物に困った方から相談があった場合は、社会福祉協議会と連携して対応しています。なお、社会福祉協議会では、県の社会福祉協議会を通じてフードバンクなどを活用し、食べ物の提供をされています。県内では、3カ所目のフードバンクを関市社会福祉協議会が設置したと新聞に取り上げられ、山県市の社会福祉協議会でも市内の状況を調査し、防災体制の強化を視野に入れ、フードバンクの設置の検討を始められたとお聞きしました。市内にフードバンクが設置されたときは、関係課と連携して協力してまいりたいと思います。

消費者、事業者に対する食品ロス削減に向けての今後の取り組みについては、現在取り組んでいる食育や、生ごみ処理機への補助を継続していくことに加え、外食産業の方には食べきり運動への参加を啓発し、食品を販売する事業者さんには、現在バローさんが取り組んでみえます食品廃棄物の飼料化など、その他全国の地方自治体に取り組んでいる先進事例も参考にしながら施策の検討をしてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

通告順位5番 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 議長の発言の許可を得ましたので、歳入の確保について、財政調整基金の2点についてお伺いをいたします。

最初に、歳入の確保についてでございます。

今まで厳しい市財政運営の状況を改善するため、私は議会の一般質問で、28年第2回では行政改革、28年第4回では地元業者への優先発注、30年第2回では借地料の支払い額の縮減、令和元年第1回では使用料、手数料徴収の見直しなどとして取り上げてまいりました。

9月初めの全員協議会で、平成30年度の一般会計及び特別会計の決算書が配付されました。決算書によれば、一般会計では、歳入総額で前年度に比べ4億6,000万円余の減少で、歳出総額も4億6,400万円の減少となっています。歳入のうち、減少の額が多い順に、市債が3億5,760万円の減、県支出金は3億1,945万の減、国庫支出金は8,518万円の減、繰越金は3,879万円の減、財産収入は3,735万円の減、地方交付税は3,619万円の減、市税は3,431万円の減が主な減収項目となっています。財源も財政調整基金を取り崩すことで何とか対応している現在の山県市の状況であります。

そのような中で、歳入で増加しているものは寄附金であります。寄附金は一般寄附金とふるさと納税によるものとの2つに分けられます。大きく伸びているのはふるさと納税であります。ふるさと納税制度は2008年度から開始されています。

さて、山県市における過去5年分の決算額で納税額を調査いたしますと、26年度は293万円、27年度は396万円、28年度に707万円、29年度は5,394万円、30年度が9,901万円と近年急激に増加していることが判明しています。

また、県内の各市における平成29年度決算における寄附金の総額を見ますと、本巢市が4,532万円、瑞穂市が2億9,779万円、関市が14億9,395万円、美濃市が1,056万円、郡上市は28年度の決算になるんですが、4,384万円、飛騨市が3億701万円となっています。このように、地方公共団体の取り組み状況によって、寄附金の額に大きな格差が生じている状況であります。

さて、ふるさと納税は、納税者には納税額の3割に相当する地元の特産品などが返礼品として与えられます。制度上は個人住民税の寄附金制度であり、納税額は地方自治体へ申告することで、寄附部分が税額控除できるものであります。納税する人が、納税額を投資してほしい分野に投資するように関与することもできます。地方自治体の独自性を発揮でき、地域産業の活性化に資するもの、内容となっています。このことから、ふるさと納税の拡大には、地方公共団体独自の戦略と戦法が必要であります。

ところで、本市の南部を中心に会社、あるいは事業所などとして立地しているものの、市町村民税の根拠となる住所を山県市でなく岐阜市などの市外とされている方々が、この山県市にも多くおられます。私が知るだけでもかなり多くの方がおられるのも事実であります。その中には、勤務地ではあるが、第二のふるさと山県市を応援したいと思っている方もいらっしゃるのではないかと思います。また、その数も多いものと思っております。

財政の厳しい山県市の貴重な財源確保を図るためにも、これらの方々に何らかの働きかけが必要であると考えております。現に、本市を初め、他市でもふるさと応援寄附金

推進事業としてポータルサイトを開設し、積極的にPRや返礼品の新たな工夫を展開しているところが多い状況であります。

そこで質問ですが、第1点目に、30年度に大きくふるさと納税の寄附金額が増加した要因について、どのような事情によるものと分析しておられるのかについて。

2点目に、30年度の9,901万円の収入について、近隣の他都市の状況等を比べながら、どのように評価しておられるのか。

3点目に、市内に勤務し、住所が山縣市外にある事業者などへのふるさと納税への協力依頼を含めて、今後どのような戦略、戦法により、このふるさと納税の額を伸ばしていこうとしておられるのか。

4点目に、市議会議員等の政治関係者はふるさと納税が寄附金に当たることから、住所登録のある地方自治体への寄附は公職選挙法違反のおそれがあるとされ、ふるさと納税を活用することができないのではとの意見もありますが、これに対する認識について。

以上の4点を理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、平成30年度の山縣市への寄附額及び件数につきましては、寄附額は約9,901万円、対前年度比約1.8倍、件数につきましては4,133件で、対前年度比約2.3倍でございました。

そこで、御質問の1点目ですが、山口市の平成30年度のふるさと納税寄附額が増額となった主な要因は3つあると考えております。

1つ目といたしまして、ふるさと納税制度が広く浸透したためと考えております。総務省の発表では、平成30年度の実績額は約5,127億円で、対前年度比約1.4倍、件数につきましては約2,322万件、対前年度比約1.34倍となっておりますが、市町村民税あるいは所得税が一定額、おおむねの方は寄附額から2,000円を引いた額が控除されるほか、返礼品も受け取れる。つまりふるさと納税をすれば得をするということが国民に広く浸透した結果であると考えております。

2つ目の要因は、平成30年度から新たにふるさと納税ポータルサイト1社を追加し、さらなる受け入れ環境の整備を行った効果であろうと考えております。平成29年度までは、2社のふるさと納税ポータルサイトで寄附を募っておりましたが、平成30年7月から、さらに1社を追加しました。その事業者のポータルサイトを利用した寄附額は1,453件、3,394万円で、寄附額の約3分の1を占めております。

3つ目の要因といたしまして、返礼品に山口市の魅力を発信する品目を新たに39品目追加したことでございます。追加した返礼品のうち、例えば濃厚卵黄もみじたまごにつ

きましては、昨年度217件の申し込みがあり、全体のランキングでは第2位、そのほかにも美濃山県元気ファームのドライフルーツかじゅえりー、あるいはたまごかけご飯セットが人気の返礼品となりました。

御質問の2点目ですが、平成30年度の岐阜地域の各市町におけるふるさと納税の寄附額は、多い順に申し上げますと、瑞穂市が約5億3,647万円、各務原市約4億7,942万円、羽島市約2億424万円、本巣市約1億5,186万円、笠松町約2,919万円、岐阜市が約2,841万円、北方町約430万円、岐南町が約231万円であったほか、近隣の市では、関市が約23億3,210万円、美濃市におきましては約1,471万円となっております。

全国の市町村は、産業の特徴もさまざまございますが、ふるさと納税では、区域内で生産された物品を返礼品にするよう定められておりますので、地域の特産品に乏しい市町村は返礼品に限りがあり、寄附金を集めることが不利と思われる一方、例えば関市の刃物産業など、返礼品に採用しやすい特徴ある産業のある市町村につきましては、ふるさと納税を集めやすいということになるのではないかと考えております。

山県市におきましては、水栓バルブ関係の事業所が生産するシャワーヘッドを初め、伊自良連柿など、本市の特色を生かした169の返礼品を提供しております。そのような中、昨年度の山県市への寄附額9,901万円でございますが、岐阜地域の市町の中では5番目となっております。妥当な額ではないかと考えておるところでございます。

今後も返礼品を充実させ、寄附額の増加に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

御質問の3点目ですが、ことしにつきましては、1件当たりの寄附額について、より高額な寄附を増加させるため、ふるさと納税ポータルサイトを新たに1社追加しております。この事業者では、インターネットによる寄附の申し込み、受付のほか、独自のルートで高額納税者へ直接パンフレットを送付し、3万円以上の寄附をいただくという取り組みを行っておるところでございます。

なお、本年7月末現在の総寄附額は3,869万円でございますが、昨年同時期と比較し、約2,500万円の増加となっております。ちなみにこのサイトで約800万円の寄附を集めることができっております。

また、昨年は残念ながら台風で中止になりましたが、一昨年、ふるさと栗まつりでは、ふるさと応援寄附のブースを設け、市内外の方に広く、ふるさと納税制度や山県市の返礼品について紹介を行っているところでございます。

最後、4点目ですが、第189回国会参議院におきまして、議員のふるさと納税について質問がございました。内閣総理大臣からは、公職選挙法第199条の2第1項において、公

職の候補者、または公職の候補者となろうとする者は、当該選挙区内にある者に対し、同項ただし書に規定する場合を除いて、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないとされており、同項の規定により禁止される寄附の相手方には、地方団体も含まれ、以下省略と答弁しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） ふるさと納税の額が大幅にふえた理由、よくわかりました。

そこで、再質問ですが、2点目の質問で、近隣の市と山県市と比べて、ふるさと納税の額、妥当な額ということであるわけですけれども、やはりもっとも増額をしてほしいというのが山県市の現在の財政状況を踏まえた観点だと思います。

そこで、瑞穂市が先ほども5億円以上、飛騨市が3億円、本巣市が1億5,000万、特に本巣市が前の年度と比べると大幅にふえているというふうに感じておりますが、これらの市ではやはりそれぞれの市独自の、例えば美容、健康教室を体験するとか、アユのつかみ取りのチケットを配布するとか、またその地域にある工場の木工製品を使う、また各種の作業体験ができるというような取り組みをされておりますし、またその中には、例えば食事券ないし温泉の入浴券などの配布ということで、それぞれの地域の特性に合わせた独自の返礼品が用意されている状況です。

そこで、貴重な財源をさらに確保するためにもさらなる増額に向けて、返礼品の拡大などについてどのような所見をお持ちなのか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） ふるさと納税につきましては、ここ二、三年の間に増額となっておりますが、それは積極的な納税のあり方、先ほど説明しましたように、そうした対象の事業者にも協力をいただいて進めておりますし、また、返礼品の種類も大変多くなってきております。ちょうどきょうも担当者にこんな返礼品を出したらどうかという指示をいたしましたけれども、市内にも特に高額の寄附をしていただきますと、例えば20万円ですとか、30万円の寄附をしていただきますと、例えば20万円ですと、美濃山県懐石といいまして、地酒の飲み比べつき6名様お食事セットですとか、皆様御存じでしょうか、こういったものですとか、30万円ですと、同じように対象者が9名になったりということで、そうした特徴的なふるさと納税の提供させていただく商品をふやしております。そして、特に先ほどの、数日前でしたか、1週間か2週間前にも新聞で報道されておりましたが、そうした特徴的な産品が1つふえることに、それだけで今年度は1億円のふるさと納税が期待できるというような新聞報道がされておりましたが、そういった

点も踏まえながら努力していきたいと思っておりますし、また昨年でしたか、このふるさと納税の冊子をつくりましたので、市内の事業者の方に私がお邪魔をして、市内に勤めてみえる方は納めていただくことができませんので、この制度も2年前でしたか、変わりましたので、事業者の中に市外から来てみえるような方がありましたら、ぜひともこの商品をよろしく願いますということで、事業所を回らせていただいて、そんな紹介をさせていただいたこともございます。そうしたことから、今後におきましても継続的な形でふるさと納税額の増額に、寄附していただけるお金がふえるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 山県市に住所のない方についてもみずから出向いてトップセールスをしておられるということで、本当に増額するといいなと、納税額がもっともっとふえるといいなと、このように感じたところです。

では、次の質問に参ります。

財政調整基金について質問をさせていただきます。

先般配付された平成30年度の決算資料によれば、前年度の財政調整基金は4億3,000万円を取り崩し、積み立ては1億529万円としたものの、基金の減少額は3億2,471万円に及んでいます。ちなみに、平成30年度までの財政調整基金の推移を見ますと、平成25年度36億3,742万円、26年度に36億3,600万円、27年度に33億8,989万円、28年度31億9,323万円、29年度には29億5,492万円、30年度には26億3,021万円となっています。この5カ年間は、財政調整基金は連続して減少し続け、5年間で見ても総額10億円以上減少となっています。

近隣の市の財政調整基金を平成29年ないしは30年度の決算等で見ますと、本巢市が37億円余、瑞穂市が26億円、美濃市が22億円、関市が85億円余、郡上市が32億円となっています。

これらの他市では、財政調整基金をほぼ毎年取り崩しも含めて、最後の残額では同額程度を維持しているところも数多くございます。

そこで質問ですが、第1点目、30年度の現在の財政調整基金26億3,021万円の規模をどう評価しておられるのか。

2点目として、過去5カ年間の連続して続いた総額で10億円以上の基金残高の減少をどう捉えておられるのか。

3点目に、山県市として、どのような財政調整基金の規模を適正額と考えておられる

のかについて、理事兼企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

将来の財政需要に備え、財源をあらかじめ確保することなどにより、健全な財政運営に資するため地方公共団体が積み立てているのが基金でございます。基金は、財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金に分けられ、地方自治法上、公有財産、物品、債券とともに財産の1つとして分類されております。

財政調整基金は、年度間の財源調整や将来の財政需要に備えて積み立てを行い、逆に必要な歳出の確保が困難な場合に、積立金を取り崩すことにより、財源を確保するため活用されている地方財政法第4条の3及び第7条の規定に基づく資金でございます。

1点目の御質問、30年度末における山県市の財政調整基金残高の26億3,021万円の規模についてどう評価しているかでございますが、どの程度の財政調整基金を保有することが適当かについては、明確な基準はございませんし、また示すことも困難ではございますが、現時点においては、適正な額を確保できていると考えております。

次に、2点目ですが、平成26年度決算より5年連続で財源不足に伴う補填として財政調整基金の取り崩しが続き、その総額は10億円の減少となっている。

この要因としましては、合併特例措置の漸減化及び国勢調査人口の減少により、普通交付税が減少している中、ここ数年の予算編成として東海環状自動車道インター開通を視野に入れたまちづくりの推進のため、今実施すべき施策等を集中的に実施するため、積極型の予算が続いているためではないかと考えております。

公共施設の長寿命化や更新、統廃合に係る経費も増大が予想されている中、今後は、実質的な財源不足に伴う補填としての基金繰り入れの抑制に努め、中長期的に取り組むべき課題等においては、さらなる事業の選択と集中に努め、時期を逸することのないよう対応しつつ、財政健全化の持続を重視した予算へとしていくことが肝要であると考えております。

3点目の市の財政調整基金の適正規模額につきましては、基金残高は、住民の皆さんのサービスのためにも使用できたであろう財源を積み立てたものであることから、過大な積み立ては、世代間の公平の観点からも好ましくはないのではないかとと言えます。

これらのことから山県市として、災害時の突発的な財政需要など不測の事態があっても、即財政健全化団体、あるいは財政再建団体に陥らない水準への備えを含め、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理運営に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 郷 明夫君。

○5番（郷 明夫君） 今、基金については、その年度の重要な施策のために充てるというところで、少しはこれが、投資がまた新たな財源になるという期待を持っていきたくと本当に思っております。ただ、やはり懸念材料としましては、例えば農村集落排水事業などには一般会計から3億3,000万、また今後一般会計から補填しなければならない、現在でも行ってますけれども、下水道事業に対する一般会計からの補填等、特別会計及び水道事業会計について、かなりの財源が一般会計から支出されております。そういう点から考えますと、やはり私は極力財政調整基金をやはり確保したほうがいいんじゃないかというふうに思いますし、また、先ほど御説明がありましたように、水道管等の取りかえ等で不測の事態も今後十分考えられます。そんなようなことから、最後の質問のところで、適正規模については、一番最初のところで答えられたかと思えますけど、これについての具体的なそういう状況を踏まえた中での適正な財政調整基金の額について、再度お尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

先ほど言われた水道、下水道への繰出金というのは、ある程度計算されておまして、今後、議員御発言のとおり、繰出金は当然発生するものと考えております。それを含めて今のところ備えておるといふ感じでございますので。今後、適正規模はないと先ほど答えましたので、できるだけ積み立てるといふのは難しいかもわかりませんが、できるだけ取り崩す額を少なくしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時5分より再開いたします。

午後1時50分休憩

午後2時05分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 議長の許可をいただきましたので、2点質問させていただきます。

まず初めに、平成29年第4回定例会でも質問いたしましたが、改めて選挙の投票率向

上について質問いたします。

令和初となる参議院選が7月に行われました。過去24回の参議院選の国内で最も投票率が高かったのは1980年、昭和55年の74.54%、さきの参議院選の投票率、選挙区選は48.8%と2016年参議院選の54.7%を5.9ポイントも下回り、衆議院選を含め、過去最低だった1995年、平成7年の44.52%以来24年ぶりに50%を割り、同年に次ぐ低投票率という結果でした。昭和の時代には大半が60%以上だった参議院選の投票率は、1989年、平成元年の65.02%を最後に60%台に届かなくなっています。前回の衆議院選挙は県下の平均値を本市は下回っていましたが、7月の参議院選では、若干ではありますが上回りました。ちなみに本市の投票率は51.72%、17カ所中、よいところで61.87%、悪いところで45.76%と本市の中でも地域によって差がある状況です。

前回の一般質問では、期日前投票所を公民館、スーパーマーケットなどでふやしてはどうか、市役所の期日前投票所を2階ではなく1階ロビーに設置してはどうか。商工会や各種団体と連携して選挙割を実施してはどうかの3つを提案させていただきました。

市役所の期日前投票所を2階ではなく1階ロビーに設置については、7月の国選では実施していただき、大変感謝しております。また、市民からのよい評判も聞いております。選挙割は非常に難しい問題ですが、例を挙げますと、岐阜にもあり全国に93店舗あるラーメン店が投票済み証明書を御提示いただいたお客様を対象に、かえ玉1玉もしくは半熟塩卵1個のいずれかを無料でサービスというのを前回の国選で実施しました。また、兵庫県のある町では、期日前投票所の出口で町指定のごみ袋、普通に買えば1枚当たり18円程度2枚組を自由にとることができたということで話題になりました。景品で釣っているようにも見えるが、町はそうではないと否定しています。期日前投票者に啓発文とともに持ち帰ってもらい、家族や知人に投票を促してもらうのが狙いだそうです。法律上は問題ないのかもしれませんが、やり過ぎではないかと個人的には思います。しかし、それほど投票率を上げる、維持することが大変なあらわれだと感じます。

そこで、質問させていただきます。

7月の参議院選では、市役所の期日前投票所を1階ロビーにて行いましたが、試験的に1階ロビーで行ったのか、それともこれからも継続的に行っていただけるのか。1階ロビーで行ったことにより通常の職務に少なからず影響はあったと思いますが、どの程度あったのか。地域において投票率の差が大きく感じるが、その対策はどのように考えているのか。選挙割の今後の導入の考えを理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

まず、市役所1階ロビー期日前投票所ですが、ことし春に行われました統一地方選挙の県議会議員選挙、市長選挙から実施する予定でございましたが、いずれも無投票となったため、さきの参議院議員通常選挙が初めての試みとなりました。

御質問1点目につきましては、投票所を1階とし、利便性が向上したことによる投票人の増加、投票事務を係別に専任としたことによる投票用紙の交付誤りなどのリスク低減に加え、投票所の混雑解消が図られたと考えており、今後も1階ロビーにスペースを確保し、期日前投票所を設置していく予定でございます。

2点目の1階ロビー期日前投票所の開設による職務への影響でございますが、総務課では、平日の執務時間内に投票事務専任として職員1名を従事させたほか、投票管理者及び職務代理者もおおむね総務課職員から選任しておりますので、1日当たり約3名の職員を投票事務に従事させております。また、総務課以外の課につきましては、投票事務を1日当たり1名お願いしたところでございます。

総務課はもとより、総務課以外の課につきましても、執務時間内に投票事務に職員を従事させることで負担増となったかとは思いますが、選挙は決してミスの許されない事務でありますので、1階ロビー期日前投票所の開設に当たっては、今後も各課に協力をお願いしていく予定でございます。

3点目の投票率の地域差についてでございますが、さきの参議院議員通常選挙の投票結果において、山県市内の最低投票率の投票区の状況を分析しますと、期日前投票率が低いことが要因に挙げられます。投票所近辺の公共施設に新たに期日前投票所を設置することは、投票率向上のための効果的な手段の1つではありますが、受付システム用のパソコン購入費に加え、施設によっては、期日前投票所と市役所の総務課との接続費が必要となるほか、限られた職員数の中、さらに配置する職員の確保も必要となりますので、こういった事情も考慮しつつ検討してまいりたいと考えております。

4点目の選挙割についてでございますが、前回お答えさせていただきましたように、投票は個人の自由意思によってなされるべきであり、投票に行かなかったことを理由に不利益を受けることがあってはならないこと、また、利害誘導などに利用されるおそれもあることなどから、市が積極的に行うべきではないと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 再質問いたします。

ただいまの答弁で、今後も1階ロビーに投票に必要なスペースを確保し、期日前投票所として利用していく予定ということですが、必要なスペースを確保できないケースと

はどのような場合でしょうか。具体例がありましたら答えられる範囲で構わないのでお答えください。

また、投票率の地域差の分析では、山県市内の最低投票率の投票区の期日前投票率が低いことが要因に挙げられるとのことですが、投票率の低い地域の人に話を聞きますと、期日前投票に行くのに市役所が遠い、支所には用事がないのにわざわざ上に上らなくてはいけない、近くの中央公民館で期日前投票をすることはできないか、これは美山ですが、できないかということをお聞きしています。

職員の確保、経費などはかかりますが、美山中央公民館で一度試験的に行ってはどうでしょうか。美山中央公民館に限らず、各所から期日前投票所の要望が市役所に来ているのか、あわせて理事兼総務課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再質問にお答え申し上げます。

御質問の1点目ですが、1階ロビーで必要なスペースを確保できない場合として、例えば衆議院、参議院のダブル選挙等、複数の選挙が同日で行われる場合を想定しております。さきの参議院議員通常選挙では、岐阜県選挙区と比例代表の記載台の設置、事務職員スペースの確保、車椅子での投票などを考慮し配置いたしました。さらに異なる国政選挙が加わりますと必要なスペースを確保できないと思われま。

次に2点目でございますが、美山中央公民館も含め、期日前投票所の増設につきましては、選挙管理委員会では設置の要望は今のところ聞いてございません。また、美山中央公民館で期日前投票所を設置するとなりますと、受付システム用のパソコン購入費に加え、期日前投票所と市役所総務課との接続確認、さらには会場の設営や投票事務の職員の確保など、人員と経費の検討が必要となってまいります。配置する職員や経費、さらには美山中央公民館の使用状況なども検討しつつ、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 古川雅一君。

○3番（古川雅一君） 次の質問に移ります。

外来植物への対策について質問させていただきます。

現在、私たちの住んでいる地域では、私たちが気づかない間に自然界で生態系の変化が着実に進んでいます。子供のころから見なれているタンポポも一見同じように見えますが、実は在来種の日本タンポポではなく、現在では外来種の西洋タンポポが多く見られます。

外来植物種にはアレチウリ、オオキンケイギク、ハリエンジュ、セイタカアワダチソウなどあり、非常に生命力や繁殖力が高く、在来種をおどかし、在来の日本の植物の生態系を大きく変えていくものです。全国的に見ても、外来種対策として、特定外来生物から在来種を守ろうという事業が各自治体で行われています。河川における外来植物の侵入は、在来植物のみならずこれを利用する在来種、昆虫、哺乳類などの減少や絶滅の原因にもなります。また、外来種は人体への影響も大きく与えます。花粉症の私の天敵でもあるオオブタクサ、ブタクサがその例です。日本国内では杉、ヒノキに次ぐ患者数が存在すると言われていています。

本市においても、近年急速にふえているオオキンケイギクは、キク科の外来種雑草であり、生命力の強い雑草です。調べれば当市にも相当な種類の特定外来植物があると思われる。

オオキンケイギクは、確かに見た目はきれいです。きれいだからといって家に持ち帰る人がいるとテレビで放映されていました。しかし、このような行為は法律で禁止されており、違反すると、個人の場合は、懲役3年以下もしくは300万円以下の罰金という刑罰もあるということです。また、よかれと思い駆除してもそのまま捨てれば違法になります。外来生物法により、生きたままの移動や保管が禁止されているため、数日間天日にさらすなどして枯死させてから、種などがこぼれないように袋に入れて、通常の可燃ごみと同様に捨てなければいけません。多くの市民はこのようなことを知らないではないでしょうか。多くの市民に市報、ホームページなどで外来種について知っていただくべきではないでしょうか。また、本市で外来種駆除の日を定め、小さいうちから自然界の生態を学んでいただく意味も含め、教育の一環として小学校、中学校、自治会などと連携して外来種雑草の駆除を一斉に行ってはどうか。

そこで質問いたします。

本市にはどれくらいの外来種が存在するのか。

市民への周知方法、今までの対応、これからの対策は。

本市で外来種駆除の日を定め、自治会、小学校、中学校などと連携して行ってはどうか。ボランティアを募って行ってはどうか。

学校での外来種植物に対する教育は行われているのか。

市民環境課長、理事兼学校教育課長にお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 谷村市民環境課長。

○市民環境課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

ここ数年、自分の生活圏でもオオキンケイギクが目につくようになりました。セイタ

カアワダチソウに関していえば、随分前から耕作放棄地や空き地、堤防など、秋になると一面黄色い花を咲かせているところがふえてきているようです。

環境省が公表する、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある植物の外来種リストによりますと、総合的に対策が必要な国外由来の外来種は154種あり、中でも緊急対策外来種に分類される特定外来植物は15種になっております。オオキンケイギクやアレチウリは、特定外来種に分類されています。

山県市にどれくらいの外来種があるかという御質問でございますが、調査データがございませんので、把握できていないのが現状でございます。

外来植物対策の現状としましては、平成30年3月にとりまとめました第2次環境基本計画において、生物多様性を保全するため、外来種による環境への影響について、普及啓発を推進していくこととしています。

また、市民の方から、自主的にオオキンケイギクを駆除したいとお問い合わせがございましたので、ボランティアごみ袋を提供し、可燃ごみとして処理していただくようお願いいたしました。

今後につきましては、ボランティアや自治会活動、小学校の清掃活動などによる防除につきまして、まち美化パートナー制度を活用するなどして、引き続き資機材の提供や無料の回収を行ってまいります。

また、広報紙やホームページを活用し、外来種への対応策を広報するとともに、県が6月1日から6月30日までを標準期間として定めた、特定外来植物防除月間の行事実施要領の趣旨に協調し、特定外来植物の防除の呼びかけや啓発を推進してまいります。

最後に、外来種駆除の日を定めて、自治会、小中学校、ボランティア等の連携による一斉防除の実施についての御提案でございますが、まずは、自治会単位や小学校単位の区域で実践していただけるよう啓発に努めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 学校教育の観点から御質問にお答えします。

小中学生の外来植物の学習状況についてでございますが、小学校におきましては、外来植物の位置づけはございません。生活科や理科の学習で在来タンポポと西洋タンポポについて見分ける程度の学習をしている学校は数校ございました。

中学校では、3年生理科の単元、地球と私たちの未来のために、第2章人間による活動と自然環境の中で、生態系のつり合いと外来生物という学習が位置づいており、全ての生徒が外来生物について学習をしております。

もらいたいという、その立場を尊重していく必要があるということをはっきり言っておりました。その後に、大村知事の発言の後、市長も調査委員の中に必ずこの人を入れてほしいという、その願いを受けとめて調査を開始していくということをはっきり明言しております。

岐阜県の知事もこの事件を重く受けとめて、いじめが原因であるかどうかというのを徹底的に分析をして、そして今後の指導に具体的に掘り下げていただいて、示していただくようお願いしたいということを、わざわざ特別に報道に向かってお話しされました。

こういったことは、2011年に起きた大津事件の自殺事件以来、こういうことがきちんと取り上げられるようになってきたわけです。それまではどちらかというと、教育委員会サイドでこれを調査分析するというようなケースが多かったわけですがけれども、それでは不十分だということで、いじめ防止対策推進法というのが新しく制定されたんですね、大津事件の後に。そして、新しい市長も立候補して、女性の人が市長になって、この問題を徹底的に解明するということを出した。それから数年たっていますけれどもまだ解決していないということでございますけれども、そういう立場もあって、私は市長にまず最初にお伺いをしたいということは、そういう背景があるということでございます。

1点目、いじめが少なくなって、自殺しないでも生きていける、そういう山県市の義務教育学校づくりに、特に大事にしていかなければならないとお考えになっていることは何ですか。やっぱりそういう考え方をみんなが共有していくということが社会の問題解決に寄与するというふうに思うからでございます。

2点目、3点目は教育長に伺います。

いじめは非常に見にくいと言われておりますけれども、見えにくい、そういうものを見抜いていける教師でありたいと、見えにくいけれども見る、そういう力が出てくれば必ず見えてくると言われておりますので、そういう教師をどうやって育てていくんですか。あるいは、いつでもあの先生に行けばひよっとすると私の悩みを聞いてくれるのではないかという、そういう先生をつくっていく必要があると思いますけれども、その考え方と方策について伺いたいと思います。

3点目は、命の尊さと口では言いますがけれども、これは知的な問題解決策ではなくて、私は心の問題が大きいと思うんですね、感性。だから、そういう実践というのはなかなか難しいと思いますけれども、指導していく必要があるというふうに思いますけれども、教育長のお考えはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、いじめが少なく自殺しないでも生きていける社会や学校づくりについてお答えをいたします。

このところの児童虐待や幼児の殺傷、さらにはいじめ自殺といった、いわゆる子供が犠牲となる痛ましい事件、事故の報道を目にし、山県市の小中学生1,876名を含む全ての子供たちの安全の確保と、安心して生活できる社会や学校という視点での山県市としての取り組みは大変重要であると認識をいたしております。

市内の小中学校における昨年度のいじめの認知件数で申し上げますと、小学校全体で13件、中学校全体では12件、その中で年度内に解決に至った割合は、小学校で約77%、中学校では約58%と、いじめの解消には時間をかけて取り組まなければいけない状況にあります。

また、青少年の自殺については、岐阜県精神保健福祉センターが公表している自殺死亡率の年次推移では、10歳代は低率ではあるものの横ばいの状態が続いております。

本市といたしましても、誰も自殺に追い込まれることのない山県市の実現を目指して、今年度より2年間の自殺対策計画を作成いたしまして、自殺対策におけるネットワークの強化など、5つの基本施策を立て、その1つに、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育を掲げております。先般、夏休み明けの生徒が不安定な時期を控え、全中学校におきまして、実際の授業に専門家である保健師が入り、自分、ほかの人、自他の命を大切に考えるきっかけとなる特別授業を実施したところでございます。

他方、今回他市に起きましたような重大な事案は対岸の火事とすることなく、教育委員会はもちろんのこと、市といたしましても、いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応がとれるように、11月の教育委員会と総合教育会議等の場で協議をいたしまして、セーフティーネットの体制の整備を進めてまいります。

いずれにしましても、みずからの命を絶たざるを得ない状況に追い込まれることなく、周囲の気づきや、行政機関が中心となって丁寧な相談対応を進めるなど、社会全体での対策を講ずる必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 2点目の、いじめが見抜ける教師、いつでも相談できる教師の必要性とその方策についてお答えします。

まずもって、青少年の自死は、私たち大人にとって塗炭の苦しみであり、教育関係者の1人として、子供の命を失ってはいけないという強い覚悟で、今回の出来事を受けとめております。

私としては、7月8日付で、山県市の全児童・生徒に対して、教育長からのお願いというタイトルで、1人で苦しまず、勇気を出して大人に相談してほしいというメッセージを出しました。学校の先生はもちろん、教育委員会もいじめの解決にすぐ取り組みますという宣言文でもあります。

また、7月10日に教頭を、11日に校長を招集し、いじめ防止緊急対策として、各学校のいじめ防止方針やいじめ防止対策推進委員会が機能しているかの点検、さらには、校内の教育相談体制の見直し等の指示をいたしました。

あわせて、8月末までに各学校においていじめ防止に関する研修会を実施するため、山県市教育センターだよりを臨時で発刊し、教職員一人一人に、今回のことを自分事として受けとめるための8つの視点を提示し、いじめがない学校ではなく、いじめを見逃さない学校への取り組み、担任1人で対応するのではなく、管理職を中心にした職員全体で対応することの確認とともに、学校ごとにいじめ防止対応フローを新たに作成し、共有してもらったところです。

一方、デジタルネイティブと言われる世代の子供たちは、現実のリアルな世界とインターネット上のバーチャルの世界で2つの顔を持って生きる子がいても不思議ではありません。リアルな世界のいじめ行為であっても、教師には見えにくいものもあれば、もともと教師には見えないネット上の世界で誹謗中傷などが増幅されているということは決して珍しいことではありません。しかし、いずれの世界であっても、一部の子供たちはいじめ行為に気づいていることを今回の事案からも捉えることができます。

今年度の山県市の中学3年生の94.4%、小学校6年生の96.9%は、いじめはどんな理由があってもいけないこととする認識でいます。そうした児童・生徒が信頼して相談できるのは正義感の確かな教師であって、どんな話でも受けとめてくれる教師としての資質を磨くとともに、嫌がらせやからかいの根底にある差別意識や自分本位の見方にまで踏み込んで指導ができる能力が必要であると考えます。

そのために、管理職や生徒指導主事、教育相談主任の経験則を中心にした校内研修や、教員ではない臨床心理士や医師、弁護士などの見立てを取り入れた事例検討会を実施し、子供にとっての身近で相談しやすい教師の育成を進めてまいります。

続きまして、3点目の命のとうとさを実感していく教育実践の必要性についてお答えいたします。

人としての生き方についての関心が高まる時期の児童・生徒が、命のとうとさについて深く考えることは、自分自身の弱さに気づくとともに、将来への生き方の軸となる困難に立ち向かう強さや、ともに支えあう社会の一員としての自覚など、その後の人生に多大なる影響があると考えます。

現在、小学校では椿野苑での触れ合い体験や、中学校では山県市の乳幼児教室に参加するなど、命のとうとさについて体験的に学習しています。

今後は、山県市内の障がい者支援のボランティア団体や緩和ケア、介護支援団体で日々命と向き合って活動してみえる方々と中学生との意見交換や、生命倫理にかかわる問題を取り上げて話し合ったりするなど活動の範囲を広げ、かけがえのない命について深く自身を見詰められる機会をつくっていきたいと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 実は私、こういう質問をする予定ではなかったんですけども、あれはたしか7月3日だったと思いますけど、事件が起こったんですね。それから2週間後に、ある報道局の記者だと名乗る人から、おうちへ電話があったんです。上野先生本人ですかということで、略歴も向こうが読み上げまして、そして間違っておりましたらおっしゃってくださいと、そういうことまできちんとやったので、間違いないと。女性でした。かなり高齢の、ベテランです。

この事件をどの程度御承知おきでしょうかという質問だったんです、最初に。私は、記者ですから治安事件など対応しておりますので、記者に要らんことを言っちゃいかなと思って臨みましたので、多くはしゃべりませんでしたけど、放送で流れている面と、新聞に掲載されている分についてはよく承知しておりますというお答えをしました。ああ、そうですか。学校はどうですか。学校は報道しないんですね。どの学校がということは報道しておりませんでした、2週間。新聞も一切、私、幾つか買ってみましたが載っておりません。そこで、これは責任問題ではないと思いますけれども、無関心ではおられない内容だと思うんですね。

一番最初に再質問したいのは、いじめというのは人権侵害なんですよ。人権を侵害しておるんです。だから、それは、もっともっと教育委員会を中心にして情報を透明化しなければいけない。

ここに新聞のあれを持ってきたんですけど、9月2日の月曜日に出ておるんです。越さんかな、大津市の市長。大津の教訓が生かされない、岐阜市のそういった例を挙げながら、教訓が生かされていませんよ、そういうふうに書いています、これ、9月2日に。

それから、報道を見ますと、非常に情報が不透明。遅い。この学校でもそうですけど、後からいじめられていたメモが見つかりましたよって報道しておるね。そうしたら今度、皆さん、あれで見てください、インターネットで。そのメモを、どうもその担任がシュレッターでばーっと流して、捨てたらしいと書いてありますよ。私がインターネットで調べたらそうやって書いてある。そして、インターネットの内容にはいじめの内容も書いてありますが、ひどいもんですよ。もう親は知っていますよ、加害者も、加害者の親も。だって、大津の事件は裁判にかけられまして、実際に払ったあれが3,500万ぐらい払っておるんですよ。犯行者の親や市教委や市が。法廷になるとそうなります。いじめが直接の死因、自殺の原因ではないという発表をした。再調査したらいじめがあった。岐阜市の場合、いっぱい書いてあるんですよ。書いてありますよ、実際のいじめは、内容が。これ、関心を持って、やっぱりどういういじめかというのは頭に入れておく必要があると思います。

したがって、そういった情報の透明化ということを図るべきではないかというふうに思います。特に私は親御さん方にPTAを通じて、いじめは人権侵害ですよと。だから、刑罰に当たりますよと。もし、子供がいじめをして、相手が死んだら、必ず賠償金を求められますよと。そして、今うちの学校ではこういういじめがありますよということを透明化していかないとうまくいかない。それは、ちゃんと大津の人が言っています。だから、ぜひそういう透明化についての教育長の考え方を簡単にお願ひしたいと思います。

それから、ここの学校で一番問題だったのは、いじめは集団、学校の中の集団として機能するように、きちんと連絡、情報を提供しなきゃならないという決まりになっておるわけですがけれども、何も校長さんは知らなかったんですからね。後から聞いてびっくり。それで、そのメモも全部シュレッターでなくなってしまっている。子供に聞いたらいじめの具体を言っておるということですので、やはり組織というものは、1つの機能できるように、ただこういうものをつくりただけではなくて、それを動かすこと。防災訓練と一緒に。それを一回やってみるといふぐらいの気持ちがないといけないのではないかと。組織の機能化についてどうされますか。

それから、最後は、いじめの防止ですよ。命の尊厳というものが、私は、命は大事ですよ、人はいじめたらいけませんよ、うそをついてはいけませんよ、ものは殺してはいけませんよというその指導が言葉ではだめだと思います。小中学生は。心を通わせて、感情側まで持っていかないとね。心情を高めてやらないと、お話はお話で終わってしまいますので、そういった日常化にすると。私自体、家庭でやられましたから、子供のころ。森羅万象、全て仏心があるといつて。周りの木もお水もトイレも全部神様が住ん

でいるんだと。だからお正月に供えているんだよと。ましてや、人の命をとるなんていうことは犬を殺すと同じことになるんだから、犬に石をぶつけてはいかんとか、そういうことが日ごろ教えられていたから、そういうことはしてはいけないというブレーキがかかるようになってきた。今の子はそうじゃないでしょう。そういうものを、命の尊さというのをどうやって日ごろの学校生活の中で教えていくのか。心情化していくのか。そういうことを大事にしないと、命の尊さという言葉だけで終わるので、その辺の日常化をどうされますか。

以上の点について、簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長（吉田茂広君） 服部教育長。

○教育長（服部和也君） 今3点いただきました。

まず1点目の、いじめは人権侵害として取り扱うこと、情報の透明化というお話でした。

いじめは、子供の日々の生活の安全を脅かしますし、友人との触れ合いを通して自由に成長する権利を奪います。不登校にまで至れば、教育を受ける権利まで侵す人権侵害であるという認識に立つことが、いじめは絶対に許してはいけないという強い信念を生み、いじめのない、いじめが起きても解決に向かう社会につながっていくというふうにまず思っています。

その中で、他市で起こりました今回の案件にかかわって、今、具体的なお話があったんですが、教育委員会としての今の立場は、現在捜査中であるということと、それから第三者委員会が調査をしているという前提に立っています。ゆえに、新聞報道等、またいろんなところからいろんな情報は得るわけですけど、それが正確な情報かどうかということとはわかりません。だから、もう少し時間を見て、きちんとした報告書をもって私たちは情報共有をして、いかに対応していくかということをもっと考えていくという、今の議員の先生のお話は賛成ですけど、今現在の情報をうのみにして対応するということは現実していないというのが正直なところでございます。

それから、2点目の、いじめ防止に対する組織の機能化というお話でした。

いじめ問題が今起こった場合は、各学校で校長を委員長にした教職員で構成するいじめ不登校対策委員会で協議し、いじめの初期対応から解決に至るまで見届けていくというシステムになっています。

今後は、教職員以外に、新たに心理や福祉の専門知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、さらにはPTA、保護者といった人を構成員に加えまして、学校いじめ対策委員会を各学校に設置し、学校関係者以外の評価も受けられるよ

うな体制を整備して、いじめ防止の実効性を高めていく計画であります。

3点目の、いのちの尊厳の日常化というようなお話でした。

例えば、今学校では、全ての学校だと思うんですが、お互いのよさを見つけ合うというような取り組みをしております。相手を思いやるとか、互いに認め合うといった人権意識や、自尊感情を高めるためのものであります。それぞれの学校では、いじめをさせない、見逃さないように訴える児童・生徒がわずかでもいます。だから、こうした学校の取り組みで、やっぱりそれは生徒・児童も許してはいけないという物の見方をしている子供たちが育っているというふうに捉えています。

ただ、一方で、子供たちの日常を見ますと、事実を確かめず間違った情報をうのみにしたり、周りの目を気にし過ぎて意図に反する行為をせざるを得なかったり、人の心の痛みをわかろうとしない姿など、差別や不合理を助長させる言動は存在します。また、自分より力の劣る者を攻撃することで、満たされない欲求を一時的に満たそうとする行為なども、ごくわずかですが、ないわけではありません。そうした言動を捉えた学級担任や教科担任は、状況に応じて他の教職員と連携して、その都度、児童・生徒の悩みを解消していく指導が日常的に必要であると考えます。

また、近年、身近な人の死に接したり、命のかけがえのなさに心を揺り動かされる、そうした経験も少なくなっていることから、生命軽視の軽はずみな言動につながっていると感じます。

児童・生徒には、日常の中で見る家族愛や人間愛、動物愛護や、来年であればパラリンピック選手の生きざまなどから、生きる喜びやすばらしさなど、日常的に教師とともに感じさせていくような取り組みが重要になると考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 上野欣也君。

○11番（上野欣也君） 余り要望するなということがございますけど、1点だけ。

調査委員会の報告が正式だとは言えないようになってきています。大津の事件も、調査委員会の報告の中にいじめの事実は書いてない。名古屋の例もそのとおりです。けれども、いじめていたという事実は、その後全部公表されたんです。それを知ったPTAや一般の人たちはびっくりしたんですね。だから、私は、事実あったとって、シュレッダーで消えてしまった事実は、やっぱり事実として出す時期があると思いますよ。それは、公表してからそれが正式やったと言っていくと、結局は不透明なものを不透明にしてしまう。それがちゃんとこの人も書いていますので、一回読んでほしいと思いますけど、そういう情報公開をやっぱりしていかないと、いじめというのとはなくなってい

かないというふうに思いますので、みんなでやっぱりそういう間違いをしないように、頑張って明るい学校、明るい社会を、山県市をつくっていくということがとても大事だと思いますので、ぜひみんなで協力してやっていきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

○議長（吉田茂広君） 通告順位 8 番の村瀬誠三君は欠席でございますので、これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

25日に予定しております一般質問は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時01分散会

令和元年9月25日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和元年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月25日(水曜日)

○議事日程 第4号 令和元年9月25日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	寺町祥江君	2番	加藤裕章君
3番	古川雅一君	4番	加藤義信君
5番	郷明夫君	6番	操知子君
8番	福井一徳君	9番	山崎通君
10番	吉田茂広君	11番	上野欣也君
12番	石神真君	13番	武藤孝成君
14番	藤根圓六君		

○欠席議員(1名)

7番 村瀬誠三君

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	宇野邦朗君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君

まちづくり・ 企業支援課長	長 野 健 一 君	会計管理者	安 川 英 明 君
理 事 兼 学校教育課長	鬼 頭 立 城 君	生涯学習 課 長	土 井 義 弘 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理 事 兼 事務局長	久保田 裕 司 君	書 記	棚 橋 輝 英 君
書 記	長谷部 尊 徳 君		

午前10時00分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

9月20日開催の会議での上野欣也君の発言につきまして、具体的な学校名を特定し得る発言と関係職員名を特定でき得る発言がございました。

この件につきまして、事件がまだ調査中であり、この部分の発言について先ほど議会運営委員会にお諮りしたところ、取り消すことが適当であると判断されました。

これを踏まえ、上野欣也君から、会議規則第65条の規定により当該発言を取り消したいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、当該発言を削除いたします。

日程第1 一般質問

○議長（吉田茂広君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、20日に引き続き、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位9番 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を2件行います。

質問番号1番、福祉のまちづくりについてお尋ねいたします。

現在、国は、東京パラリンピック競技大会を機会に、共生社会の実現に向けての取り組みを進めています。国民全体を巻き込んだ心のバリアフリーの取り組みを展開するとともに、世界に誇れるユニバーサルデザインのまちづくりの実現に向けた取り組みや、障がいのある方の視点を施策に反映させていくことを進めています。

山口市では、「支えあいのまち人にやさしいやまがた」を基本理念とした第3次山口市障がい者計画が平成27年3月に策定されました。

障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画に位置づけられ、計画に期間は6年間、令和2年度末で満了、計画に基づいた事業の執行はあと1年半となり、次期の計画に向けての検証も今後進められていくことと存じます。

そこで、本計画の「I環境づくり福祉のまちづくり」について、今後の取り組みとさ

れている4点、1点目、障がい者に配慮したまちづくり施策の推進、2点目、体育館等公共施設の身体障がい者用トイレなどの施設整備、3点目、自主運行バスの低床化、車椅子利用、バスヘルパー活動、4点目、歩道の設置や安全施設の整備、段差解消などのバリアフリー化について、現在の進捗状況を福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 障がいのある人もない人も、ともに支え合える地域社会を実現するには、市民一人一人が障がい者への理解を深めることが重要です。

平成25年に成立した障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、障がいを理由に差別や権利侵害をしてはいけない、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないと定めています。

1点目の障がい者に配慮したまちづくりの施策の推進につきましては、障がい者に関する正しい理解の浸透を図るため、ことしの3月号広報紙の特集、自分らしく生きるにて啓発をしました。また、障がいのある方やその家族が安心して暮らせるように、手話通訳ができる人の確保や育成に努め、手話通訳者の派遣体制を整えました。障がい者就労施設等からは、物品等を積極的に毎年調達しています。

山口市職員に対しては、障がいのある方への配慮マニュアルを配布して、差別の解消の普及啓発に努めています。

今年度からは、判断能力が十分でない人を守るために、成年後見制度利用促進及び権利擁護のために必要な援助を実施する中核機関設置に向けての検討委員会を設置しました。

2点目の体育館等公共施設の身体障がい者用トイレなどの施設整備につきましては、市内公共施設117カ所のうち、身体障がい者用トイレ等の設置箇所は94カ所になります。設置箇所の内訳としまして、学校教育施設34カ所、社会教育施設29カ所、公園など10カ所、庁舎など8カ所、福祉施設7カ所、農林・観光施設6カ所となります。

3点目の自主運行バス低床化、車椅子利用、バスヘルパー活用につきましては、現在、岐阜バス高富営業所に配備されています低床化バスは3台です。ハーバス車両は全て低床化バスです。また、全てのバスが車椅子利用が可能です。バスヘルパーの活動状況につきましては、毎週月曜日の昼間に乗車して、乗降のお手伝いをしております。

4点目の歩道の設置や安全施設の整備につきましては、道路設計要領により、市道設計時にバリアフリーの設計で対応し整備を進めております。また、既存の歩道につきましては改良工事とあわせて対応しており、安全施設等の整備につきましても危険箇所を

優先的に進めています。

市内の歩道の設置状況でございますが、平成27年度末が1万3,747メートル、平成30年度末が1万4,547メートルとなっており、4年間で800メートルの歩道を整備しました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をさせていただきます。

成年後見人制度や手話通訳者の派遣などについてもお答えをいただきました。支援を必要とする方に支援がしっかりと行き届く仕組みを今後つくっていただきたいと思えます。

障がいのある方もない方も、障がいの有無にとらわれることなく、互いに支え合いながら社会でともに暮らしていくことが日常となるためには、障がいのある方が積極的に社会参加をしていく上で障壁となるものを取り除き、まち全体を障がいのある方にとっても利用しやすいものへと変えていくことが重要です。

現在、国は、福祉の観点も踏まえた総合的なまちづくりを目指し、交通機関、建物、道路等の一体的、連続的なバリアフリー化を推進しています。

山県市の現状の取り組みについても、先ほど福祉課長より御答弁をいただきました。再質問は、御答弁いただきました中から、公共施設の整備について2点お尋ねをいたします。

障がいのある方、また高齢者の方などの社会参加や外出の機会を促進するためには、支障なくトイレを利用できる環境を整備することが重要となります。ただいまいただきました御答弁では、身体障がい者用トイレの設置を進められているとのことでしたが、身体障がい者用トイレなどを含む多機能トイレの利用者の困り事として挙げられるのが待たされた経験です。

平成29年3月に、国は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を改正し、多機能トイレの利用集中を避けるため、施設の利用状況を勘案し、必要な各設備、オストメイト用設備や、乳幼児連れに配慮した設備等を個別機能トイレへ分散することを促進しています。

災害時の避難所となる公共施設、今後は多くの人が集う場にと期待されるバスターミナル待合所の建設も控えている山県市です。公共施設の多機能トイレのあり方、設置についてのお考えはどのようでしょうか。副市長にお尋ねをいたします。

2点目です。障がいのある方々と積極的な交流を持つ施設では、障壁となるものを取り除く施設整備がより重要になると考えます。

現状、指定管理制度を導入している高富児童館では、発達障害への理解を深める取り組みや、市内の障がい者施設を利用される方々がともに参加される行事が行われています。今月開催されたなかよしまつりで、車椅子を操りながら獅子舞を披露される姿が新聞にも掲載されておりました。

高富児童館にはエレベーターの設備がありますが、整備はされておらず、車椅子の利用者は2階の施設を利用することができません。新たな大規模工事を必要としないこういった障壁については早急な改善が必要かと考えますが、いかがでしょうか。

この点につきましては、子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 宇野副市長。

○副市長（宇野邦朗君） 再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、多目的トイレの利用集中を避けるためにオストメイト用設備やおむつ交換台、そして手すりといった各機能を他のトイレへ分散することは非常に有意義なことと考えております。

山口市としましても、今後整備する公共施設のうち、さまざまな方の利用が見込まれるものについては、多目的トイレの設置に加えまして、個別トイレへの機能分散を計画してまいりたいと考えております。

なお、既存の施設につきましては、多目的トイレへの利用集中を避けるために機能分散を図るには、既存トイレの改修が必要となりますが、スペースの面で制約があり、全ての機能を取り入れることが非常に困難なケースが多く想定されていますので、これにつきましては利用状況も踏まえ、可能な範囲で改善に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 浅野子育て支援課長。

○子育て支援課長（浅野晃秀君） それでは、私のほうからは、高富児童館に設置されておりますエレベーターについての再質問にお答えをさせていただきます。

平成22年度に岐阜県から山口市へ管理が変わった高富児童館でございますが、こちらのエレベーターにつきましては、岐阜県管理のときから使用されておらず、保守もされていない状態でございます。

指定管理により、高富児童館が総合的な子育て支援の施設となったということで、乳幼児等の親子の来館が増加し、2階を利用することも多くなってまいりました。それらの背景から、未使用エレベーターの利活用が注目されてきたところでございます。

そこで、以前にエレベーターの稼働にかかわる調査及び経費の確認をさせていただきます

ました。10年近く保守点検もされていない状況から、現状のままの稼働は困難で、再稼働させるには180万円ほどの修繕工事費と、それから、年間50万円程度の保守点検費が毎年必要になるということでした。

現在、山口市では、保育園を含め多くの子育て支援施設を有しております。経年劣化等による修繕をどの施設も必要としておりますので、今後はさきに策定された公共施設等総合管理計画に基づき、危険度等を勘案しながら優先順位を決定していくとともに、高富児童館につきましては事業実績の状況、事業計画等を考慮しながら、エレベーターを含め適切な修繕予算を確保していくという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問をいたします。

ただいま副市長、子育て支援課長より、大変前向きな御答弁をいただきましたと思います。

予算確保に向けて、今後御尽力をいただきたいと願いますが、予算確保の観点を踏まえ、先ほど子育て支援課長から御答弁もありましたが、公共施設等総合管理計画についてお尋ねをいたします。

平成30年度から、公共施設等適正管理事業債にユニバーサルデザイン化事業が追加されました。これは、バリアフリー法に基づく公共施設のバリアフリー改修事業、ユニバーサルデザイン化のための改修事業が対象となります。こちらにはトイレの整備やエレベーターの整備などが含まれます。

期間は平成33年度まで、公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針を記載した上で、実施する事業であることなどが条件となります。

これを受けて、全国では各自治体が公共施設等総合管理計画の一部改定や追記を行っています。岐阜県も、ユニバーサル化推進方針を盛り込んだ改訂版をことし3月に策定いたしました。現状、山口市の計画にはその記載はなく、対象外となってしまいます。

現在、山口市で暮らしている市民の方々の利便性はもちろんのこと、今後インターの開通、移住定住や観光に力を入れて取り組む山口市でも、ユニバーサルデザイン化を視野に入れた計画の改訂が必要ではないでしょうか。

公共施設の維持管理のあり方について、障がいのある方々の障壁となるものを取り除く視点、障がいの有無や年齢などにかかわらず、多様な人が利用しやすくするという視点を持ち、計画を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

以上、理事兼総務課長へお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 再々質問のほうにお答えいたします。

山口市では、平成29年6月に公共施設等総合管理計画を策定したところでありますが、本計画の中では、ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方、あるいは取り組み方針などについては記載されておられません。

これからの超高齢化社会への対応、あるいはユニバーサルデザイン化の推進に関する市民への意識が高まる中で、障がいのある方、高齢者の方などを含め全ての方々が参加できる社会の実現が求められており、誰もが安全で快適に利用できる施設を整備していくことは、非常に重要なことであると考えております。

したがって、現在の山口市公共施設等総合管理計画及び個別計画につきましては、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、多様の人々が利用しやすい公共施設を目指して、当計画の改訂を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） ありがとうございます。今後の取り組みに期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。

質問番号2番、障がいのある子供たちへの支援についてお尋ねをいたします。

現在、国は、平成28年4月の通称障害者差別解消法の施行、平成28年8月からの発達障害者支援法の改正などを踏まえ、障がいのある子供たちへの支援整備に向けた取り組みを進めています。

市町村等の各自治体には、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の整備が求められています。障がいのある子供たちへの支援には、福祉、教育、子育て支援、行政分野を越えた連携が不可欠です。

山口市では、第1期山口市障がい児福祉計画が平成30年に策定され、計画は2年間、令和2年度末で満了となります。

そこで、障がい児支援の提供体制として挙げられている、1、ピッコロ療育センターの充実、2、教育、保健等の関係機関との連携、3、乳幼児期からの一貫した支援の構築、4、サポートファイルの活用、5、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について、現在の進捗状況を福祉課長にお尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 御質問にお答えします。

1点目のピッコロ療育センターの充実につきましては、現在、所長1名、指導員3名

の体制で、児童発達支援と放課後等デイサービスを実施しております。個別の療育指導及び保護者への助言やさまざまな相談に応じております。平成30年度の延べ利用者数は、1,339名です。

また、市内保育園、幼稚園に出向き、療育施設利用児の集団生活の様子を把握するとともに、保育士や幼稚園教諭と支援方法の検討を行ったり、保健師や保育士等の関係機関の支援会議を開催するなど、療育機関としての専門性を生かした支援を展開しております。

2点目の教育、保健等の関係機関との連携につきましては、山県市障害者自立支援推進協議会において、教育、保健、福祉の各担当者が支援体制のあり方や情報共有の場として、毎月開催しております。

3点目の乳幼児期からの一貫した支援の構築につきましては、保育分野で、乳幼児健診での疾病や発達のおくれの早期発見、発達が気になる子を対象としたあそびの教室の開催、発達相談、保健師による家庭訪問や保育園訪問等により、親子への支援を行っております。

また、保育園においては、発達が気になる子も多く通園していることから、子供の行動分析から支援方法を検討する手法を活用した個別支援計画検討会を保健、教育、福祉の関係者により開催し、一人一人の子供の発達特性に応じた保育の実践を行っております。

保育園での実践内容は小学校へと引き継ぎ、その後も小学校から中学校、高等学校へと引き継がれ、途切れのない支援を行う体制となっております。また、療育機関における乳幼児期からの早期発達支援、小中学校での特別支援学級、通級指導教室等、子供の特性に合った支援が受けられるよう努めています。

4点目のサポートファイルの活用につきましては、こども支援部会を中心に、サポートファイルの見直しと活用の仕組みづくりを行い、今年度中には改訂版を策定し、令和2年度より新しいファイルを配布する予定でございます。

5点目の特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備につきましては、乳幼児健診において発達が気になる子には、発達支援教室や発達相談を利用していただくことで早期療育の必要性を判断し、必要な子に対して、市直営の療育機関や障がいに応じた専門性の高い療育機関での個別療育がスムーズに受けられる体制となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

各取り組みについて、福祉課長より、ただいま御答弁いただきました。

山口市では、直営の療育センターのメリットを生かし、保育園、幼稚園、小学校などの関係機関、保健師との連携も行われ、乳幼児期からの切れ目のない支援が行われているとのことでした。

平成28年6月の児童福祉法改正により、市町村は児童発達支援センターの設置や、保育所等訪問支援を利用できる体制構築の確保などに係る目標数値の設定が記載された障がい児福祉計画を策定するものとされました。設定や確保が困難な場合は、圏域内での設置や確保で可能となっているものもあります。

再質問は、計画の平成29年度12月、1月時点で未達成となっていた児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重度心身障がい児を支援する児童発達支援センターの設置についてお尋ねをいたします。

児童発達支援センターは、通所支援のほか身近な地域の障がい児支援の拠点として、地域で生活する障がい児や家族への支援、地域の障がい児を預かる施設に対する支援などを実施、保育所等訪問支援は、保護者からの依頼に基づく事業で、保育の巡回指導や教育の専門家派遣とは異なり、保護者の権利として位置づけられています。

対象となる子供を集団生活に合わせるのではなく、子供の特性などに集団生活の環境や活動の手順を合わせていきます。本人、または子供集団に直接働きかけることができ、現場のスタッフに対しても実際の場面での対応をモデル的に見せることができる事業です。

障がいのある子供たちが、地域で安心して暮らしていくための重要な取り組みとなります。まずは、当事者のニーズや、市内、圏域の事業を機関ごと、領域ごとに把握し、デメリットやメリットを整理すること、それを埋めることができないかなどの役割分担が必要になってくるかと思いますが、山口市の現状と今後の取り組みについて、福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 再質問にお答えします。

1点目の児童発達支援センター設置、3点目の重症心身障がい児を支援する児童発達支援センターの設置についての現状は、山口市を含む8市4町で構成されています。岐阜県地域児童発達支援センター、ポッポの家があり、現在利用がございいます。また、岐阜県立希望が丘こども医療福祉センターの利用もされております。

今後の支援センターの設置につきましては、新たに看護師や嘱託医、児童指導員、保育士、調理員及び児童発達支援管理責任者の配置が必要となり、人員確保の面から早急

な対応は難しい状況でございます。

2点目の保育所等訪問支援を利用できる体制についての現状は、ピッコロ療育センターの職員が必要に応じ市内各保育所を巡回し、保育士に対し療育の指導方法を一緒に検討するなど、支援を行っております。

今後、保育所等訪問支援事業を本格的に開始するに当たり、事業所としての県の認可や人員確保が必要となります。また、利用者に対して自己負担も発生します。

現状としましては、整備済みである岐阜圏域内での利用を前提としつつ、市内におけるピッコロ療育センター以外の事業所の利用も含め、保育所等訪問支援事業を利用できる体制づくりに努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 寺町祥江君。

○1番（寺町祥江君） 再々質問をいたします。

障がいのある子供たちについては、その子の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、一人一人のニーズに応じた適切な指導、必要な支援を行うことが重要です。

身近な地域で、質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供できるようにと法改正が行われました。

子育て支援日本一を目指す山縣市なら、障がいのある子供たちとその家族を支える拠点となる児童発達支援センターや、一般の子ども・子育て施策や、教育の現場に入り込んで行う保育所等訪問支援などの支援を圏域内ではなく、市内で設置すべきと考えます。

さきの御質問で御答弁いただきましたように、これまで地域他機関との連携を密に図り、支援を行ってきたピッコロ療育センターでの実績を生かし、その役割を市内で包括的に担うことはできないのでしょうか。

今回の計画の期間、令和2年度末までの利用は圏域内であっても、その後市内での設置を目指すことを視野に入れた取り組みを進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

福祉課長にお尋ねをいたします。

○議長（吉田茂広君） 江尾福祉課長。

○福祉課長（江尾浩行君） 再々質問にお答えします。

現在、関係各課の担当職員にて、ピッコロ療育センターの運営についての現状と課題などを調査研究しております。今後、ピッコロ療育センターの方向性について、関係機関と協議を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位10番 操 知子君。

○6番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、通告のとおり質問を行います。

質問番号1番、農地について。

平成26年度農地法改正によって義務づけられたものが、農地法第52条の3である全国農地ナビです。私どもも遊休農地や中間管理事業、農振法区分などの確認に使用しております。御存じかと思いますが、私どもは梅原地域の農地利用最適化推進委員を受嘱しておりますので、事務局からの業務を請け負う立場でもあります。しかし、山県市の農地を取り巻く環境は地域によってもばらつきがあり、遊休農地の解消や担い手づくりは各地域の状況に合わせて進めていくことが解決への道筋となります。もちろん農業委員会の皆様方、農地利用最適化推進委員の皆様方は日々活動しております。そこで、受嘱したわずか3年半の期間ではありますが、私どもが担った経験をもとに質問を行います。

山県市農業委員会の事務局は農林畜産課となりますので、当然農林畜産課長は御存じのことかと思いますが、農業委員会では2年前、事務局主導の農地意向調査を行いました。この際は、各地域の農事改良組合の皆様方に御協力をいただきましたが、回収率は27%と低く、理由として、所有者が遠方に住んでいる、または施設に入居しているため回収が困難だったとの御意見を高富地域の農事改良組合の皆様方からいただきました。

そこで、私どもは、農林業センサス2020の指針が農林水産省のホームページへ上がる時期だったこともあり、農地利用最適化推進委員会議では、集約可能な農地を利用して企業が経営プランを立てられるように意向マップを作成すべきではないかとの旨の意見を述べました。そして、私自身も農業委員会議で毎月上がる議案書の中間管理事業の状況をもとに、こちらになります。こちらですね、担当地区の意向マップづくりを開始し、本年7月の地域自治会会議では意向マップをごらんいただきながら、回収率の低かった意向調査を再度実践すべく、住民の皆様方へ御案内をしました。

山県市が行った意向調査はとてもわかりやすく配慮のあるものでしたが、しかし、それでも文字数が多くてわかりにくい、委員である私どもが回収できるような案内文が必要、意向調査を初めて知ったとの御意見をいただきました。それを受け、意向調査を一

且取りやめ、さらにわかりやすく工夫した、こちらですね、案内ポスターを私自身で作成し、住民の皆様方の御協力を得て、自治会掲示板にて御案内させていただきました。

山県市の農地は、農業委員会法に基づいてそれぞれの地域の実情に合わせて利用推進活動を行っており、新規就農者を生み出す地域や生産組合として拡大している地域もあります。しかし、空き家同様に、山県市の農地は課題が多いものでもあります。特に利用する上において、点在する農地は担い手もなく、遊休農地や荒廃農地と化します。

そこで御質問します。

現在の集積・集約農地の状況、また、それらを活用した今後の計画はどのようなでしょうか。

森林面積84%に次ぐ、6%の農地における山県市の担い手誘致の取り組みはどのようなでしょうか。

遊休農地における課題はどのようなでしょうか。

以上、4点におきまして、農林畜産課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 1点目の御質問にお答えします。

農地中間管理機構提供の最新の集積・集約農地の状況についてですが、耕地面積1,110ヘクタールのうち、担い手への利用集積面積は265ヘクタールです。うち、農地中間管理機構を活用した集積面積は174ヘクタール、機構以外91ヘクタールとなっており、農地中間管理機構の活用率は66%であります。機構以外の集積状況としましては、農地利用集積円滑化事業利用は59ヘクタール、農作業受託が27ヘクタール、自己所有が5ヘクタールとなっております。

2点目の集積農地を活用した今後の計画につきましては、国の米政策の実施による消費需要に応じた生産の推進で、主食用米のほか、加工用米、米粉用米、飼料用米、麦、大豆、ソバ等の戦略作物の作付を行い、農業所得の向上につなげます。

3点目の担い手の誘致の取り組みにつきましては、既存の担い手には農業経営体の経営基盤強化を行い耕作可能面積をふやすとともに、担い手のいない地域にも出向いて作付を行っていただくよう支援しております。また、新規の担い手につきましては、異業種からの参入人材の支援や農業への企業参入、農福連携の担い手づくりも行っております。

4点目の遊休農地の課題につきましては、土地所有者の農地としての管理意識の向上、条件不利地での基盤整備、多様な担い手の確保が課題と考えております。

議員御質問の農地の集積や担い手確保、遊休農地の課題解決に向けては、山県市だけ

ではなく農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様のお力をかりなければなりません。今後も同委員さんたちと協力をし、山県市の農政の推進に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、再質問を行います。

まずは、3点目に関して、担い手誘致の取り組みのうち、農福連携における具体的な計画、支援、方策、対象について見解を求めます。

続いて、4点目に関して、先般、来年度の農林水産関係予算の概算要求額が公表されました。農業農村整備事業、農林水産物、食品の輸出力強化や農業の知的財産保護、スマート農業の社会実装加速化、技術開発、豚コレラ対策が大幅増要求されました。食料自給率も37%となっております。そんな中、山県市においての農業は食料自給率だけではなく、山県市の地理的特性からも農地の活性化が山県市の活性化へつながるものであると考えます。そこで、特に農用地内における耕作放棄地の解消への取り組み強化を求めたいと思いますが、農林畜産課長に見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再質問の1点目についてお答えをいたします。

農福連携とは、障がい者等が農業分野での活躍を通して自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取り組みを農林水産省と厚生労働省が連携して、農業の担い手不足の課題、障がい者福祉の課題を解消し、双方にとって利益のある事業のことを言います。

山県市では、利用者と雇用関係を結ぶ就労継続A型事業での農業の作業を実施される事務所に対して市内の生産組織に入ってもらい、生産管理指導や商品管理の助言を行い、付加価値、ブランド化を支援し、農業収益を上げる協力や販売機会の情報提供を行い、売り上げ増を支援しております。

今後は、利用権設定による農地の紹介を行い、耕作をしてもらい、農地を生産性のある形で管理してもらうことも計画実施してまいります。新しく支援していく対象につきましては、農作業を検討している就労継続A型事業所、授産施設を考えております。障がい者就労支援事業所も多様な担い手の1つで、農業の担い手不足の解消の一手として考えております。

2点目の再質問にお答えをいたします。

耕作放棄地解消への取り組み強化ですが、山県市の農用地内の遊休農地の面積の過去3年の推移を見ますと、平成28年度は約10.4ヘクタール、平成29年度、平成30年度は約6ヘクタールと減少傾向にございます。したがって、農地法に基づく農地利用状況

調査、通称農地パトロールにより、農地として適切に管理されていない方には適切に管理していただくよう通知をする、農地を御自分で適切に管理できない所有者の方につきましては、利用意向調査を行い、農地中間管理機構を通じて担い手を探す、多様な担い手の発掘支援等、現在行っている取り組みを継続して行ってまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、再々質問を行います。

農用地内の耕作放棄地を利用集積するには、まずは所有者の皆様方、貸したいと思っていただけるよう意識改革をしていかなければなりません。現在行われている人・農地プランは、農事改良組合の皆様方を中心として、地域の意向として進められております。農地パトロールの結果による通知、意向調査は送付されており、特に疎遠となることの多い遠方の所有者の方々には信用性と安心感、地域農業の見える化がより必要となります。民地をお貸しいただくことは大変難しいことでもあります。そこで、まとまった農地を集積して、さらに拡大していただくためのこれまでの成果事例、そして、今後の実績へ向けた方策をお尋ねします。

また、条件不利地につきましては、質問御答弁におきまして基盤整備を課題としてお答えいただいておりますので、田畑ともに耕作者の皆様方に寄り添った実情をもととした課題解消、担い手意欲向上へ努めていただきたいと思います。

以上の点に関して、農林畜産課長へ見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 三嶋農林畜産課長。

○農林畜産課長（三嶋克之君） 再々質問にお答えいたします。

農地集積の成果事例でございますが、市内では主に5つの法人によって、担い手による集積のうち約89%の集積が進められております。これは、主に農地中間管理機構を利用して農地所有者と担い手の意向を確認しながら進めていった成果でございます。

昨年度は平井地区におきまして、異業種からの参入ということで市外の自動車ディーラーが水稻で167アールの集積を行いました。

今後の実績へ向けた方策につきましては、経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金を有効に利用し、飼料用米、米粉用米、麦、大豆、飼料用作物といった戦略作物を中心とした作付支援をしていきます。

耕作者に寄り添った課題解消、担い手意欲向上につきましては、人・農地プランの実質化の取り組みの中で、農業委員や農地利用最適化推進委員さんを中心に、各地区の農事改良組合の組織を利用して意見の交換、調整、集約を図っていくことが肝要だと考え

ます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 次の質問へ入ります。

質問番号2番、子供の不登校と自殺対策。

子供の自殺は長期休暇明けの夏休み明けが最多となります。山県市においても市内全3中学校において、本年度より、山県市いのちを支える自殺対策計画の一環としてSOSの出し方を教える特別授業が実施されました。

そこで、まずは1点目、夏休み前後での不登校と自殺対策をお尋ねします。

次に、山県市いのちを支える自殺対策計画をもとに御質問します。

基本理念にもございますように、自殺対策は生きることの阻害要因、生きることの促進要因、そして市民一人一人の問題解決が必要です。

そこで、2点目、学校教育として、スクールソーシャルワーカーにおける実績と課題をお尋ねします。また、幼保、小中高の継続支援体制が必要となりますが、実績と課題をお尋ねします。

3点目、昨今の社会的取り組みにもあるように、不登校であることが生きることの阻害要因となることは避けなければなりません。そこで、コスモス、高富分室、美山分室などの学校外部における支援体制について実績と課題をお尋ねします。

4点目、子供の不登校と自殺対策には、生きることの阻害要因の減少だけでは成り立ちません。生きることの促進要因、つまりは楽しみや夢、生きがいを持つことが大切であります。そこで、民間との連携における支援体制の実績と課題をお尋ねします。問題解決には家庭、地域、市、県、民間と、幅広い支援が必要であります。それを踏まえて、以上4点を学校教育課長へお尋ねします。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 御質問にお答えします。

1点目の不登校と自殺対策についてでございますが、まず、山県市の不登校の状況についてお答えします。

平成29年度の中学校の不登校出現率は1,000人中26.1、平成30年度は19.6でございます。さらに今年度9月1日現在では18.9となっており、わずかではございますが減少傾向が見られております。学校教育課といたしましては、毎月全学校の欠席状況を把握し、新たな不登校を生まないよう連携を図っております。

学校では、夏休みの学習会や各種相談会を活用し、不登校及び不登校傾向を示す児童・

生徒に個別の支援をするなど、2学期の始業式に向けて取り組みを進めてまいりました。

自殺対策の取り組みといたしましては、山県市いのち支える自殺対策計画に基づき、健康介護課の開発支援、協力体制により、1学期は児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の小中学校教職員向け研修会を、9月初めには全中学校でSOSの出し方の授業を実施いたしました。

2点目の、本年度より教育センターに1名配置をいたしましたスクールソーシャルワーカーの実績と課題についてお答えします。

スクールソーシャルワーカーの業務は、市内全小中学校の生徒指導上困難な事案に対して、児童養護施設、県の子ども相談センター、医療福祉センター、発達障害者支援センター、警察署、県の子ども家庭課、市の関係各課、放課後等デイサービス、かばさんファミリー、岐阜大学大学院など、各種関係機関と連携するとともに、学校の対応を具体的に助言、支援をしております。

現在の構想としましては、事案の未然防止のための施策の必要性から、岐阜大学で研究実践を進めている手法を取り入れる計画も考えております。

課題としましては、外部の専門家としてのスクールソーシャルワーカーは有効である一方、対応事案の多さや解決までに時間を要するなど、まだまだ学校への負担は大きいと捉えていることとございます。

また、幼保、小中高の継続支援体制でございますが、山県市では、例えば反社会的事案のみならず、困り感のある児童・生徒の対応につきまして検討、交流する生徒指導連携強化委員会や、特別支援教育連携協議会、教育支援委員会、教育センター関係者情報交流会、保育園訪問などを実施し、継続的に教育支援をする取り組みが位置づいております。

学校教育課の課題といたしましては、中学校卒業後の状況把握、この見届けが不十分であるかと考えております。

3点目の教育センター設置の適応指導教室コスモスの実績と課題についてお答えします。

まず、実績でございますが、平成29年度は美山教室と高富分室、合わせて6名の利用者がございました。平成30年度は4名の利用者、現在は2名の通常利用者と不定期利用者2名でございます。適応指導教室コスモスは、学校復帰を目標に生活相談員を中心に指導、支援を進めておりますが、何よりも大切にしていることは、社会に出て行くためのエネルギーが蓄えられるような自己肯定感を高める指導、支援でございます。課題としましては、適応指導教室は集団への適応支援が主たる目的であることから、学力保障

の場にはなり得ていないということと、さまざまな理由で適応指導教室にも通えない不登校の児童・生徒への対策を考えていかななくてはならないことと捉えております。

4点目の民間等との連携につきましては、不登校の児童・生徒が抱える問題はさまざまであり、一人一人のニーズも異なるため、その児童・生徒に合った機関での支援を受けることは意味のあることと認識しております。民間等との連携も考えていく必要はあると捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、再質問を行います。

まず、1点目に関して、小学校における実施内容はいかがでしょうか。

続いて、2点目に関して、スクールソーシャルワーカーの増員により解決できるものであるのか、それとも解決策がございましたら御答弁願います。また、中学校卒業後の切れ目のない支援として、今後の見解を求めます。

そして、4点目に関して、一度閉ざした心は夏休み明けだけではなく、冬休み明け、春休み明け、そして日常と、いつでも危険にさらされております。例えば他市では、農福連携として不登校の子供たちを対象として農業体験を行っているNPO団体もあります。広い農地で土と触れ合いながら農作物を育てていく、農業は比較的黙々とこなす作業ではありますが、葉の一枚一枚、実の一粒一粒に違った発見があります。また、ほかの例を挙げますと、御高齢の方々と子供たちの交流の場でもある子供食堂において、不登校の子供たちが参加する事例もあります。家庭、学校、そして社会が子供たちに与える影響は大きく、また生きることの促進要因は、学校、家庭、そして社会と幅広い場所で見出さなければなりません。そこで、山口市における生きることの促進要因としての民間連携について、再度学校教育課長へ見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 再質問にお答えします。

1点目の小学校の自殺対策の取り組みにつきましては、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の教員研修を小学校の管理職や教職員も受講しておりますので、その研修をもとに小学生の発達段階を踏まえた内容で授業を実施する学校も出てきております。学校教育課といたしましても、今後は全小中学校でSOSの出し方の授業の実施を進めたいと考えております。

2点目のスクールソーシャルワーカーの効果につきましては、児童・生徒が抱える問題の背景には家庭の状況等が影響していることも少なくなく、福祉面などからの改善が

必要なケースが出てきております。そうした意味でも、より専門的な知見を持つスクールソーシャルワーカーは必要であり、増員も1つの解決策であると考えております。中学校卒業後の切れ目のない支援につきましては、中学校から高等学校等への引き継ぎや子育て支援課、福祉課、健康介護課など、関係課との情報交流が有効と考えております。

3点目の民間連携につきましては、先ほどの山口市スクールソーシャルワーカーも市内NPO法人団体等の連携を進めておりますが、さらに近隣市町の民間団体等の個々のニーズに応じた有効な連携の実態等にも目を向けてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） 次の質問に入ります。

質問番号3番、骨粗しょう症検診の推進について。

前回の6月議会において、私どもは骨粗しょう症検診の重要性について一般質問を行いました。そこで、このたびはそれらを踏まえて追加質問を行います。

まず1点目、山口市における骨粗しょう症検診の推進はどのように進みましたでしょうか。

2点目、日本における寝たきり人口比率の高さは、介護保険制度の問題点としても挙げられます。前回の質問でもお伝えしましたが、骨粗しょう症は閉経後女性の割合が圧倒的に高く、寝たきりとなる原因です。骨粗しょう症は、後期高齢者である75歳以上では既に病院で調べている方、または治療中の方が多く、60から70歳ではまだ調べていない方のほうが多いかと思われまます。そこで、高齢者となる65歳、70歳、75歳の女性でまだ治療をしていない人や未検査の人を対象として、節目の無料検診か300円検診を行ってはいかがでしょうか。

以上、2点におきまして、健康介護課長へ御質問します。

○議長（吉田茂広君） 藤田健康介護課長。

○健康介護課長（藤田弘子君） 御質問にお答えします。

1点目の骨粗しょう症検診の推進についてですが、現在は、本年度に予算化された山口市で死亡原因の上位を占めているがんを早期発見するための各種がん検診や、心臓病、脳血管疾患、糖尿病、腎臓病などの生活習慣病を防ぐための検診を実施しており、来年1月までは今年度の検診を1人でも多くの方に受けていただくよう受診勧奨なども行っている現状でございます。

6月議会で答弁いたしましたように、骨粗しょう症検診につきましては、来年度の予算要望をしていく中で、そのほかの検診と合わせて総合的に検討する必要があります。

2点目の骨粗しょう症検診の実施についてですが、高齢者が急増している現在、要介護原因の1つでもある骨折や筋骨格系疾患を予防するために、その原因となる骨粗しょう症を予防することは必要と考えており、骨粗しょう症検診の導入についても検討はしております。

検診方法につきましては、国が対策型検診を推奨しております。対策型検診とは、集団全体の死亡率減少のために実施する公共的な予防対策です。このため、検診方法の有効性が確立されていることや、利益が不利益を上回ることが条件となります。こうしたことから、山口市でも有効性のある検査方法や、対象者については罹患しやすい女性で、骨粗しょう症を予防できる40歳から70歳の節目年齢を対象にし、個人負担金についても他の検診と比較しながら検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 操 知子君。

○6番（操 知子君） それでは、再質問を行います。

前回の一般質問において、私、性差医療と女性の活躍推進について、こちらの質問を提示させていただきました。

それでは、ただいま健康介護課長からは御答弁をいただきましたので、次は市政全般として市長へ御質問したいと思います。

市長は、今年度予算として、包括的な子育て支援と女性の活躍、インターチェンジ開通を契機としたまちづくり、健康寿命の延伸と高齢者の活躍の3つの重点事項を継続しながら、防災対策も充実し、安心して生活できるまちづくりを目指した山県市政を行われております。特に今年度は、全国の65%の市区と同様、山県市ではインター関連積極的増額予算となっており、また当然のことながら社会保障費も国保増を筆頭として増額しております。

そこで、今後も引き続き、市民の皆様方の生活に寄り添った市政運営を期待したいと思いますが、このたびの私どもの質問、骨粗しょう症検診の推進についての市長の見解を求めます。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前11時06分休憩

午前11時06分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

女性や高齢者の活躍につきましては、今年度も予算の重点事項としておりますが、先ほどから御質問のありますように、骨粗しょう症検診の推進は他の検診と同様に重要と考えております。来年度の予算編成に当たりましては、そうした全体的な検診等も踏まえながら、必要なこうした検診全体を精査し、予算化できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で操 知子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時20分より再開いたします。

午前11時07分休憩

午前11時20分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位11番 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 日本共産党の福井一徳です。議長の指名を受けましたので、一般質問を行います。

さきの6月市議会では、今後10年、20年先の山州市の発展にとって極めて重要な仮称高富インター以北のバイパス4車線実現の課題を取り上げました。今回はこれとも密接にかかわる、インター完成に向けて山州市公共交通網の再編について取り上げたいと思います。

昨年の公共交通実証実験の結果を受け、11月に再び新規路線の実証実験が行われます。岐阜市と同じ222平方キロという山州市の地形で、各地域に合った公共交通のあり方を模索し、デマンドバスも含め紆余曲折ありながらもここまで来たという印象です。私はこの問題、議員になる前から市民の皆さんと一緒に取り組みをしてきました。

そして、今回は、1つ目、美山地域の山県版とでも言えるデマンドタクシー方式は、自宅付近が発着場所になり、買い物や医者通いなど生活行動に即したルートと時刻表、黒田団地や赤尾など美山地域寄りの不便なところもカバーしています。

2つ目、岐阜大学病院線は、主に伊自良地域の高校生にとっては乗り継ぎ割引制度などが今後の検討課題ですが、大幅な通学時間短縮になり、また多くの市民にとっては岐阜大学病院までの直行便であること、市民の方が乗り継げば岐阜市内に出かけることができ、帰り時間も昨年の実証実験の市民の声に基づいて、今回は運行時間が考慮されております。

3つ目に、市街地巡回線は、ハーバス線でカバーできない地域を新たな路線でカバーし、東野台、向イ東、笹倉、石田町、森、旭ヶ丘、高富森、蛭ヶ丘などの方々に支持されています。今年度11月に行われる実証実験は、各地の自治会への協力も呼びかけて市民の声を集めることが大切だと思っています。

このようなことを前提に、以下お尋ねをします。

1点目、新規路線を含めて予算面について、国、県の補助金を含めてどのように考えているのか。

今回、企画財政課から出された資料によりますと、美山地域のデマンド方式は1,800万から2,000万ほどかかる。3台のワゴンで8便で、265日で計算されています。岐阜大学病院線は約1,900万円、マイクロバス6往復12便、月曜日から金曜日までで換算されています。そして、市街地巡回線は1,700万円、週2回、これも53週でワゴン2台で4ルート、1日8便というような計算になっています。これらを含めて、予算についてどのように検討されているか。

そして、2点目、既存ハーバスの利便性の向上による空気バス解消に向けた検討テーマについて、主に3点お伺いします。

1つは、昨年実証実験の乗車人員とハーバスや幹線バスルートへの利用動向への影響についてはどうか。

2点目、ハーバスの路線見直し、特に梅原地域等を含めて、時間帯と本数の見直しについてです。バス停の間隔を見直してバス停の増数をすれば、高齢者にとってバス停が近くなり利便性が向上し、利用者がふえるのではないかと。利用者がなければ素通りすればいいというふうに思います。こういう点をどう考えるか。

3点目、美山地域と類似した地形の伊自良地域や大桑地域について、現行のハーバス路線から美山地域のような山県版のデマンドタクシー路線へ切りかえの可能性について検討課題にならないか。

大きい3点目、2021年バスターミナル完成と運用のめどについてお尋ねをします。

1年おくれのバスターミナルの整備と完成、山県市の玄関と言われてきたんですが、この見通しについてはどうか。

2点目、現行の伊自良線、大桑線は、地域の要望をもとにイオンビッグ、平和堂への乗り入れにより利便性が向上し利用者もふえています。しかし、今後の計画では、バスターミナルを起点とすることで岐北病院へは乗り継ぎになってしまう。このルートは、バスターミナル経由で岐北厚生病院までの直行便、従来どおりとして幹線への乗り継ぎはなしにすることが検討できないか。

そして、パーク・アンド・ライド構想は、実際に通勤通学の時間帯は現行どおりの交通体系の中で、現状は車通勤が主流の中で、この構想は実際に機能するのか。高架下の無料駐車場の設置のみ以外に、新たに構想に投資する計画があるのかどうか。

最後に、今後の再編検討のスケジュールです。ことしの実証実験を経ての結果の検証と既存ハースバス路線の見直し検討なども含め、国土交通省への認可申請の時期を含めた今後の検討スケジュールはどのように考えてみえるのでしょうか。

以上、4点についてお伺いをいたします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 御質問にお答えします。

1点目の新規路線の予算面につきましては、あくまでも概算であり、各路線の実証実験の1カ月間の運行経費を参考に1年間の運行経費を算出しております。今後、本格運行では路線や運行本数により変動するものと考えております。各路線とも国の補助には該当しない路線であります。県の補助は対象にさせていただけるものと見込んでおります。しかし、この新規路線を本格運行すると6,000万円ほどの運行経費の増加となります。このため、美山地域デマンド型交通は昼間運行予定であり、路線が重複している岐北線の昼間及び岐北線神崎系統、乾乗り合いタクシーの路線を間引くなどの経費の削減についても考慮しております。

2点目の利用動向につきましては、ハースバス大桑線、伊自良線、営業路線である岐北線や板取線の1日の平均乗車人数は実証実験の1カ月間では余り増減はなく、影響はなかったものと考えております。

次のハースバス路線の見直しにつきましては、岐阜大学病院線を本格運行することになれば少なからずダイヤを変更させる必要が出てまいります。まだ検討段階ではありますが、例えばハースバス伊自良線では、岐阜大学病院線と路線が重複する部分が多くあるため、ある程度ハースバス伊自良線と岐阜大学病院線の路線をダイヤに合わせて統合する必要が出てくると考えております。また、梅原地区の路線見直しについてですが、岐阜大学病院線で七日市のバス停を新規に設置する予定でございます。

バス停間隔の見直しにつきましては、バス停を新規で設置するためには、場所にもよりますが、市民の皆様、運行業者、公安委員会、陸運支局、土地の所有者などさまざまな関係者がみえます。近年は新たにバス停を設置していない状況ではございます。また、バスは法令などで時刻表に記載してある時間よりも早い時間に出発することはできませんので、そのためバス停を多く設置することで少なからず目的地に着くまでの所要時間がかかるデメリットなどがあると言えます。とはいえバス停を新たに設置しないという

ことではなく、まず市民の皆様からバス停設置の要望をお聞きし、運行事業者及び地域と相談し、設置場所が確保でき、運行に支障がないと判断できれば設置することができると考えます。

美山地域と類似した地形の伊自良や大桑についてのデマンドへの転換につきましては、新規路線を検討していました29年度では、ハーバス伊自良線、ハーバス大桑線の乗車人口は微増傾向でありましたので、地域の足として利用され始めている状況でございます。また、現在は、美山地域デマンド型交通や岐阜大学病院線、市街地巡回線の新規路線の本格運行に向けている局面であるため、伊自良地域と大桑地域での運行方法の変更は考えておりません。しかし、今後も利用者を増加させるために、現状維持ではなくルートやダイヤ、運行方法も含め最適な運行を今後も検討を続けてまいります。

3点目の2番目、バスターミナル開設後の岐北厚生病院への直行運行につきましては、現在ハーバス大桑線、伊自良線の多くの方が岐北厚生病院を目的地として利用していることは十分承知しております。そのため、バスターミナル開設後もハーバス大桑線、伊自良線が岐北厚生病院まで乗り継ぎなしで運行できるルート等も検討してまいります。

4点目の今後のスケジュールにつきましては、まず、今年度の11月に新規路線の実証実験を行います。実証実験の結果を踏まえ、令和元年度中には本格運行を行うかどうかなどを公共交通会議等に諮問し、決定したいと考えております。その後、運行業者の選定、バス停設置場所の協議等を行い、来年度の秋までには本格運行の認可申請等をできればと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 長野まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（長野健一君） 御質問にお答えします。

3点目の山県市が整備するバスターミナルの完成見通しについてでございますが、バスターミナル整備用地につきましては、地権者の御理解を得て、本年6月までに改良予定の周辺道路を含めた必要な用地の取得が完了しました。これにより、今年度は周辺道路及び高架下駐車場を中心に整備を進めますが、現在工事の発注を行ったところでございます。

鉄道のない山県市としては路線バスが重要な公共交通機関であり、これとさまざまな交通手段の結節点として役割を担うバスターミナルの完成を1日でも早く実現するため、関係する部署やバス運行会社等と協議を密にし、工事はもとより運行ダイヤの見直しなど、ハード、ソフト両面についてそれぞれにスケジュール管理を行いながら、令和2年度中の供用開始に向けて努力してまいります。

次に、パーク・アンド・バスライド構想は、現状は車通勤が主流の中で機能するのかなどの質問につきましては、山口市はバスターミナルを計画するに当たり、近隣市町の同様な施設について、パーク・アンド・バスライドを含め利用状況等を調査しております。これによると、1日平均で100台近くの利用のある施設もあり、山口市においてもパーク・アンド・バスライドの利用は見込まれるとして計画を進めてまいります。また、高架下は駐車場以外の使用に投資する計画があるのかの御質問については、パーク・アンド・バスライドの実施に当たっては無料駐車場があることを最大の強みとし、より多くの市民の皆様にはバスターミナル事業を認知していただくことが最優先課題と考えており、高架下の駐車場以外の使用に伴う新たな設備投資などは現在は考えておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 今、御答弁をいただきました。それで、この公共交通については、出発が平成25年に山口市の公共交通総合連携計画ということで、これを策定してこれに基づいて、その後バスターミナルという問題も出てきて、統合しながら議論をしてきたという経緯があります。前年平成24年度に市民の調査等をしながらこういう計画をしてきていると。

改めてそういう意味でいうと、この中身を振り返って見てみますと、自主運行バスがなくなると今すぐ困るというふうに答えている人は美山とか伊自良で9%、今は困らないけれども将来困るねというのが合わせて62%なんですね。実際に自分で運転をやめたらどうするのという質問にも、公共交通を利用するというのが52%、伊自良は56%あるんですが、家族に送迎してもらおうという人が3割、こういうデータがあるんですよ。この中で注目するのは、じゃ、家族、知人などで送迎してくれる人はいますかという質問に対して、送迎してくれる人はいないと答えている人が2割、伊自良は23%、一番3地区では飛び抜けているんですけども。山口市は当時、70代、80代で独居世帯が1割を超すというような話をされていて、これが策定されてからもう5年たっているんですね。自主運行バスを利用する理由を教えてくださいという中に、乗っている人は、自動車の免許がないからというのが54%、送迎してくれる人がいないというのが42%というふうに答えられていて、本当に困っているからこういうのを利用しているというのがあります。改善項目も中に出てきて、改善項目はやっぱり運行本数を増加してほしいというのが56%、バス路線間の接続を改善してほしいというのが32%というような具体的なこういうデータがあります。

私は、山口市として今いろいろ議論しているのは、紆余曲折があつてと最初話をしま

したけれども、こうしたずーっと積み上げの中で、各地域でいろいろと議論をしながら、それぞれの山県市の地域に合ったやり方をどう求めていくかということでの議論をしてきたというふうに思います。

冒頭でお聞きしたのは予算の関係ですね。これはもうデマンドタクシーを全市にと行ってきたんですけれども、とてもお金がなくてできないというような当初の話だったんですが、今の課長答弁の中でも、実際には重複する部分は整理をしたり、いろんな形を工夫しながら全体としてざくっと見積もれば6,000万だけれども、そこを少なくともそういう重複、それから美山地域については間引きをすとか相乗りタクシーを統合するというようなことも含めて、何とか対応していきたいというような御返事でした。これは、本当にこれを進めていく上で心強い答弁だなというふうに私は思っています。

その意味では、今回、実証実験の新路線について、3点ぐらい言うんですが、美山地域は毎日この形を運行する。それから、岐阜大学病院については、途中でバス停にとまるというのもあったんですけれども、マイクロバスで実際にお年寄りがマイクロバスに乗られたときに、高く、低床化していないので、転げられていろいろ大変だったというのが実際私も行って目撃したんですけれども、そういう意味ではバスについてもいろんな配慮が必要だと思うんですが、ぜひ病院行きは維持をしてほしい。それから、巡回線については、今の計画では週2回というふうになっているんですね。よく利用されている地域の人からは、本当は毎日なんだけれども、できれば週3回ぐらい運行することはできないかというような要望も出ています。そういう実証実験で行う新規路線については、基本的にこれをぜひ形にしてほしいというのが1点目。

それから、2点目で、バス停の問題についてはなかなか難しいというお話が出ました。これ、美濃市、以前市長にもお聞きをしたんですが、美濃市はデマンドタクシーをやっているんですね。二百数十カ所のバス停が小まめにあるんです。バス停からバス停へ移動するという形になっていて、こういう話をした近くの自治会長さんも実際に美濃市へ行って乗ってみられたそうです。これは、私たちも行っていますが、非常に便利だと。そういう意味でいうと、本当に自宅近くの発着が可能というか、そういうところの検討が必要じゃないかと。だから、この点では本当に、ぜひ伊自良とか大桑地域でも山県版のデマンドワゴンみたいなものを、今回の新規路線では当面はまだ考えないという話でしたけれども、ずっとこの足の問題は続くので、ぜひそういう観点はきちっと持って、住民の皆さんと議論をしながら進めてほしいというのが2つ目。

3つ目は、ハーバスの見直しで既存のバスをいかに利用してもらうかですね。これは先ほども言いましたけど、60を過ぎると歩行速度が低下するんですって。私もそうなん

ですけどね。1分当たり大体60から70メートルというのが、日本でも世界でも研究されていて大体そんなもんだと。だから、お年寄りの足で5分で行けるというところで、大体300メートルという設定がされているというのが出てくるんですけども、実例で見ると、例えば私の住んでいる高木と持成、バス停間は400メートルです。実際はかりました。持成から八京というところがあるんですね。ここまでは600メートルなんです。地元の人たちは、持成と八京の間か、バス停をずらすか何かして、裏の団地のあたりに据えてほしいというような要望もあるんです。そういう、全部見直せとは私は思いませんが、いろいろな地域によってはバス停をふやすということも非常に重要じゃないかなというふうに思っています。その点では、それぞれ本当に地域のところで、ここはぜひふやしてほしいとか、そういうような具体的な検討をぜひしてほしいというふうに思うんですが、以上、その3点について、再度企画財政課長にお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

3点御質問いただきました。まず1点目の、ぜひ形にしてほしいということでございますが、基本的に今の実証実験をそのまま本格運行に移行していくという形になるのかなというふうには考えております。そのために、今年度もまた実証実験を行うという形にしております。先ほど市内巡回線のほう、2回とおっしゃられましたが、昨年度の実証実験は5ルートあったんですが、今年度から実証実験の結果を踏まえて4ルートにしておりますが、今月号の広報と来月号の広報でまたお知らせをさせていただくんですが、南と北路線は週3回、西と、もう一つ佐賀のほうを通るやつですね、あれは週2回の予定をしておるはずですので、一回それは御確認いただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

あと、2点目の伊自良、大桑線のデマンドにつきましても、国庫補助の絡みや県補助の絡みもございますので、一概にすぐやりますという話には当然できないことだと思っております。今回美山地域を、一部乾をデマンドにして、今回美山全域をデマンドに変えたということで、順次、それがよければ見直していきたいというふうには考えておりますが、なかなか難しいのかなというふうには思っております。

3点目の既存のバス停をとという話ですが、先ほど言いましたように、バス停を置くにはそれなりにいろんな方、当然関係者がみえますので、先ほど言われた300メートルというものもありますし、その辺でどのくらい利用されるかというのも、当然設置するに当たり条件が出てきますので、その辺は一度要望していただければ。ただ要望していただいても、当然バス停を設置するには運輸局の許可が要りますので、すぐというわけにはい

きませんが、既存のバス停を変更することも可能だとは考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 3点お答えをいただきました。具体的な財政問題も含めて検討をこれからされるというふうに思いますので、ぜひ実現を目指してほしいなど。南北については3回ということでしたが、東西が2回ということなので、ここらあたりもできれば3回というようなことも検討してほしいというふうには思います。

具体的にはこれ、多分こういう計画、かなり大がかりな再編なので、決めると五、六年は多分変えることはないと思うんですね、いろんな申請とかそういうこともあって。その意味では、地域の中で自治会のところを含めて、バス調整会議とかいろいろ開かれているんですけども、やっぱりそれぞれの地域の中できちっと市民の人たちの声を集めると。

先ほど私言いましたように、公共交通というのは意外と車に乗っているという人が圧倒的なので、乗らない人の、弱者の声ってなかなか出てこないんですよ。だから、私は個人的には、例えば昼間の時間帯にそれぞれ会合を持つとかということを含めて必要じゃないかというふうに思っていますし、先ほど課長もおっしゃったように、要望を出しても利用をしなければ成り立たないと、そのとおりだと思うんですよ。だから、やっぱり地域の人たちが本当に利用しようというように、要するにコンセンサスも含めながら要望を整理していくということが大事だと思いますので、3点目の質問ですが、改めて来年の秋には認可申請を出したいということなんですけれども、ここに向けた地域の市民の皆さんが参加するような検討の場ということをきちっとやっぱり設ける必要があるんじゃないかと。そういう中で、皆さんが本当に地域の足をみんなで守っていこうというような流れで中身を、再編を成功させていく必要があるのではないかとこのように思いますので、特にその点について、今後この1年間の中で、具体的な場を設置してほしいと思うんですが、その点についてお尋ねをします。

○議長（吉田茂広君） 奥田理事兼企画財政課長。

○理事兼企画財政課長（奥田英彦君） 再質問にお答えさせていただきます。

そういう場合は当然、今回の実証実験につきましても、高富、伊自良、美山2カ所等ではバスの会議を自治会長さんにお集まりいただいてやったとか、老人クラブの会場でも1回説明したというふうに聞いておりますので、この実証実験の結果を受けて、結果につきましてはホームページ等で公表させていただきますので、皆さんの御意見もそこで、

今回、伊自良線の時間をずらしたりというのは昨年の実証実験の結果を踏まえて変えておりますので、また本格運行の前には皆さんの御意見を聞く場は当然設けるものだと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君、質問を変えてください。

○8番（福井一徳君） では、次に、2番目の質問に移りたいと思います。

非核平和都市宣言に基づく平和教育、平和関連事業の実施状況についてお尋ねをしたいと思います。

山口市では平成30年度第3回市議会で、満場一致で非核平和都市宣言を採択いたしました。この間、山口市での制定を議会で求めてきた立場から、また当時の理事兼総務課長が、宣言するだけでなく中身をどう事業化するかが大切だとの意見も踏まえ、平成30年度第4回市議会で、平成31年度予算に向けて、その内容について一般質問をしてきました。

ところで、来年2020年という年は、広島、長崎の被爆75年、NPT核不拡散条約発効50年、2020年NPTの再検討会議という、核兵器のない世界に向けた重要な節目の年になります。今、世界の体制は核兵器の禁止、廃絶へと向かっています。一昨年の核兵器禁条約には、国連加盟国の3分の2を超える126カ国が賛成しました。2017年7月に核兵器禁止条約が採択されて2年、調印国は70カ国、批准国も着実にふえて、ことしの夏で24カ国になりました。全ての国の政府に核兵器を禁止し、核廃絶する条約の締結を求めるヒバクシャ国際署名は広がり続け、この1年間に600万人ふえて、署名は1,000万人分に達しようとしています。自治体首長の賛同は1,135人で3分の2に達しています。核兵器廃絶を願う人であれば、立場の違いを超えて誰もが禁止条約を支持してくれます。このような中で山口市が非核平和都市宣言をした意味は、核兵器をなくし平和な社会を子供や孫の世代に引き継いでいこうとする私たちの意思の表明であり、具体的な行動が求められます。

林市長は、平成29年度第3回市議会の、平和首長会議への参加の感想に関する答弁の中で、長崎市内で被爆された方による被爆体験証言、平和首長会議加盟都市によります平和の活動などの事例発表を拝聴して、私の感想でございますが、核兵器による被害の経験がない海外からの参加者が、核兵器の脅威やその悲惨な被害を十分理解され、次の世代にそのような悲惨な経験をさせてはならないという強い思いと平和実現に対する決意を持たれていることに心から敬服するとともに、若い世代の平和活動への参加や平和教育の大切さを実感したところでもございますと述べられています。

そこで4点。

1つは、関連施策のとりまとめの部署として理事兼総務課長にお尋ねをいたします。

まず、令和元年の関連施策について。その課題と実施状況について御報告をしてください。また、市長が議会答弁で述べられた核兵器の脅威やその悲惨な被害を十分理解する上で、被爆写真パネル展に取り組んでいる全国各地の報告も寄せられています。そこで、市として被爆写真パネルを複数購入し、広く山県市民や各種団体に貸し出し、各地域の公民館やその他の施設、機会での取り組みを支援する体制をつくっていただきたい。

2点目、若者に対する平和教育を推進する立場から、理事兼学校教育課長にお尋ねをします。

山県市のホームページには、子どもたちによる平和なまち絵画コンテストの募集記事が掲載されていました。6月1日時点で6歳から15歳以下の子供、B4サイズの画用紙に本人が考える平和なまちへの募集でした。ぜひ来年は教育委員会として山県市の小中学生を対象に校長会、PTAなどとも協力して、ことしの企画を大いに、さらに大きくして山県市長賞、教育長賞、PTA会長賞などを設けて実施してはいかがでしょうか。

3点目、生涯学習課長にお尋ねをいたします。

社会教育としての平和教育も大切です。非核平和都市宣言を記念した被爆者の方を招いての被爆者講演会などや、映画「はだしのゲン」や、山田五十鈴、月丘夢路、岡田英次主演の幻の映画とされた、第5回ベルリン国際映画祭長編映画賞受賞「ひろしま」の上映会などを令和2年の事業計画にぜひ盛り込んでいただけないでしょうか。

4点目、非核平和都市宣言を推進する市長として、非核平和都市宣言をした山県市に働く全職員の皆さんに対し、市長からメッセージとして核廃絶、ヒバクシャ署名の訴えをしていただけないでしょうか。

以上、4点お尋ねいたします。

○議長（吉田茂広君） 此島理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（此島祐司君） 御質問にお答えいたします。

昨年の第3回定例会において山県市非核都市平和宣言が議決されましたことを踏まえ、平和関連施策を推進するに当たり、総務課から日本非核宣言自治体協議会、あるいは平和首長会議が実施する事業について各課に紹介し、各課で取り組みができる事業があれば実施するよう依頼しているところでございます。

今年度の実施状況でございますが、山県市が日本非核宣言自治体協議会に加入しましたことにより、ミニミニ原爆展に使用するポスター資料を提供いただきましたので、総務課におきましては、昨年度、本庁舎や高富、伊自良、美山の各中央公民館におきまし

てミニミニ原爆展を実施したところですが、今年度につきましては、来客数が多い8月にグリーンプラザみやまの研修室におきましてミニミニ原爆展を開催したところでございます。なお、このミニミニ原爆展につきましては、生涯学習課が今後、高富、伊自良、美山の中央公民館におきましても開催する予定でございます。

また、山田市が加入しております平和首長会議から、子どもたちによる平和なまち絵画コンテスト2019の募集がありましたので、市のホームページで作品の募集を行っておりますほか、つい先日でございますが、被爆樹木の苗木の配布事業についての案内がありましたので、植樹事業等に活用できるよう、各課に対して現在照会をしているところでございます。

このほかにも、以前から実施しております、原爆が投下された日の黙禱につきましては、今年度も長崎に原爆が投下された8月9日午前11時2分に市役所の館内放送を利用して原爆死没者の慰霊と平和祈念の黙禱を実施いたしました。特に今年度につきましては、御家庭や職場でも実施いただけるよう、市のホームページでも呼びかけを行ったところでございます。なお、広島に原爆が投下されました8月6日午前8時15分につきましては、市役所の執務時間外となることから黙禱は従来より実施しておりません。

そのほかにも、山田市非核平和都市宣言を制定する以前から実施しているところでございますが、核兵器のない世界を目指して実施される平和行進の主催団体からの要望に応じ、今年度につきましては2つの団体に市長からの平和メッセージを提供したところでございます。

課題ということで御質問いただきましたが、各課におきましては財政状況が厳しい折、少額の予算で実施可能な日本非核宣言自治体協議会の事業の中で取り組みができる事業を検討してもらいましたが、本年度につきましては予定がなく、今後につきましては、単独事業では実施できなくても、ほかの事業に合わせて平和に関する事業を実施していただけないか、こういったことも依頼してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ミニミニ原爆展に使用するポスター資料につきまして、日本非核宣言自治体協議会の事務局のほうへ確認いたしましたところ、ポスターの在庫が少なく、一自治体に対して複数セットを提供することは困難という回答がございました。現在所有しておりますポスター資料が、展示や撤去を繰り返したことでかなり傷んでおる状況にございますので、少ない在庫の中で新たなポスター資料を提供いただき、さらに繰り返しの使用に耐えられるようなラミネート加工とかそういった加工ができれば、貸し出しするよう手続等を整備してまいりたいと考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 鬼頭理事兼学校教育課長。

○理事兼学校教育課長（鬼頭立城君） 2点目の御質問にお答えします。

これまで山口市夏休み作品展は、科学作品部門、社会科作品部門、図工作品部門など6部門で作品展示、表彰を行ってきておりました。本年度から、そのほかの部門を設置し、より多くの作品が展示、表彰できるようにしてまいりました。先日の表彰式では、16名の児童・生徒が市長より直接表彰を受けることができました。平和教育に関する作品等もそのほかの部門に含めることや新たに部門を設けることも可能と考えます。また、来年度の児童・生徒向け夏休みコンクール募集一覧には、平和なまち絵画コンテストを新たに加え、周知、啓発を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 土井生涯学習課長。

○生涯学習課長（土井義弘君） 3点目の御質問にお答えします。

市民に多様な学習の機会を提供することが生涯学習課の役割であり、平和に対する学習もその1つと考えられます。市民の関心やニーズを踏まえ、映画等の計画について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

私は核兵器の廃絶と世界恒久平和を実現したいとの思いからヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、いわゆるヒバクシャ国際署名に署名をいたしております。ちなみに、1,173市町村と20の都道府県の首長が署名し、岐阜県内におきましては29の市町村長の首長が署名をいたしておりますが、私は賛同し、署名をいたしました。署名はそれぞれ個人の意思でございますので、市長である私から職員にヒバクシャ国際署名について署名を強要することはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 福井一徳君。

○8番（福井一徳君） それでは、今、答弁の中では、新たに単独事業では予算をとれないとか云々という話もありました。一方では、ポスターの展示等々を含めて、それぞれの山口市の公民館等でやっていきたいということでしたので、ぜひそういう年間の計画をきちっとつくって市民に知らせてほしいなど、映画の上映なんかも含めてそうだと思います。

実は、市長に最後、質問をしますが、山口市の読書感想文コンクール、先ほど教育課

長がおっしゃいました。これは新聞にも出ていまして、これ、出ているので、名前も公表されているからいいと思うんですけど、富岡小学校6年生の長屋さんが市長賞、みんなが笑っているためにという作文が市長賞をとられました。私は議会が終わってから下に行ったときに、市長賞がいっぱい並べてあったので、全部ずーっと作品を見ましたし、感想文も読みました。

この中で、この子が、自閉症という言葉は知っていましたが、どういう症状かは知りませんでした。自閉症の人は言葉や行動に幼さがあり、周囲から理解されない行動をしてしまう心と脳のギャップに苦しんでいることが、『自閉症の僕が跳びはねる理由』という本を読んでわかりました。恥ずかしながら、私、この本をタイトルは見たことあるんですけども、買って読んだことはなかったので翌日早速買いに行ってきたんですけども、これは東田直樹さんという人が13歳に、自閉症の当事者が書いたと。これは当事者が書いたというのは学術的な面も含めてすごく注目をされて、今、全国で、全世界で30言語で翻訳されて、世界のベストセラーらしいです。村上春樹に次ぐ広く翻訳されている作家だというふうに、デビット・ミッチェルさん、この翻訳をした方が言われています。

それで、長屋さんは夏休みにこの本を読んだ後にお母さんと一緒にボランティアをやられているみたいで、障がい者施設の夏祭りに出かけた。そのときに、自分の母親が障がい者に語りかけているのを見て、ああ、お母さんすごいなと言ってすごく関心をした。だけど自分は最後まで声をかけることができなかつたと。この次は勇気を出して声をかけようと思ったというのが感想文の終わりだったんですね。やっぱり私は読書の力はすごい、学んで理解するというのと、実際に実践の中でそのことを自分が深めて、広げていく。

平和なまち絵画コンクールも平和に関する読書コンクールというの、次を担っていく子供たちにとってとても大切なことだというふうに思います。その意味で、こうした非核平和都市宣言をした山口市にふさわしく平和教育を推進するという意味では、先ほど予算がないという話があったんですけど、ここはやっぱり市長にとって何だというふうに思いますので、個々のいろんな議論だけではなくて、山口市全体として総合的に各課を踏まえての検討で予算調整も含めて、市長にぜひその点からリーダーシップをとっていただきたいというのを最後に質問したいと思います。

○議長（吉田茂広君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたように、各課ではそれぞれこうした宣言をしたと

いう認識のもとに取り組んでおります。これから新年度予算に入っていくわけではございますけれども、そういった意を酌んで十分な要望をかなえていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田茂広君） 以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後0時06分休憩

午後0時07分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（吉田茂広君） これにて一般質問は全て終了いたしました。

27日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後0時07分散会

令和元年9月27日

山県市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 9月27日（金曜日）

○議事日程 第5号 令和元年9月27日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第2号 平成30年度山縣市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山縣市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第3 討 論

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山縣市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山縣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山縣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山縣市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山縣市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山縣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山縣市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第4 採 決

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山縣市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山縣市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山縣市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第5 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について

- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第3 討 論

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第4 採 決

- 議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について
- 議第87号 山県市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議第88号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第89号 山県市森林環境整備基金条例について
- 議第90号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 平成30年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第91号 令和元年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第92号 令和元年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第93号 令和元年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第94号 市道路線の認定について
- 議第95号 市道路線の廃止について
- 議第96号 市道路線の変更について

日程第5 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 寺町祥江君 | 2番 | 加藤裕章君 |
| 3番 | 古川雅一君 | 4番 | 加藤義信君 |
| 5番 | 郷明夫君 | 6番 | 操知子君 |
| 8番 | 福井一徳君 | 9番 | 山崎通君 |
| 10番 | 吉田茂広君 | 11番 | 上野欣也君 |
| 12番 | 石神真君 | 13番 | 武藤孝成君 |
| 14番 | 藤根圓六君 | | |

○欠席議員（1名）

- 7番 村瀬誠三君
-

○説明のため出席した者の職氏名

- 市長 林宏優君 副市長 宇野邦朗君

教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	此島祐司君
理事兼 地方創生監	浅井聡君	理事兼 企画財政課長	奥田英彦君
税務課長	山田正広君	市民環境 課長	谷村政彦君
福祉課長	江尾浩行君	健康介護 課長	藤田弘子君
子育て支援 課長	浅野晃秀君	農林畜産 課長	三嶋克之君
水道課長	高瀬正人君	建設課長	大西一也君
まちづくり・ 企業支援課長	長野健一君	会計管理者	安川英明君
理事兼 学校教育課長	鬼頭立城君	生涯学習 課長	土井義弘君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

理事兼 事務局長	久保田裕司君	書記	棚橋輝英君
書記	長谷部尊徳君		

午前10時13分開議

○議長（吉田茂広君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（吉田茂広君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件について、常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業建設委員会委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月18日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第86号、議第89号、認第1号、議第91号及び議第94号から議第96号の所管に属する条例案件2件、認定案件1件、補正予算案件1件、その他案件3件の7議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 平成30年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、ふるさと応援寄附金推進事業の返礼品が39品目追加され、寄附金額は1.8倍、寄附件数は2.3倍に増加したが、返礼品の上位の品目と件数について。地域活性化事業補助金（まつり補助金）の高富ふれあい秋まつりに関して、今後の方針及び栗まつりの一環として行わないメリットについて、また、高富ふれあい秋まつり、伊自良夏まつり、みやま川祭りの補助金各100万円の根拠規定の精査について。集落支援員・地域おこし協力隊設置事業の不用額が206万2,000円出た理由及び画期的なインパクトのある方法の検討について。乾乗合タクシー運行事業で実施された貨客混載の実証実験の評価について。山口市ハーバス実証実験事業による乗客意見、問題点等の内容及び1便当たりの利用者数並びに今後の実証実験の予定について。中山間地域等直接支払交付金事業に関して、交付金対象農地における耕作放棄や転用による全額返還の有無及び後継者などの人材確保や行政の広域化による持続的な対策における現状と今後の展開について。狩猟免許取得助成金の実績がなかったが、職員が働きかけをすること及び職員で協力して進めることについて。道路新設改良費の県事業負担金が大幅に減額した理由及び市民の身近な部分において必要な県単独事業を実施することについて。建築物耐震診断補助金の限度額及び補助率並びに診断結果により補強工事が必要となった場合の補強工事に対する補助金について。消防団活動事業の事業費内訳及び増

額理由について。防火団体育成事業において、全国大会に向けて選手の人選に苦慮したとあるが、不用額が207万5,000円出たということはどこかに無理があったのではないかということについて。議第91号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第2号）（総務産業建設関係）では、総務管理費、一般管理費1,028万3,000円の給与等の補正内容について。林業費、林業振興費、積立金1,469万9,000円の根拠と森林環境税との関係についてなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第86号、議第89号、認第1号、議第91号及び議第94号から議第96号の7議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤裕章君。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤裕章君） 厚生文教委員会委員長報告をします。

本委員会は、9月19日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第86号から議第88号、議第90号、認第1号及び認第2号並びに議第91号から議第93号までの9議案の所管に属する条例案件4件、認定案件2件、補正予算案件3件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 平成30年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、総務費においては、市青色申告会補助金における補助金の支出根拠について。固定資産税の自主財源について。平成30年度の不納欠損額と未済額の内容について。マイナンバーカードの平成30年度の申請数と発行枚数、今までの累計発行枚数について。民生費においては、社会福祉協議会補助金実績における事業内容について。買物弱者対策支援事業補助金における給付金額の確定方法、買い物困難地域のエリアについて。福祉を担う人づくり事業における資格取得後の振興券支給者の活動の把握について。結婚支援事業における婚活イベントの周知方法について。子ども貧困対策実態調査における子供の貧困及び支援ニーズの実態、山口市の支援策について。シルバー人材センター補助金における新規事業である介護分野の事業内容及び状況について。緊急通報システム設置補助事業における運用面の弾力化、改善要望に対する検討結果について。重度身体障がい者紙オムツ購入助成事業における潜在対象者数と普及の推進について。出産祝金から見る子育て支援策の成果について。放課後児童健全育成事業における障がいのある児童の受け入れ数と放課後児童クラブの管理責任について。児童扶養手当給付事業における母子家庭、父子家庭の世帯数と市内の支援団体について。保育園運営事業における不用額1,285万4,000円の理由について。高富児童館指定管理事業における市内、市外別の年間利用者数と利用者数の減少要因について、また運

営における指定管理料は適正であるかについて。ファミリー・サポート・センター事業における利用促進のための料金の検討について。生活保護扶助費における医療扶助の比率急増の要因について。衛生費においては、健康診査・各種がん検診事業における他市との比較や傾向、県下の特徴的な取り組み、今後の受診率向上の施策について。救急補助病院運営費事業における救急医療に関する経費の範囲、助成金の確定額の基準について。犬猫等収集処理委託事業における死骸回収実績の詳細について。ごみ処理事業における資源回収補助金の少なかった理由について。クリーンセンター管理事業における不用額の発生原因について。教育費においては、まちづくり振興券配布業務委託料における業務委託料の詳細について。スクール・サポート・スタッフ賃金における事業成果の評価内容について。山高未来プロジェクト負担金における活動経費の内容について。小学校学習支援員報酬・共済費における学習支援員が2名減となっている理由と今後の任用方法について。学校内LAN保守点検委託料が毎年同じ額となっている理由について。高富小学校のプールろ過装置取替工事について、施工実施を再検討することとした理由について。山県ふるさと体験事業における各学校の創意工夫を生かした研修の内容について。教育ICT関連備品購入における保守点検委託料の金額、今後の計画的な整備内容について。放課後子どもプラン事業における今後の評価、成果に対する判断材料について。人権教育啓発事業における人権教育講演会での来場者の年齢層の把握状況について。介護保険特別会計においては、高額介護サービス費における払戻金の基準について。配食サービス事業におけるサービス利用者増に対して配食数が減っている理由について。認知症カフェ事業における参加者数が大きく増加している理由について。公共下水道事業特別会計においては、接続率を向上させるための今後の対策について。認第2号 平成30年度山県市水道事業会計決算の認定については、施設の維持管理費、老朽化した配水管更新等の設備改良工事、計画的な設備改良と財源確保の計画立案に対する進捗状況についてなどの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第86号から議第88号、議第90号、認第1号及び認第2号並びに議第91号から議第93号までの9議案は全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の審査報告とさせていただきます。

○議長（吉田茂広君） 常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（吉田茂広君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

操 知子君。

○6番（操 知子君） 総務産業建設委員会の委員長報告に対して、ちょっと訂正というんですか、こちら6番目の質問なんです、中山間地域の直接支払交付金事業の質疑は、私が委員会の中でさせていただいたものなんです、そちらの記載の中にある2段目の人材確保や行政の広域化による持続的な対策における現状という言葉があるんですが、私は人・農地プランを、要するに市内の中での地域農業を軸として、ほかの地域にも広げていくという意味で、行政、市の中のほかの地域という意味で質問をさせていただいたものです。この行政の広域化となると、ほかの自治体という意味合いになってしまうのではないかなと思うんですが、こちら、訂正していただけるとありがたいなと思います。

○議長（吉田茂広君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時32分再開

○議長（吉田茂広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務産業建設委員長 古川雅一君。

○総務産業建設常任委員会委員長（古川雅一君） これは、私はこのように捉えたということで御理解いただければ、お願いします。

○議長（吉田茂広君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（吉田茂広君） 日程第3、討論。

これより、議第86号から議第96号までの討論を行います。

討論の通告がありますので発言を許します。

なお、討論は的確に、手短に願います。

福井一徳君。

○8番（福井一徳君） 議長から御指名をいただきましたので、通告に基づいて、認第1

号 平成30年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

短くと言われましたけれども、私なりに短くしたいと思います。

さて、日本国憲法第8章、地方自治の原則に基づいて、地方自治体が二元代表制をとっているのは周知のことですが、執行機関と独立、対等な関係にある議会には、常に執行に対する監視と評価、政策提案の機能を果たすことにより緊張関係を保つことが求められています。

ことし3月19日の中日新聞に、首長提案、素通り6割という記事が載っていました。今、全国の議会改革のテーマは、追認機関になっている現状からの脱却であります。山口市議会も今期、特別委員会を設置して議会基本条例に基づく議会の実践を検証しているところであります。

それでは、そのような立場から平成30年度山口市一般会計及び特別会計の決算に関して、幾つかの具体的な決算内容について触れながら、総じて一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をいたします。

平成30年度決算の中に、地方創生・地域経済牽引事業、水栓バルブ発祥の地・山県の水栓バルブ製造業リノベーション事業として3,206万円余が上がっています。私はこの間、地場産業の高齢化による下請企業の現状を見て、足元をしっかりと見据え、大企業誘致ではなく地場産業への支援強化を訴えてきました。この点で、地域経済牽引事業はナノシヤワーの医療分野での展開の模索など、新たな事業と雇用を生み出すものと期待を表明してきました。そして、この事業が着実に遂行されていることについて評価するとともに、今後の一層の充実を求めるものです。

一方で、山県バスターミナル整備事業は用地取得のおくれ等で当初計画が1年先延ばしになりました。議会の質疑では、ことし6月に用地取得もでき、令和3年度中の完成見通しの答弁がありました。

また、これに関連して、山口市ハーバス実証実験事業費が788万5,000円決算に計上されました。高齢化の進展のもとで免許返上した高齢者にとっては、公共交通の確保は今後死活問題です。交通弱者の足を守るために、デマンドバスの全市への導入に取り組んできた立場からすれば、まだまだ課題を残しています。

一方で、今回のハーバス実証実験は、山口市にふさわしい公共交通のあり方を考える上で幾つかの課題や問題点の整理、実際に利用された市民の声など、今後の計画に生かす貴重な成果が得られたと評価したいと思います。今後は、免許返上して困っている方への聞き取りなど、困っている市民の声をしっかりと把握する手だてをとることが重要で

す。

さて、この間、政府が進めてきた国民の個人情報をも総合的に把握するための総背番号制としてのマイナンバーカードについて、山口市独自の打ち出しも大規模になっており、その開発等に反対してきました。

政府は9月初旬、デジタル・ガバメント閣僚会議なるものを開催して、普及率13.9%と普及が進まないマイナンバーカードの普及に向けて、健康保険証などの利用の仕組みや工程表の検討を進めようとしています。早くも医療現場では事務の混乱から反対の声が上がっています。

一方、市議会の質疑でも述べたように、個人情報の漏えいが後を絶たない中で、国家公務員、地方公務員と家族に強制的に持たせようとする動き等まで情報が漏れ聞こえてきます。そんな中で、山口市としてはこの動きに対して、あくまでカード作成は個人の意思によるもので任意なので、強制的にカードをつくることは強制しないとの明確な課長答弁がありましたので、厚生文教委員会では関連決算を認証しました。

ここから反対意見であります。

平成30年度から31年度にかけて、グリーンプラザみやまコテージ村及びキャンプ場の改修工事が辺地債を活用して進められました。辺地法による辺地債の目的は、その地域とその他の地域との間における住民の生活、文化水準の著しい格差の是正を図るとしてあります。今回のオートキャンプ場の整備に伴って、利用者の利便性確保のために利用料が改定され、内容については同意をしました。

一方で、辺地債の目的からして6,000万に及ぶ総合整備計画の策定、そのうち4,800万円グリーンプラザのオートキャンプ場の整備が美山北部地域の住民の生活文化水準の著しい格差の是正にどのように結びつくか質疑でも取り上げ、予算段階から反対を表明してきましたが、いまだ納得できません。したがって、この事業については予算同様に、決算の認証には反対します。

香り会館指定管理事業の1,423万3,000円についての決算認証についても反対をします。平成30年第4回市議会で指定管理の決定に際し、本来、決定に必要なドルフィンの事業提案書が議会にも提出されず、議決を求めるといふ、私は不正常的な決め方だといふふうに思っています。指定管理のあり方や補助金のあり方をめぐるといふ問題提起がこの間複数の議員からなされていますが、具体化はされていません。今回の本会議の質疑で決算状況について指摘しましたが、収支決算では売り上げ分864万8,000円が減収になっています。

最後に、今回の成果報告書には、同じ指定管理事業でありながら、高富児童館のように詳細にわたって結果や評価と課題が求められ報告されている事例もあります。今後は

議会で確認されたとおり、議長を通じて、行政側に指定管理事業に関して予算段階からの詳細がわかる資料提示を含め、しっかりと予算決算審議ができる諸資料の提示が行政側に求められることになると思います。改めて、指定管理のあり方や指名の仕方、また補助金のあり方についての検討が必要であると思います。

以上、評価できる内容もありますが、その他さまざまな内容を総合いたしまして、平成30年度の山口市一般会計及び歳入歳出決算の認証については反対を表明します。

以上です。

○議長（吉田茂広君） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（吉田茂広君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第86号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第87号 山口市印鑑条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決さ

れました。

議第88号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第89号 山口市森林環境整備基金条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第90号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認第1号 平成30年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議がありますので、本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田茂広君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

認第2号 平成30年度山口市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第91号 令和元年度山口市一般会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第92号 令和元年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第93号 令和元年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第94号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第95号 市道路線の廃止について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第96号 市道路線の変更について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

○議長（吉田茂広君） 日程第5、議員の派遣について議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山県市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田茂広君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（吉田茂広君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて会議を閉じます。提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて令和元年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 吉 田 茂 広

1 番 議 員 寺 町 祥 江

2 番 議 員 加 藤 裕 章